

阪南市立地適正化計画

平成30年8月



ごあいさつ

我が国では、今後30年間で約2割の人口減少が見込まれています。国の人口ピークは2008年と言われており、本市においては、2003年が人口ピークで、その後、2018年までの15年間で、およそ5000人の人口が減少しています。こうした人口減少の大きな流れは今後も続くものと思われ、また、今後は、高齢者に占める後期高齢者の割合が大きく増加しその反面、生産年齢人口は、現在の人口から約3割減少するという状況に直面しています。

今後、このような人口減少・高齢化が進むなか、地域の活力を維持していくうえで、生活機能を確保し、幅広い年齢層が安心して暮らすことができるように、都市全体の構造を見直し、生活利便施設等へアクセスしやすいコンパクトなまちづくりを推進していくことが喫緊の課題となっています。

今般、このような課題に対して、本市では、阪南市立地適正化計画を策定しました。今後は、この計画を基に、商業、医療、交流・健康増進などの都市機能や、居住の誘導施策に取り組んでいくとともに、地域ごとの人の支え合いによる暮らしの向上を支援し、活発な地域での活動により、それぞれの地域における暮らしが持続できるようにまちづくり施策を推進してまいりますので、市民の皆様におかれましては、施策の推進に当たり、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました阪南市立地適正化計画検討委員会委員、都市計画審議会委員、また、原案策定に際してご意見・ご提言を賜りました市民の皆様、関係団体・関係機関の皆様に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成30年8月

阪南市長 水野謙二



目次

序章	1
(1) 策定の背景および目的	1
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 対象区域	5
(4) 計画期間	5
(5) 計画の構成	5
1章. 上位・関連計画	7
1.1 上位計画	8
1.2 関連計画	12
2章. 現況把握及び将来の見通し	27
2.1 本市の現況	27
(1) 人口・世帯数	27
(2) 土地利用	37
(3) 都市交通	39
(4) 経済活動	44
(5) 地価	46
(6) 災害	47
(7) 財政	49
(8) 都市構造の評価	52
(9) 指標による評価	57
(10) 公共交通の徒歩によるアクセス性の評価	60
2.2 人口の将来見通しに関する分析	62
(1) 都市全体の人口動向の把握	62
(2) 地区別の人口見通し	66
2.3 地区別人口の将来見通し	68
3章. 立地適正化に向けて	71
3.1 まちづくりに向けての問題点・課題	71
(1) 現況と将来見通しのまとめ	71
(2) 問題点・課題	73
(3) 立地適正化計画における問題点・課題と総合計画の整合性	75
3.2 立地適正化に向けての基本的な方向性	76
(1) テーマ	76
(2) 基本方針	77
(3) 主なターゲットとめざすべき社会	78
(4) めざすべき本市の都市構造	79

4 章. 誘導区域・誘導施設の設定	83
4.1 誘導区域の考え方	83
4.2 居住促進区域（居住誘導区域）	85
（1）区域の設定	85
4.3 中心区域（都市機能誘導区域）	90
（1）中心区域の設定	90
（2）中心区域内に誘導する施設の設定（誘導施設の考え方と誘導施設の候補）	91
5 章. 誘導施策の検討及び目標値の設定	95
5.1 誘導施策の検討	95
（1）都市機能誘導のための施策	95
（2）居住促進のための施策	96
（3）公共交通利用促進のための施策	98
（4）施策の一覧	100
（5）計画の推進に向けて	102
5.2 目標値の設定	103
（1）都市機能誘導に対応する目標値	103
（2）居住促進に対応する目標値	104
（3）公共交通ネットワークの確保に対応する目標値	104
5.3 目標値の達成に向けて	105
参考資料：各拠点の現状	107
参考資料：誘導区域 詳細図	113

序章

(1) 策定の背景および目的

我が国全体の人口は国立社会保障・人口問題研究所の資料によると、今後 30 年間で約 2 割の人口減少が見込まれています。また、約 10 年後には団塊世代が後期高齢者に、約 25 年後に団塊ジュニア世代が前期高齢者に突入すると推計されています。

そのような中、我が国の人口急減・超高齢化といった大きな課題に対し、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣府に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されました。この「まち・ひと・しごと創生」では、人口減少に歯止めをかけ、2060 年で 1 億人程度の人口を確保するために、人口減少克服と地方創生を併せて行うことで、将来にわたって活力ある日本社会を維持することをめざし、2060 年に 1 億人程度の人口を確保する長期ビジョンと、5 カ年の政策目標や施策として総合戦略を作成しました。また、地方においては、地域の実情に応じた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定することとなっています。

国の動きや目標に対して、本市では、昨年 2 月に阪南市まち・ひと・しごと創生本部を設置し、阪南市人口ビジョンを策定し、現在の人口約 56,000 人に対し、2060 年に約 44,000 人の総人口を確保するという目標を掲げています。また、阪南市総合戦略および総合戦略アクションプランに基づき、地方創生・人口減少克服を目標とする施策を展開することとしています。

一方で、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）では地方都市のコンパクトシティの推進を掲げており、平成 26 年 8 月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、「立地適正化計画」の策定が、都市再生特別措置法第 81 条に定められました。

立地適正化計画は、福祉施策や交通インフラ等を含めて、都市全体の構造を見直し、医療・福祉施設や、商業施設、居住等が集まって立地することで、市民が徒歩や公共交通により、これらの生活利便施設等に容易にアクセスできる持続可能でコンパクトなまちづくりを推進することを目的として制度化されたものです。

本市においても、今後さらに人口減少・少子高齢化が進むなか、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、公共交通と連携したまちづくりを進めることが喫緊の課題となっています。

立地適正化計画制度の活用によって、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、医療・福祉から空き家対策等、様々なまちづくりに係る施策と連携を図ることで、従来の都市計画に加え、本市に必要な都市機能の誘導や、人口が減少しても集まって暮らすことで、持続可能なまちづくりを推進するため、「阪南市立地適正化計画」を策定しました。

立地適正化計画とは

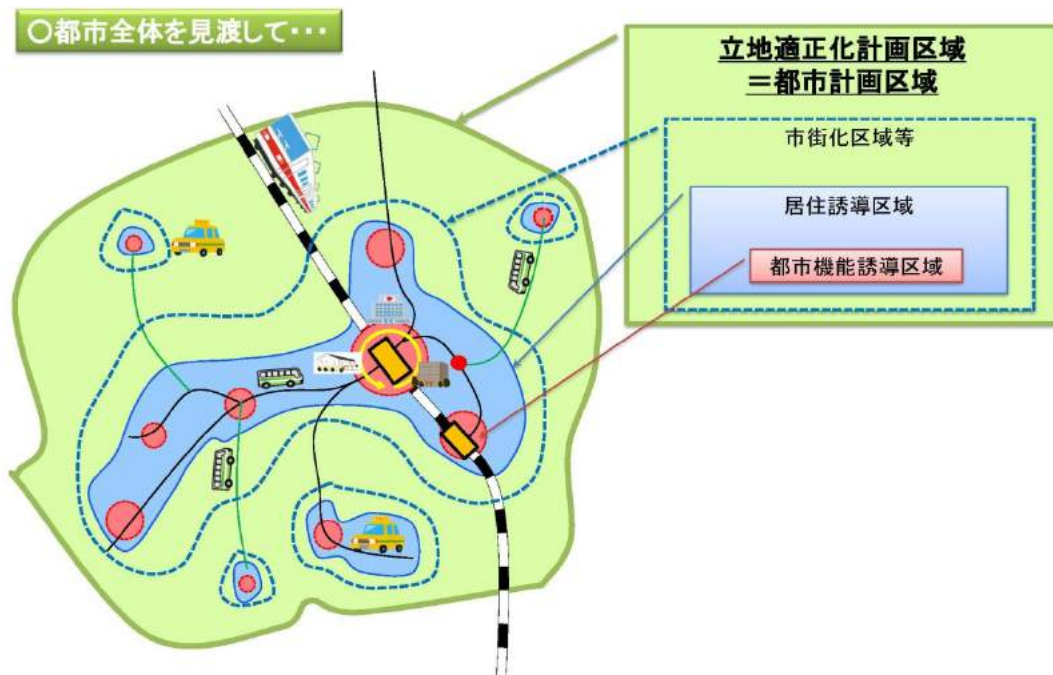
- ・立地適正化計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる等、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直していく計画です。
- ・具体的には、適切に市街化を促進するために、現在設定している「市街化区域」の中に、**2つの区域**を設定し、公共交通ネットワークで結ぶことにより都市のコンパクト化を実現しようとするものです。

○居住誘導区域

- ・居住誘導区域は、集まって暮らすことで人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を促進する区域です。

○都市機能誘導区域と誘導施設

- ・都市機能誘導区域は、居住誘導区域の中にあつて、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
- ・誘導施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもので、都市機能誘導区域ごとに設定します。



立地適正化計画のイメージ

出典：国土交通省説明会資料

立地適正化計画の意義と役割

① 都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業等の生活サービス施設、公共交通等の様々な都市機能の立地を適正化することで利便性の向上を図るとともに、まちなかの空き地・空き家の利活用や郊外部での住宅開発をコントロールすることで都市全体を見渡す、都市計画マスタープランの高度化版です。

② 都市計画と公共交通の一体化

居住機能や都市の生活を支える機能の立地を適正化することによるコンパクトなまちづくりと、地域公共交通の再編や連携等により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるものです。

③ 都市計画と民間施設誘導の融合

既存のインフラを活用した民間施設の立地をゆるやかに誘導するとともに、財政・税制・金融による支援の仕組みを用意して事前明示することにより、従来の都市計画制度と民間施設誘導が融合した、効果的なまちづくりが可能となります。

④ 市街地の空洞化を防ぎ、人口密度を維持

居住や民間施設の立地をゆるやかにコントロールすることにより、一定のエリアで人口密度を維持することをめざすものであり、従来の土地利用制度に加えて市街地の空洞化を防止するために選択することができる新たな手法です。

⑤ 都市計画と公的不動産の連携

将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や、公的不動産の有効活用を促進することで、既存ストックを活かしたまちづくりを推進することができます。

⑥ 時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を概ね5年ごとに評価し、状況に合わせて都市計画や居住誘導区域を不断に見直すことにより、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

(2) 計画の位置づけ

立地適正化計画は、一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持や、インフラ費用の抑制等による持続可能な都市経営の実現を図るため、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するものです。(都市再生基本方針)

立地適正化計画は、大阪府の「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」および「阪南市総合計画」に即し、「阪南市都市計画マスタープラン」との調和が保たれたものである必要があります。法定事項が記載された立地適正化計画が法的手続きにより公表されると、阪南市都市計画マスタープランの一部とみなされます。

また、コンパクトシティ形成に向けた取組は、都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わるさまざまな関係施策と連携を図り、整合することが必要です。

特に、多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進するためには、居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保する必要があるため、交通事業者等の関係者との連携のもと、公共交通、徒歩、自転車等に関する交通施設の整備等について総合的に検討し、講ずべき公共交通の確保等の施策を立地適正化計画に記載することが望ましいとされており（都市計画運用指針）、地域公共交通網形成計画等の公共交通に関する計画と立地適正化計画が調和を保ち、整合をもって効果的に機能するよう十分に調整することとされています。

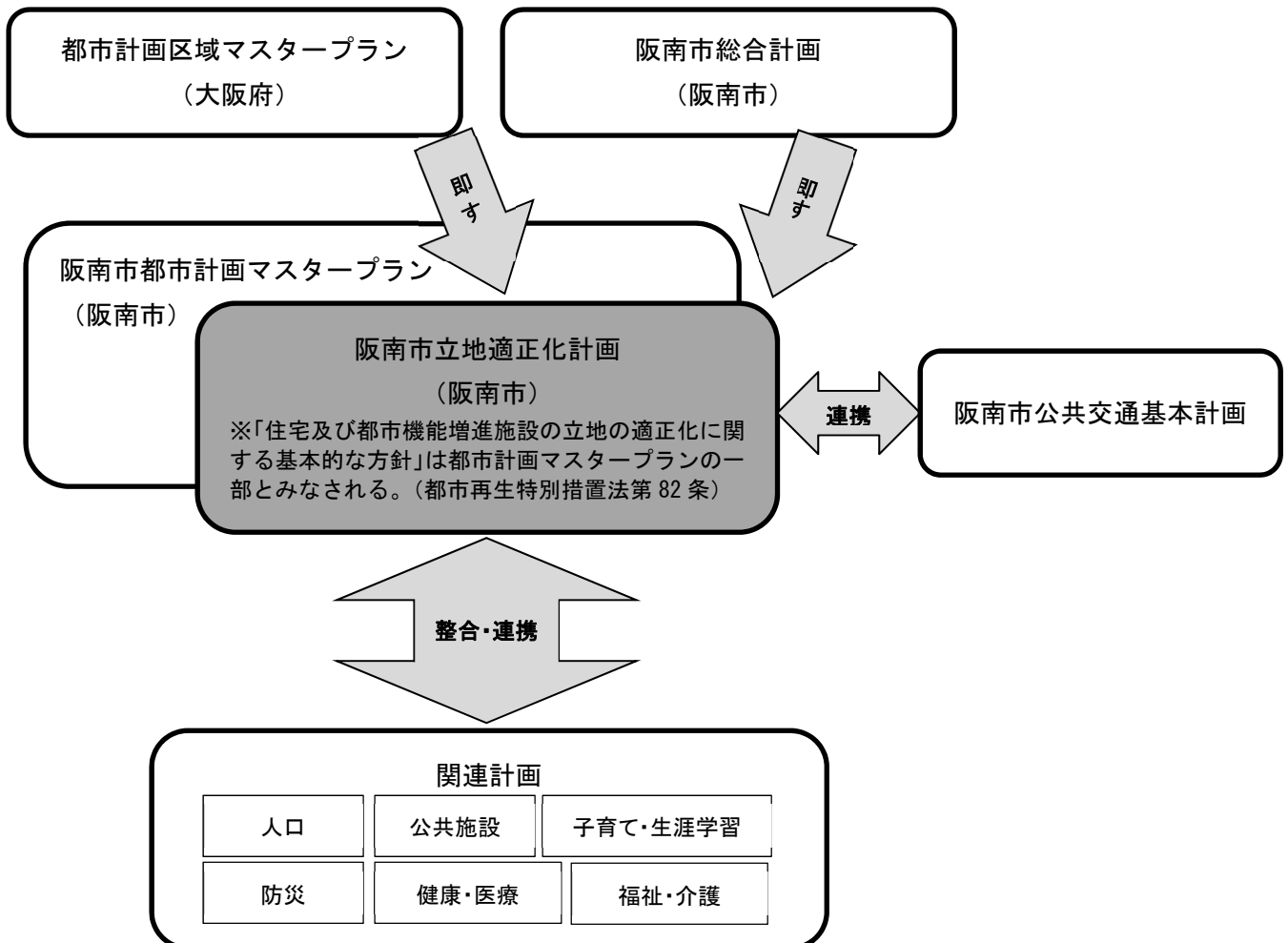


図1 阪南市立地適正化計画の位置づけ

(3) 対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域内の区域について市町村が定める計画です。本市では、都市計画区域である市域の全域を立地適正化計画の対象区域とします。

(4) 計画期間

立地適正化計画は、長期を展望しつつ、概ね20年後にも持続可能な都市として、どのような姿をめざすのかを分析し、誘導すべき土地利用を定めるものです。

本計画における計画期間は、2018年度から2038年度までの20年間とします。

(5) 計画の構成

立地適正化計画は、関連する計画や他部局の関係施策等の整理、現況の把握や将来の見通し等について分析を行った上で、都市が抱える課題を整理し、課題を解決するための都市の方向性を定め、その方向性に基づいた誘導区域や誘導施設、誘導施策、目標値等を検討していくものです。

本計画の構成は、以下のとおりです。

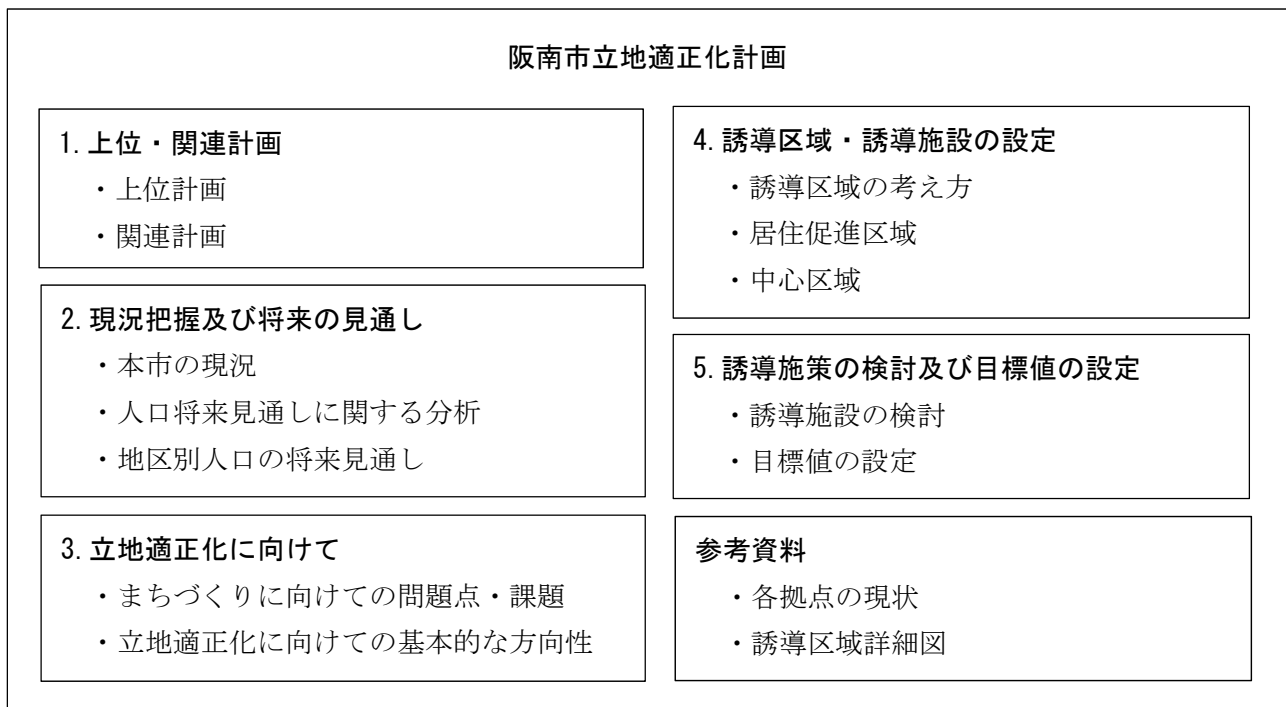


図2 阪南市立地適正化計画の構成

(両面印刷調整用白紙)

1 章. 上位・関連計画

【上位計画】

- ① 阪南市総合計画（平成 24 年 3 月 阪南市）
- ② 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 28 年 3 月一部改定 大阪府）

【関連計画】

<都市計画>

- ① 阪南市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月 阪南市）

<総合戦略>

- ② 阪南市人口ビジョン（平成 27 年 10 月 阪南市）
- ③ 阪南市総合戦略（平成 27 年 10 月 阪南市）

<公共施設>

- ④ 阪南市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 2 月 阪南市）

<子育て・生涯学習>

- ⑤ 阪南市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月 阪南市）
- ⑥ 阪南市生涯学習推進計画（平成 27 年 3 月 阪南市）

<健康・医療>

- ⑦ 阪南市健康増進計画及び食育推進計画（平成 26 年 3 月 阪南市）
- ⑧ 阪南市スマートウェルネスシティ基本計画（平成 26 年 9 月 阪南市）

<福祉・介護>

- ⑨ 第 3 期阪南市地域福祉推進計画（平成 29 年 3 月 阪南市・社会福祉法人阪南市社会福祉協議会）
- ⑩ 第 3 次阪南市障がい者基本計画（平成 27 年 3 月 阪南市）
- ⑪ 第 5 期阪南市障がい福祉計画・第 1 期阪南市障がい児福祉計画（平成 30 年 3 月 阪南市）
- ⑫ 第 7 期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成 30 年 3 月 阪南市）

1.1 上位計画

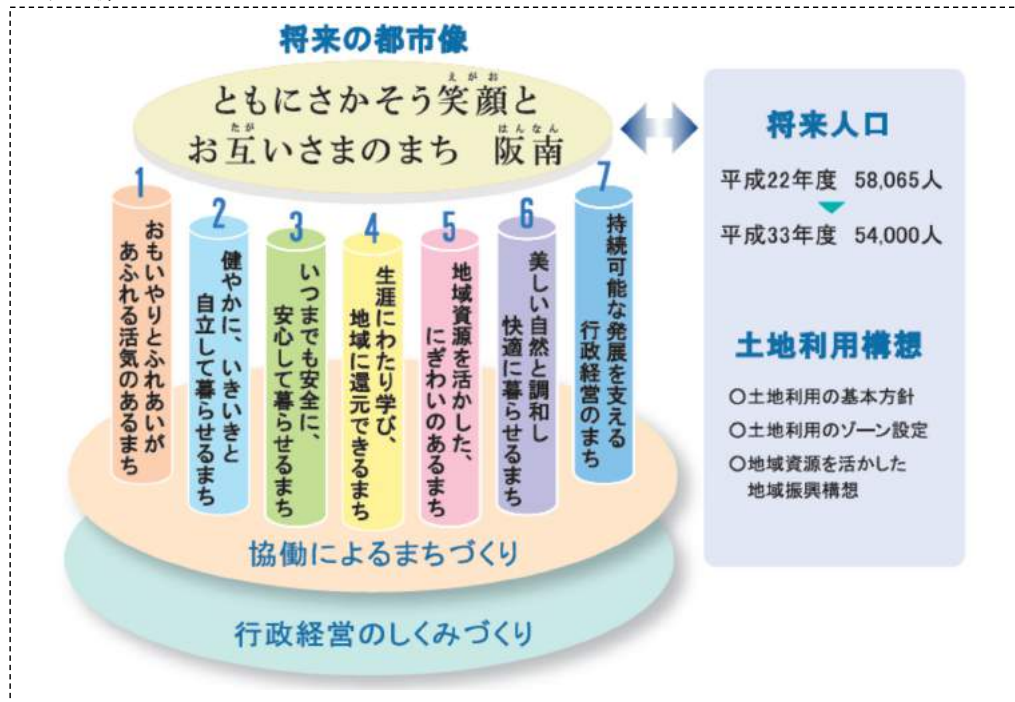
① 阪南市総合計画（平成 24 年 3 月 阪南市）

阪南市総合計画は、将来の都市像やまちづくりの仕組みを示す本市の最上位計画として、多様な主体とまちづくりの目標を共有し、地域の課題を身近に感じて、それぞれができることを担い合い、ともに取り組み、経営資源・地域資源を活かしつつ次世代を展望した将来のまちづくりを進めていくための羅針盤として策定しています。

総合計画では尾崎駅周辺を主要拠点に位置づけ、交通結節機能や都市機能を向上することや、市全域の土地利用のゾーンおよび連携軸を設定しています。立地適正化計画では、総合計画との整合を図ります。

■ 計画の期間 基本構想：平成 24～33 年度（10 年間）

■ 基本目標



■ 土地利用構想

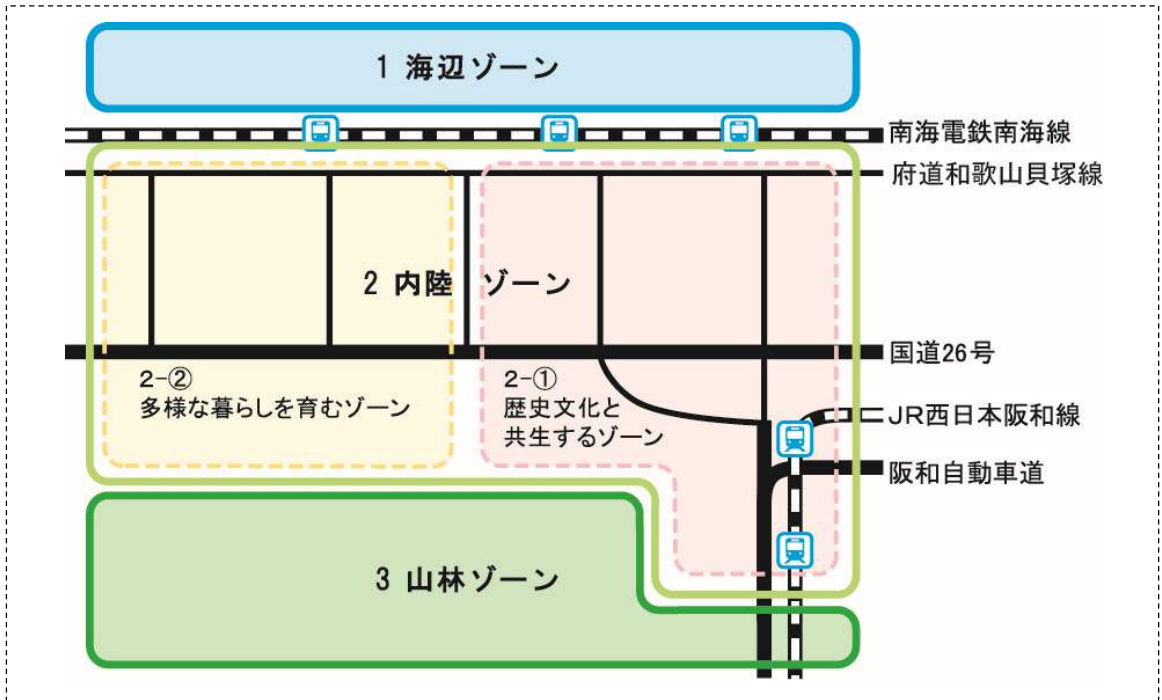
○土地利用の基本方針

居住都市として自然と暮らしの調和が図られてきたこれまでの土地利用を踏まえ、海や山の自然環境をはじめ、市域に分散する地場産業や歴史文化等の地域資源を活用するとともに、農空間を活かした生活空間の創出等、多様な価値観に対応できる土地利用を進めます。

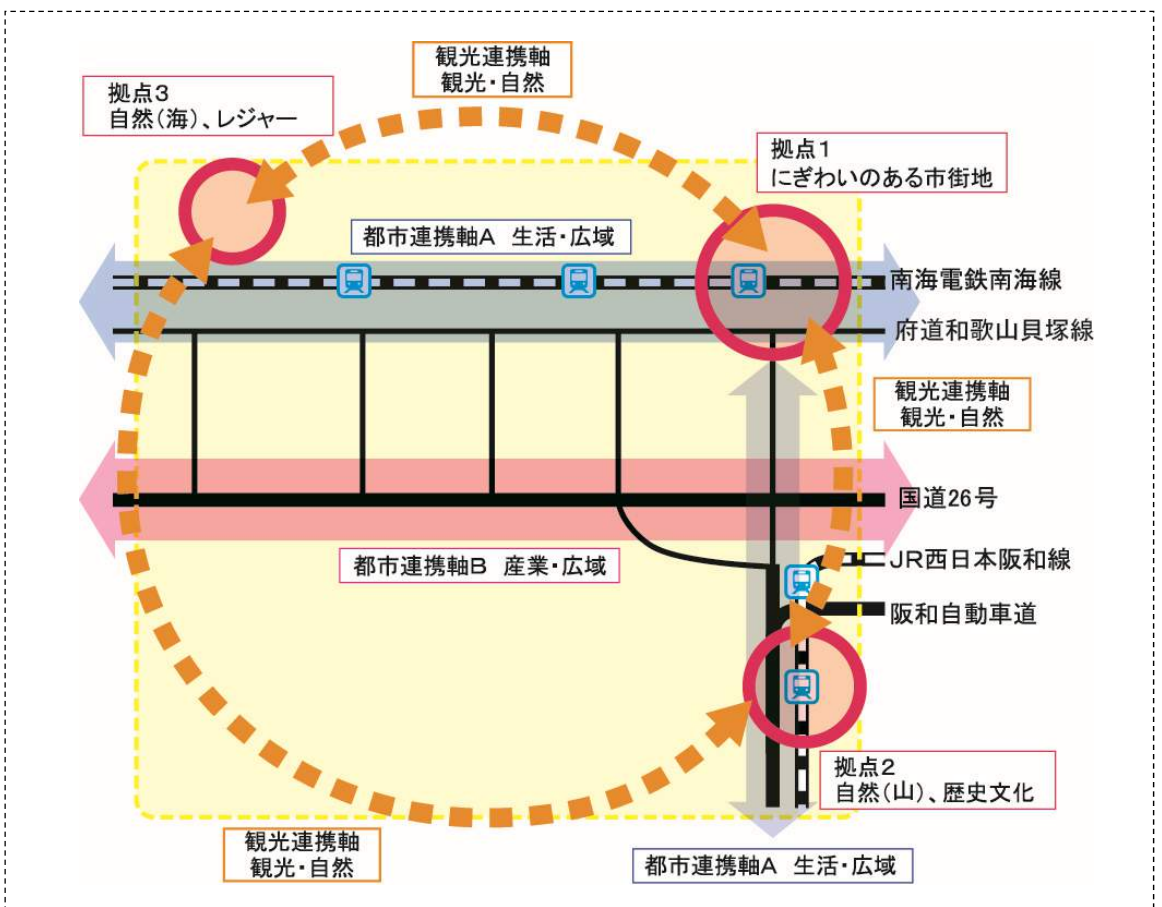
また、市内外をつなぐ主要な拠点として尾崎駅および周辺地区を位置づけ、交通結節機能や都市機能を向上し、市民はじめ多くの人々が気軽に訪れ楽しめる交流空間を再構築し、市内外へ本市の魅力を発信します。

これらの実現に向け、土地利用の前提となるゾーン（区域）とその土地利用方針を設定するとともに、地域資源をより一層活用し、地域活性をけん引する拠点および互いに影響し合い効果を高め合う連携軸を設定し、効率的かつ効果的な施策を展開します。

○ゾーンの設定図



○拠点・連携軸の設定図

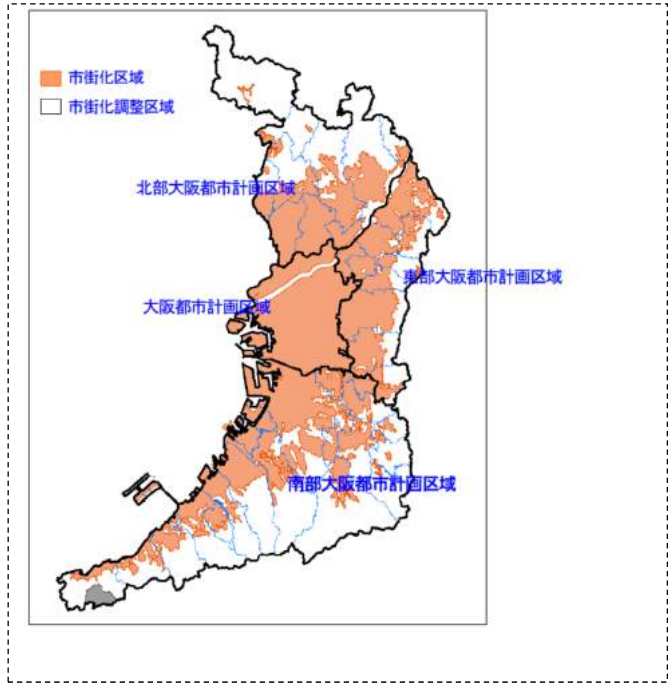


② 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
 （平成 23 年 3 月策定、平成 28 年 3 月一部改定 大阪府）

都市計画区域マスタープランは都市計画法に基づき、大阪府が広域的な観点から土地利用の方向性等を定めた基本的な方針であり、立地適正化計画は、この方針と整合するように定める必要があります。

当該マスタープランでは、土地利用の方針の中で、都市活力を維持するため拡大を抑制することや、都市環境に関する方針で、歩いて暮らせるまちづくりを進めることを定めています。立地適正化計画ではこれらの方針との整合を図ります。

■大阪府の都市計画区域



■都市づくりの将来像と基本方針

○目標年次 平成 32 年（2020 年）



■土地利用に関する方針

○区域区分の決定に関する方針

「今後のまちづくりにあたっては、現行市街化区域を基本とし、まず、市街化区域の土地について、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用を促進することが重要です。」

－第7回区域区分変更の実施（同マスタープランの改定と同時に実施）－

基本的な考え方

「本格的な人口減少社会の到来等、社会経済情勢の変化を踏まえ、行政投資を効率的に行い、都市活力を維持するため、これまでの成長社会に対応した住宅系市街地拡大の方針を転換し、拡大を抑制することを基本とします。」

○都市環境に関する方針

<環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化>

公共交通機関の利用を中心とした歩いて暮らせるまちづくりを進めることで、環境負荷の少ない都市構造の実現を図ります。このため、住宅地開発にかかる市街化区域の拡大は、市町村マスタープラン等に地域の生活拠点として位置づけられた鉄道駅等への徒歩圏に限定するほか、公共交通機関の利用を促進します。

1.2 関連計画

① 阪南市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月 阪南市）

本マスタープランでは、自然との共生、交流、賑わい、あたたかさをキーワードとした都市づくりの目標を設定するとともに、総合計画の土地利用構想を受けて、より即地的な土地利用方針を定めています。立地適正化計画は、マスタープランの目標を具体化するにあたり、持続可能でコンパクトなまちづくりの観点から都市全体の構造を見直すものです。

■計画の目標年次 平成 33 年（概ね 10 年後）

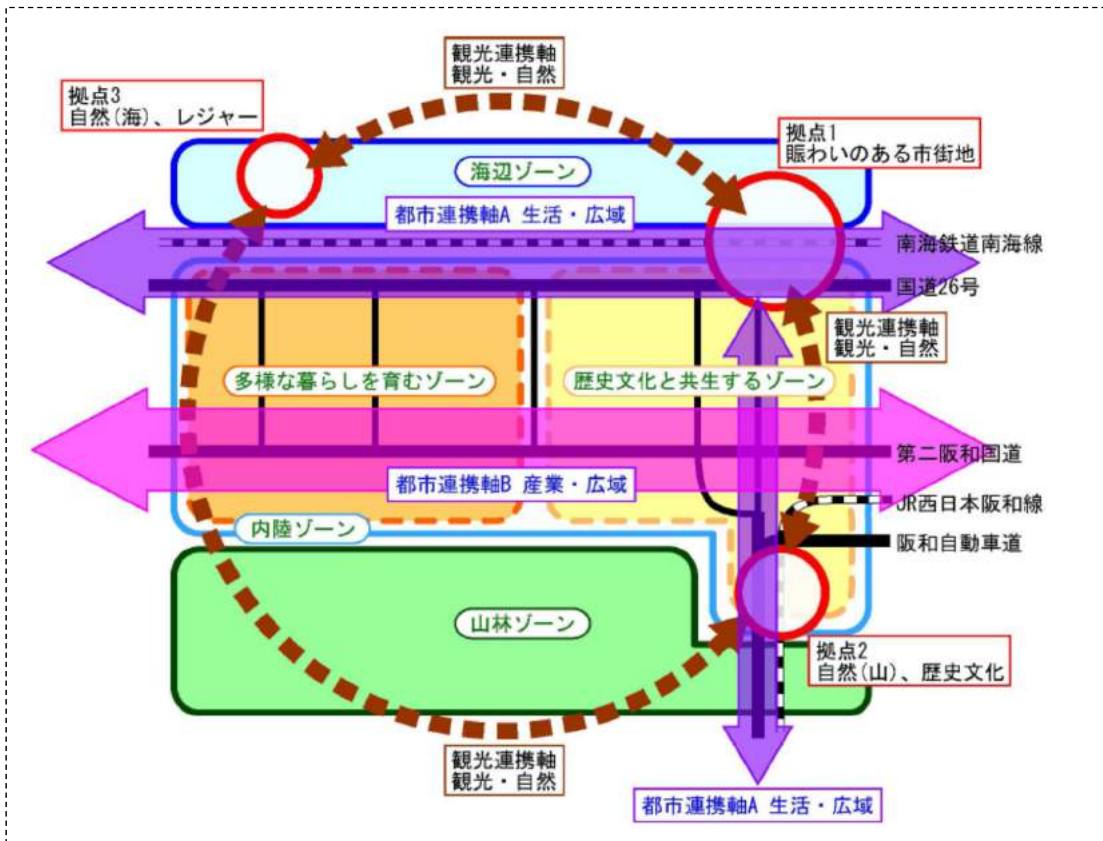
■将来の都市像

「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」

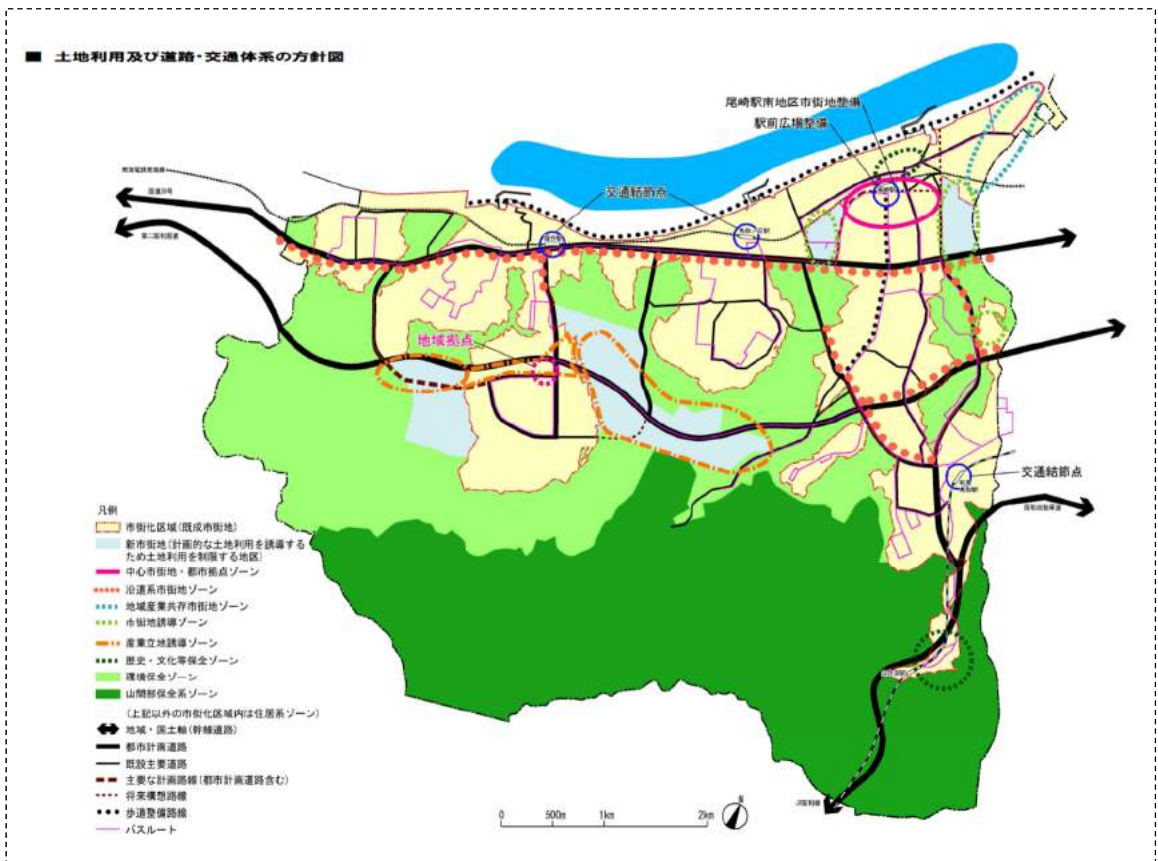
■都市づくりの目標



■ 将来の都市構造



■ 土地利用の方針



② 阪南市人口ビジョン（平成 27 年 10 月 阪南市）

阪南市人口ビジョンは、阪南市総合戦略の前提とするための総人口に関する将来展望を示すものです。立地適正化計画では、人口ビジョンの総人口に関する将来展望との整合を図ります。

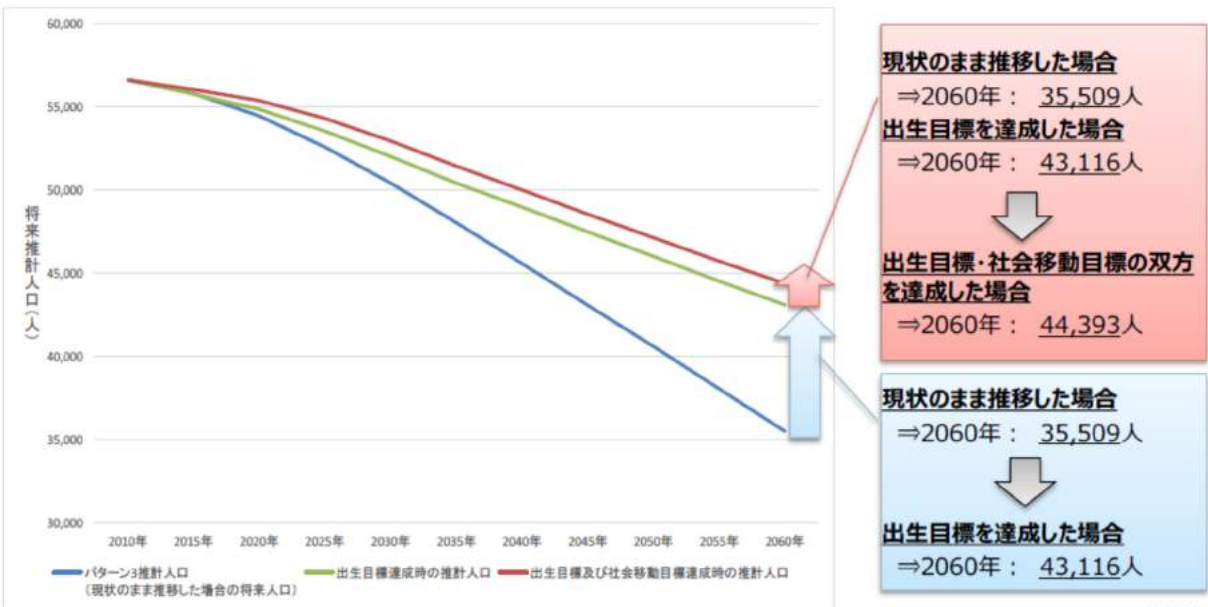
阪南市における平成 22 年国勢調査までの人口推移の分析を行ったうえで、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した方式をはじめ、3 つのパターンによる将来人口推計および地区別将来人口推計を踏まえて

○合計特殊出生率を 2040 年までに 2.07 まで上昇させる

○2020 年までに社会増減±0 をめざす（転入促進と転出抑制）

という出生・社会増減に関する目標の達成により、次のように総人口に関する将来展望を定め、また、年齢構成のバランス維持により持続可能な地域社会を実現することとしています。

<総人口に関する将来展望>
2060 年時点で「約 44,000 人」の総人口を確保する



	合計特殊出生率の前提	社会移動の前提	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターン3推計人口	社人研推計(パターン1)と同様	住民基本台帳に基づく各町丁目人口を基に算出した、地区ごとの直近5カ年分の純移動率に基づく移動(2015年から2030年まで漸減、2030年以降一定)	56,646	55,831	54,479	52,604	50,437	48,050	45,592	43,095	40,609	38,069	35,509
出生目標達成時の推計人口	合計特殊出生率が以下の通りに回復 -2020年に1.60 -2030年に1.80 -2040年に2.07		56,646	55,801	54,875	53,557	52,034	50,437	48,991	47,507	46,031	44,543	43,116
出生目標及び社会移動目標達成時の推計人口		社会移動ゼロ均衡	56,646	56,067	55,395	54,326	52,969	51,458	50,023	48,569	47,156	45,743	44,393

総人口に関する将来展望

③ 阪南市総合戦略（平成 27 年 10 月 阪南市）

阪南市総合戦略は、阪南市人口ビジョンによる本市の人口にかかる将来展望を実現するための施策および施策評価の仕組みを策定したものです。

立地適正化計画では、都市構造の面から将来人口を確保し、都市活力を高めるうえで、総合戦略と目的が共通する施策を推進していきます。

■ 計画策定の目的

国および大阪府のまち・ひと・しごと創生総合戦略、本市の総合計画との整合を図り、阪南市人口ビジョンによる本市の人口にかかる将来展望「2060年の将来人口約44,000人」を実現するための施策および施策評価の仕組みを策定するものです。

■ 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

■ 総合戦略 基本的な考え方

“おもてなし”の心で私たちのまちへの自信とつながりを取り戻し、
「誰もが住みたい、住んで良かった」と感じるまちを実現する

■ 基本目標

国の基本目標	市の基本目標
時代にあった地域をつくり安心な暮らしを守る	<p>「お」：大阪NO.1の安全安心で、時代にあった魅力的なまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全安心で暮らし続けられるよう、「大阪NO.1の安全安心」を維持できる環境を整備し、転出抑制や転入促進につなげる。 ○ 時代にあった魅力的なまちとして、持続可能なまちづくりを推進するため、住民主体による地域づくりを進める。 ○ 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを進め、地域拠点の機能強化や地域拠点間の連携を図り、効率的な行政サービスの提供や自治体間の広域連携を推進する。
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	<p>「も」：モデルとなる、誰もが健康で幸せに暮らせるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「健幸＝健康で幸せ」づくりの支援を行い、健康づくりとまちづくりを連動させた施策展開である「スマートウエルネスシティ」を一層推進して、誰もが健康で元気に生きがいをもって幸せに暮らせるまちづくりを進める。 ○ 「スマートウエルネスシティ」の推進により、健幸な生活を求めて市外からの交流や移住等の促進を図る。
地方への新しいひとの流れをつくる	<p>「て」：的確に子育て世代の希望をかなえ、子どもの笑顔・夢をはぐくむ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化に歯止めをかけるため、地域で結婚・出産・子育てを支えあう環境づくりを充実させ、安心して子どもを産み、育てられることができる環境を整備する。 ○ 幼少期からのふるさと教育の充実等により、次代を担う子どもたちが元気で笑顔にあふれ、自らの夢を育みながら成長する姿を支える。
地方における安定した雇用を創出する	<p>「な」：内外に、はんなんの魅力を発信し、新しいひとの流れをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の自然や文化、歴史、産業などの強みを活かした賑わいの場づくりに取り組む。 ○ 本市の魅力を戦略的に市内外へ発信することで、市の認知度向上やイメージアップなどにより、人の流れを変え、交流人口の増加や移住・定住の促進を図る。
	<p>「し」：職住近接の利便性の高いまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業振興や新しい雇用の場の創出は、若年層の転出抑制や転入促進、地域経済の活性化につながることから、本市の強みを活かした成長産業の育成や創業支援、新産業の創出支援などにより、安定した魅力ある雇用の場を創出する。

④ 阪南市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 2 月 阪南市）

阪南市公共施設等総合管理計画は、財政制約のもと長期的に健全な都市経営のため、計画的かつ効率的な公共施設の整備や維持管理の方向性を定めた計画です。

■ 計画期間

平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年間

■ 計画策定の背景と目的

人口減少や少子高齢化により、社会構造や市民ニーズが大きく変化し、公共施設の利用需要等が変化することが予想されている中、現在の施設を更新するという方向性のみでは、これらの変化に十分対応できないとの認識のもと、計画的かつ効率的な公共施設の整備や維持管理による施設の長寿命化、公共施設の整理統合・集約化・複合化等を進めることで、公共施設の保有量と延床面積の最適化を図ることにより、将来の財政負担を軽減し、都市経営の健全化を維持するため、今後の取組の方向性を示す計画を策定します。

■ 計画の対象施設

阪南市が保有する公共施設等のうち、市役所、学校、公民館等の公共施設と道路や橋梁、上下水道等のインフラ資産を対象としています。

■ 公共施設等の管理に関する基本的な方針

○ 基本方針

- ① 公共施設等の整理統合・集約化・複合化・廃止・移譲等
- ② 公共施設等の長寿命化
- ③ 公共施設の施設保有量と延床面積の最適化
- ④ 市民協働の視点による公共施設の維持管理・運営
- ⑤ 公共施設等マネジメントの一元化

○ 数値目標

市が保有する施設の総延床面積を平成 57 年度までに
32%以上削減することを目標とします

■ 公共施設の延床面積

平成 27 年度：16.4 万㎡ ⇒ 将来（平成 57 年度）：11.2 万㎡（5.2 万㎡減）

■ 市民一人あたり延床面積

平成 27 年度：2.91 ㎡/人 ⇒ 将来（平成 57 年度）：2.30 ㎡/人（0.61 ㎡/人減）

⑤ 阪南市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月 阪南市）

阪南市子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るための計画です。

■計画の期間 平成 27 年度～平成 31 年度（5 年間）

■基本理念

子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん

■基本目標と施策の内容

基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

基本施策 1 教育・保育環境の充実

基本施策 2 次代の親の育成

基本施策 3 放課後児童健全育成事業の充実

基本目標 2 子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり

基本施策 1 ひとり親家庭等に対する支援の充実

基本施策 2 児童虐待防止対策の充実

基本施策 3 特別な支援が必要な子どもの施策の充実

基本施策 4 子どもの安全の確保対策の充実

基本目標 3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

基本施策 1 母子の健康の確保

基本施策 2 仕事と子育ての両立支援の推進

基本施策 3 親・家庭が学び、育つ環境づくり

基本施策 4 地域の子育て支援体制の充実

⑥ 阪南市生涯学習推進計画（平成 27 年 3 月 阪南市）

阪南市生涯学習推進計画は、市民と行政の協働による計画的な展開により生涯学習の充実を図る計画です。阪南市では生涯学習でのひとづくり・まちづくりを基本理念に定めています。

■計画の期間 平成 27 年度～平成 36 年度（10 年間）

■基本理念

社会が急速に変化し、多くの現代的課題を抱える中では、市民の主体的な学習活動を通じて、課題解決に取り組むことにより、新たな人間関係づくりにつなげることが重要となります。市民と行政の協働により、「市民が主役の生涯学習推進」をめざし、学習機会の拡充や学習情報の提供、生涯学習関連施設の整備等市民の学習を支援する体制を整え、学習の成果を活かすことによる生涯学習でのひとづくり・まちづくりを基本理念とします。

「まなぶ・はぐくむ・つなぐ 生涯学習のひと・まちづくり」

■基本目標

- (1) 「市民が自主的に学べる生涯学習の環境づくり」
- (2) 「生涯学習の成果を地域に還元する仕組みづくり」
- (3) 「生涯学習を通じて心豊かな生きがいがいづくり」
- (4) 「生涯学習による地域コミュニティづくり」

■基本施策

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 1. 学びの情報提供 | (2) 生涯学習関連施設の連携 |
| (1) 情報提供の充実 | 《推進方策》 |
| (2) 学習相談窓口の充実 | ○生涯学習関連施設間のネットワークづくり |
| 2. 学びの機会の充実 | ○民間施設とのネットワークづくり |
| (1) 学習意識の啓発 | 4. 学びの人材づくり |
| (2) 市民に対応した学習機会の提供 | (1) 地域活動のリーダーの養成 |
| (3) 地域課題に対応した学習機会の充実 | (2) ボランティアの養成 |
| (4) スポーツ・レクリエーション活動の機
会の充実 | 5. 学びの成果の評価と活用 |
| (5) 文化・芸術の振興と歴史・文化の継承 | (1) 活動の成果を発表する機会づくり |
| (6) 青少年の健全育成 | (2) 地域社会に還元できる機会の充実 |
| (7) 国際交流の推進 | 6. 学びのネットワーク |
| (8) 人権教育の推進 | (1) 団体のネットワーク推進 |
| 3. 学びの場づくり | (2) 地域のネットワーク推進 |
| (1) 生涯学習関連施設の整備と充実 | |
| 《推進方策》 | |
| ○生涯学習関連施設の改修と長寿命化の推進 | |
| ○図書館機能の充実 | |
| ○公民館施設・機能の充実 | |

⑦ 阪南市健康増進計画及び食育推進計画（平成 26 年 3 月 阪南市）

阪南市健康増進計画及び食育推進計画は、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むという意識を持ち、家庭や地域から健康づくりに取り組むとともに、食育を通じた心豊かな人間性を育むための計画です。

■ 計画の期間 平成 26 年度～平成 35 年度（10 年間）

■ 計画の理念

「一人ひとりが取り組む みんなで取り組む健「幸」のまちづくり」

■ 基本方針

- （1）市民が主役、地域・行政が支援する健康づくり
- （2）食と運動による健康づくり
- （3）専門的視点による新たな健康施策の導入

⑧ 阪南市スマートウエルネスシティ基本計画（平成 26 年 9 月 阪南市）

阪南市スマートウエルネスシティ基本計画は、高齢になっても地域で元気に暮らせるまちづくりを推進するために、自律的に「歩く」を基本とする「健幸」なまち（スマートウエルネスシティ）を構築することをめざした計画です。

■基本理念

1. 基本理念

スマートウエルネスシティの理念を踏まえ、「市民の一人ひとりが生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことのできること」＝健幸をまちづくりの中核に位置づけ、市民誰もが、身体も健康であり、元気で生きがいをもって幸せに暮らせるよう健康づくりとまちづくりを連動させた新しい都市を計画的に推進します。

2. 健幸都市の将来像

阪南市をめざす健幸都市の将来像を

「健幸都市 阪南 オンリーワン」

- (1) 健幸を基幹としたコンパクトなまちづくり
- (2) 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり
- (3) おもいやりとふれあいのあふれる活気のあるまちづくり
- (4) いつまでも安全に、安心して暮らせるまちづくり
- (5) 地域特性を活かしたにぎわいのあるまちづくり

とします。

3. 基本的な方針

健幸都市 阪南 オンリーワンの実現のため、次に掲げる方針でまちづくりに取り組みます。

- (1) まちの基盤整備の推進
- (2) ヘルスリテラシーの向上
- (3) ソーシャルキャピタルの向上
- (4) 体制づくりと人材育成の推進

■具体的な取組

1. 既存の国制度の活用（地域再生制度）
2. エリアごとの整備方針を設定
 - (1) 人をまちに呼び込む仕組みづくり
 - (2) 人がまちを回遊する仕組みづくり
3. 市民の健幸意識の高揚
4. コミュニティづくりの強化

⑨ 第3期阪南市地域福祉推進計画（平成29年3月 阪南市・社会福祉法人阪南市社会福祉協議会）

阪南市地域福祉推進計画は、市が主体となって地域福祉を推進するための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、社会福祉協議会を中心に市民が主体となって、市民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体とした計画です。地域の助け合い、支え合いの関係づくりである「地域福祉」を一層推進することをめざしています。

■ 計画の期間 平成29年度～平成33年度（5年間）

■ 3つの基本理念

- 市民みんなの基本的な人権を大切にす福祉のまちづくり
- 住民自治・市民参画による福祉のまちづくり
- 「公民協働」による福祉のまちづくり

■ 3つの重点課題

- (1) 生活困窮者自立支援体制の確立
- (2) 住民主体の地域福祉活動の推進
- (3) 障がいのある人もない人も共に暮らし合えるまちづくり

■ 6つの基本目標

基本目標1 “話し合いのススメ”

～様々な人が話し合う機会・場の充実～

基本目標2 “日常時も災害時にも安心なまち”

～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～

基本目標3 “つなぐ、つながる”

～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～

基本目標4 “みんなが担い手に”

～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～

基本目標5 “出会う・過ごす・活躍する”

～より身近な多機能型の居場所づくり～

基本目標6 “「他人事」から「私事」に”

～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～

⑩ 第3次阪南市障がい者基本計画（平成27年3月 阪南市）

第3次阪南市障がい者基本計画は、障がい者のための施策全体に関する基本計画です。

- 計画の期間 平成27年度～平成32年度（6年間）
- 計画の位置づけ 障がい者のための施策全体に関する基本計画
- 計画の基本理念 ～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～
- 計画の基本目標と施策の内容

基本目標	施策の内容
1. 暮らしを支える生活支援	(1) 相談支援体制の構築 (2) 日常生活を支える支援の充実 (3) 障がい児支援の充実 (4) サービスの質の向上等
2. 保健・医療・福祉の連携による支援	(1) 保健・医療の充実等 (2) 精神保健・医療の提供等 (3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の環境整備	(1) 教育環境の整備 (2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
4. 雇用・就業の支援	(1) 総合的な就労支援
5. 障がい者に配慮したまちづくりの推進	(1) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
6. 多様な手段による情報アクセシビリティの推進	(1) 情報提供の充実等 (2) コミュニケーション（意思疎通）支援の充実
7. 安全・安心に暮らすまちづくりの推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策・消費者トラブルの防止の推進
8. 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 理解・交流の促進 (2) 人材育成等 (3) 権利擁護の推進
9. 行政サービス等における配慮	(1) 市窓口や選挙等における配慮

⑪ 第5期阪南市障がい福祉計画・第1期阪南市障がい児福祉計画（平成30年3月 阪南市）

第5期阪南市障がい福祉計画は、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策等を示す実施計画です。

- 計画の期間 平成30年度～平成32年度（3年間）
- 計画の位置づけ 障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策等を示す実施計画
- 計画の基本理念 ～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～
- 計画の基本視点
 - 基本視点1 障がいのある人の自己決定の尊重
 - 基本視点2 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
 - 基本視点3 地域生活への移行や就労支援等の充実及び地域生活支援システムの確立
 - 基本視点4 障がい者差別の解消等に向けた周知と啓発

⑫ 第7期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成30年3月 阪南市）

第7期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、すべての高齢者を対象とした福祉サービス等に関する総合計画である「高齢者保健福祉計画」と、介護（予防）サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画である「介護保険事業計画」を一体とした計画です。高齢化がますます進む中で、中長期的な視点に立ち、地域の実情に合った「地域包括ケアシステム」の構築をめざしています。

■計画の期間 平成30年度～平成32年度（3年間）

■基本テーマ

高齢者が尊厳を保持しつつ自分らしい主体的な暮らしを実現できる「支え合い・助け合い」の地域づくり

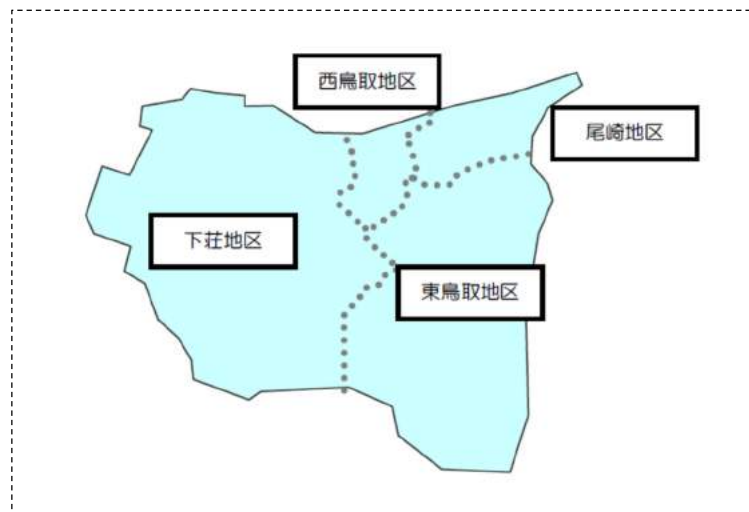
■基本目標

- ①どのような心身の状態になっても、ひとり暮らしになっても、地域住民の一員として尊重される地域づくり
- ②地域包括ケアシステムの構築により、一人ひとりの心身の状態に応じて、質的にも量的にも十分なサービスが提供される基盤整備と相談支援体制づくり

■基本理念

- (1) 人権の尊重
- (2) 生活の質の向上
- (3) 我が事・丸ごとの地域共生社会の実現（地域共生のまちづくり）
- (4) 地域包括ケアシステムの深化・推進

■日常生活圏域の設定



■基本的な方向性

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

～ ともに支え合い、助け合う地域包括ケアシステムの深化・推進 ～

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、地域の特性に応じて、より一層の施策の充実を図ります。

また、身近な地域で安心して暮らせるよう、市民や団体の支え合い活動を推進するとともに、災害時支援、バリアフリー化等の取組を総合的に進めます。

2. 介護予防と健康づくり、生きがいづくりの推進

～ いつまでも元気にいきいきと暮らすために ～

可能な限り介護を必要としない健康で自立した生活を送れるよう、特定健康診査や食事、運動等への意識的な取組等、介護予防や健康づくりに努め、心身ともに元気な高齢者を増やします。

また、自分らしく生活できるよう、スポーツや生涯学習、世代間交流等の取組を進めるとともに、高齢者の豊かな知識や経験が地域に還元され、活力ある地域社会を築くため、生きがいづくりや社会参加を促進します。

3. 介護保険制度の円滑な運営

～ 介護が必要になっても、支え合いながら暮らしていくために ～

介護・介助が必要な高齢者が、介護保険サービスや市の福祉サービスを積極的に利用できるよう、各種サービスの情報提供等利用支援を充実させるとともに、サービスの提供基盤の充実や質の向上に取り組みます。

(両面印刷調整用白紙)

2章. 現況把握及び将来の見通し

2.1 本市の現況

(1) 人口・世帯数

1) 本市の総人口・人口密度の推移

5年ごとの国勢調査人口の推移を見ると、本市の人口は昭和50年（1975年）以降急速に伸びてきましたが、平成12年（2000年）をピークに減少に転じています。

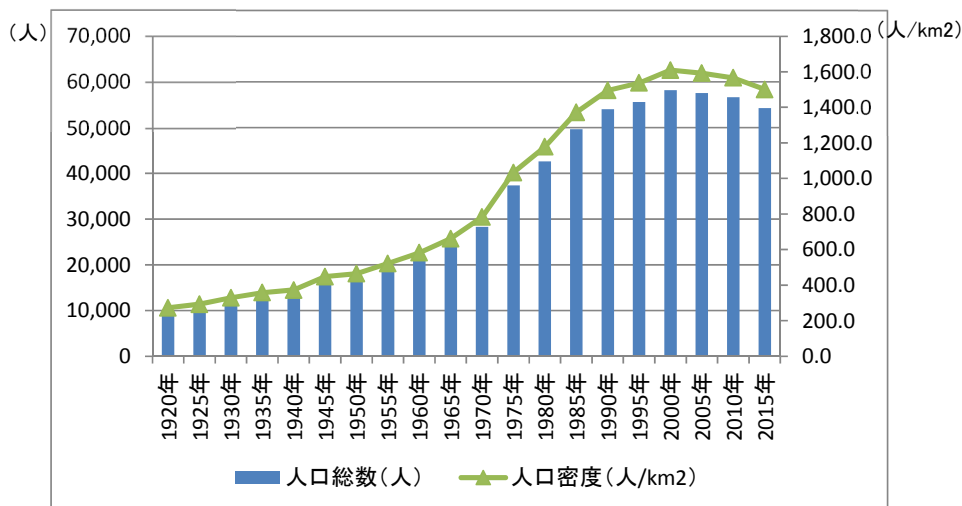


図 2-1 総人口および人口密度の推移

資料：国勢調査
面積は平成27年値による

国立社会保障・人口問題研究所※（以下、社人研）の将来推計によれば、本市の人口は減少を続け、年齢階層別には生産年齢人口（15～64歳）の人口減少が特に著しく、少子化・高齢化が顕著に進行することが予想されています。

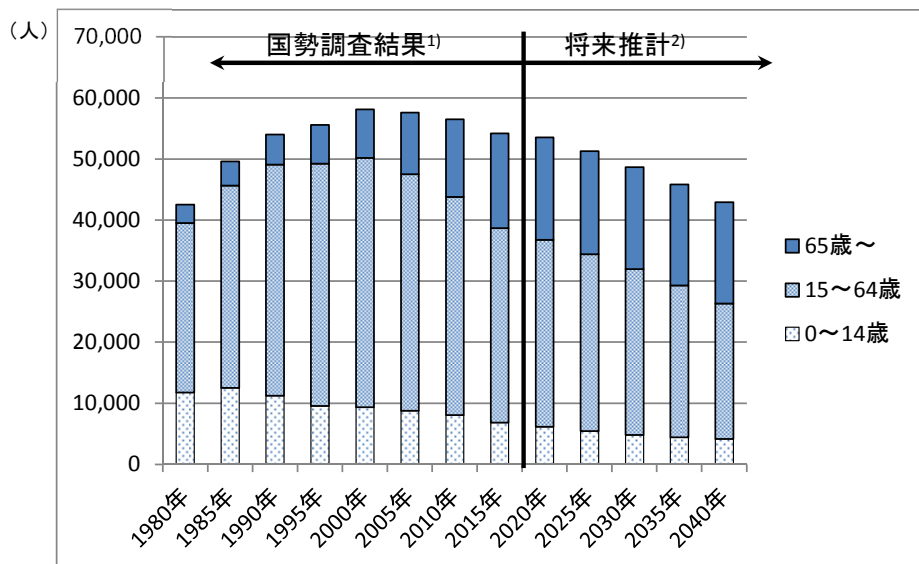


図 2-2 年齢階層別人口の推移

1)総務省統計局「e-stat 政府統計の総合窓口」 国勢調査による。

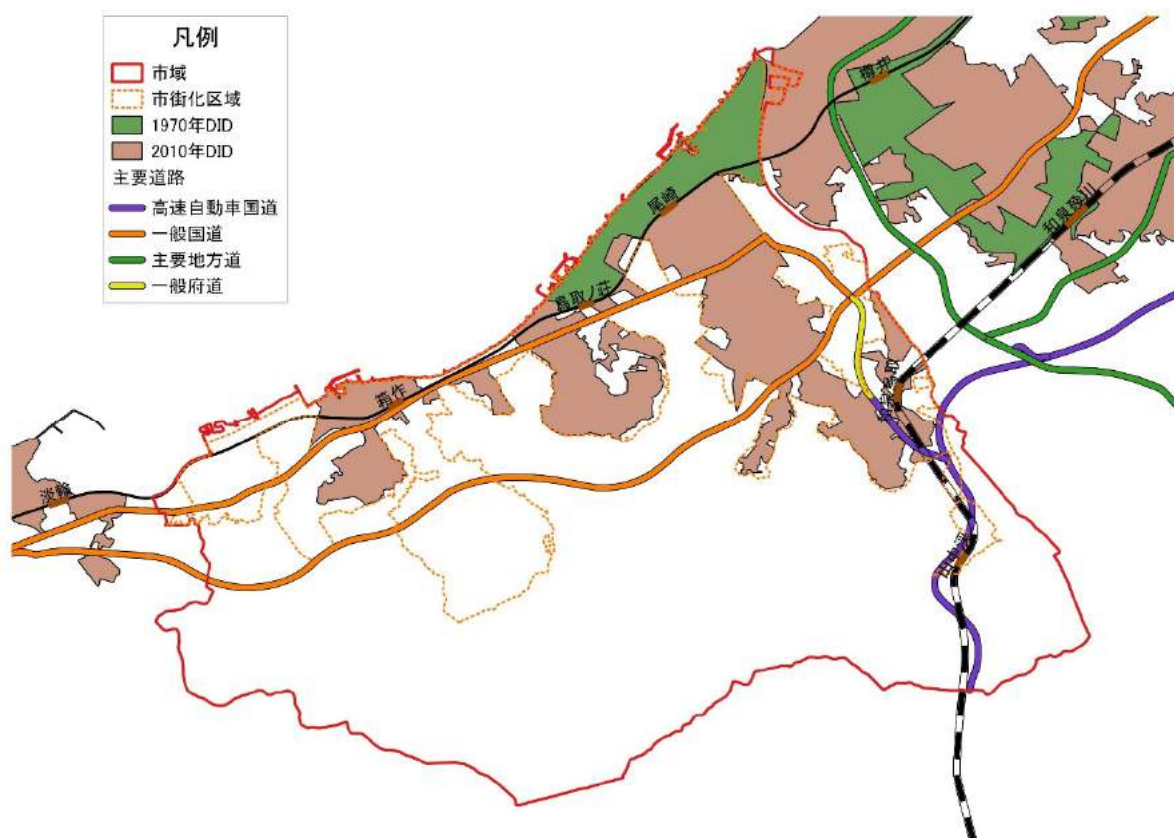
2)国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成25（2013）年3月推計）による。

※ 国立社会保障・人口問題研究所：人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究等を行う、厚生労働省の政策研究機関。

2) D I D人口・区域の推移

本市では、昭和45年（1970年）に初めてD I D（人口集中地区）が設定されました。D I Dは、国勢調査に基づき都市的地域として設定するもので、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上で互いに隣接し、人口が5,000人以上を有する地域です。

昭和45年（1970年）のD I D（人口集中地区）と平成22年（2010年）のD I Dを図に示すと次のとおりで、40年間に面積は約5.2倍に拡大していますが、D I D地区内人口は昭和45年（1970年）の9,796人から約4.6倍の44,958人に増大するにとどまり、平均人口密度は75.4人/haから66.5人/haに低下しています。



資料：国土数値情報

図 2-3 人口集中地区の区域図（1970年、2010年）

調査年毎の推移をみると、平成 12 年（2000 年）以降、総人口が減少に転じても DID（人口集中地区）は拡大を続けた結果、人口密度は年々低下しています。拡大した市街地で今後人口が減少すると、さらに低密度化が進むことが懸念されます。

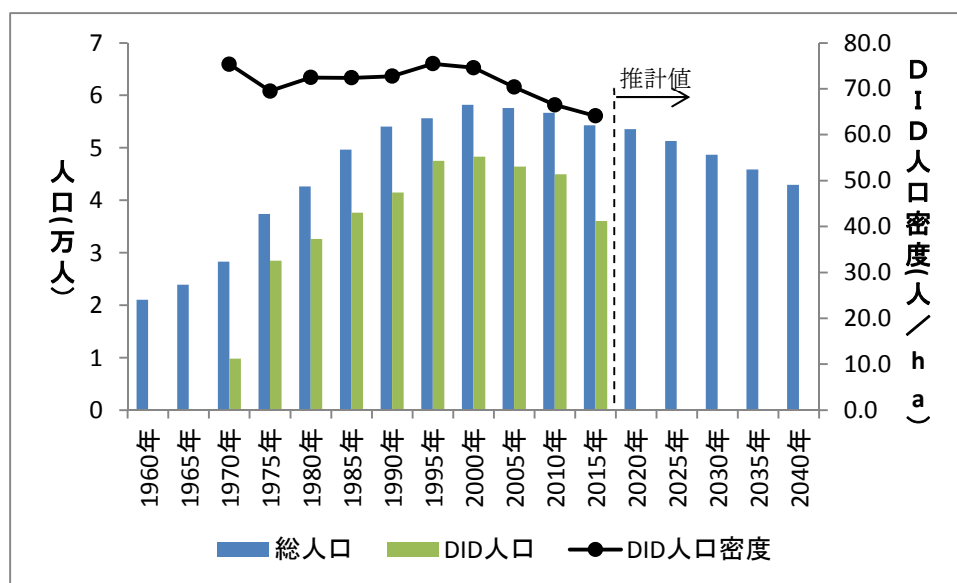


図 2-4 人口集中地区の人口・人口密度の推移

資料：国勢調査

平成 22 年（2010 年）の人口密度図をみても、市街化区域を中心として薄く広がっており、今後進行が懸念される低密度化に対応するためには、居住地域の集約化を図り、一定の人口密度を維持していく等の対応が必要になります。

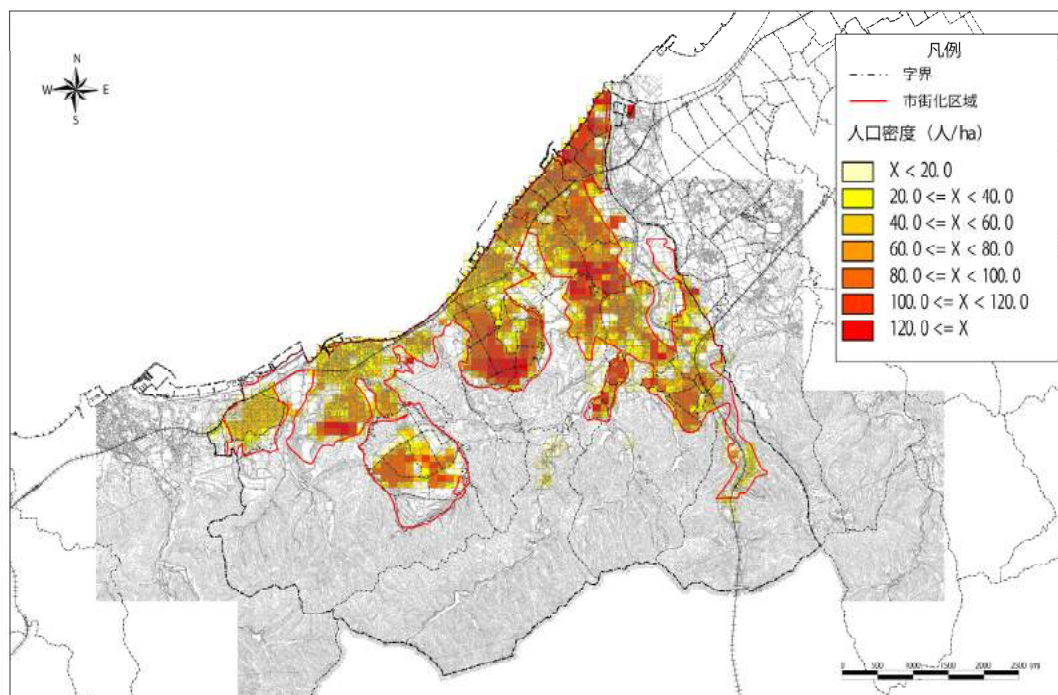


図 2-5 平成 22 年（2010 年）人口密度図 100m メッシュ単位

人口密度に対して大阪府下の市町村における都市計画区域に対する市街化調整区域の割合を見ると、右表のとおりです。本市は大阪府下で13番目に市街化調整区域の割合が多く、そのほとんどが山林や農地であることから、自然豊かなまちであることがわかります。

本計画では居住地の集約化を図り、一定の人口密度を維持しつつ、自然を活かした土地利用やまちづくりの検討を進めます。

表 2-1 市町村別の市街化調整区域の割合

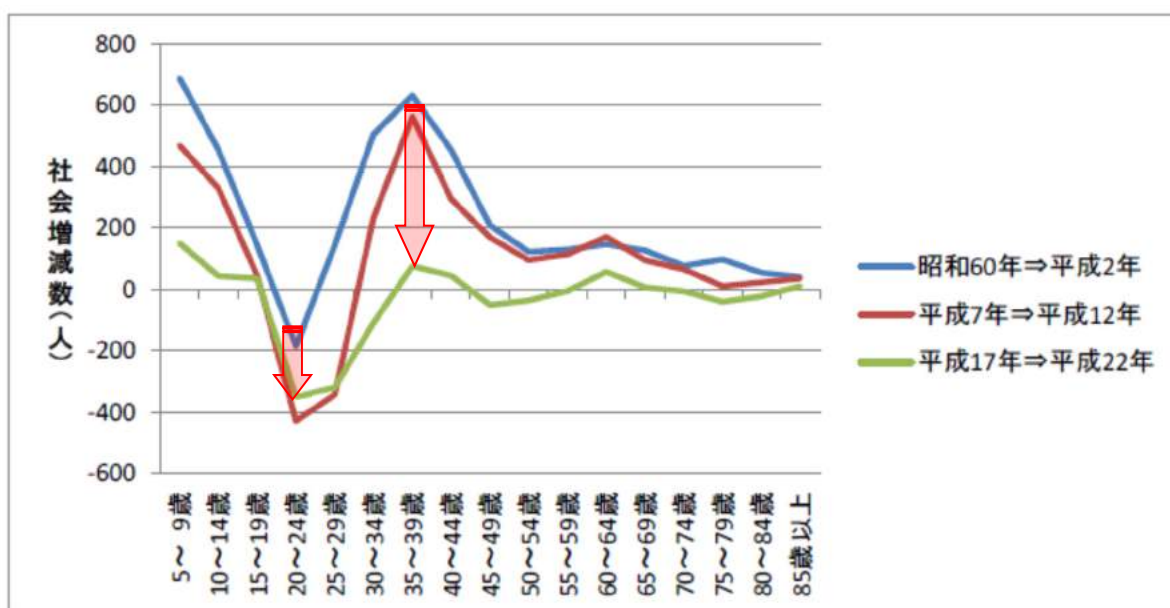
市町村	市街化区域	市街化調整区域	市街化調整区域の割合
能勢町	103	9,765	99.0%
千早赤阪村	130	3,600	96.5%
豊能町	315	3,119	90.8%
河南町	241	2,285	90.5%
河内長野市	1,533	9,428	86.0%
太子町	238	1,179	83.2%
岬町	704	3,200	82.0%
島本町	337	1,341	79.9%
泉南市	1,324	3,574	73.0%
和泉市	2,601	5,897	69.4%
四條畷市	590	1,279	68.4%
高槻市	3,329	7,202	68.4%
阪南市	1,194	2,416	66.9%
交野市	920	1,635	64.0%
柏原市	931	1,608	63.3%
泉佐野市	2,070	3,566	63.3%
貝塚市	1,663	2,730	62.1%
富田林市	1,588	2,378	60.0%
岸和田市	2,935	4,330	59.6%
箕面市	1,985	2,799	58.5%
茨木市	3,321	4,331	56.6%
田尻町	267	293	52.3%
池田市	1,088	1,121	50.7%
羽曳野市	1,337	1,307	49.4%
能取町	924	799	46.4%
大阪狭山市	734	458	38.4%
枚方市	4,182	2,326	35.7%
大東市	1,187	640	35.0%
八尾市	2,749	1,422	34.1%
堺市	10,933	4,066	27.1%
松原市	1,313	353	21.2%
東大阪市	4,981	1,200	19.4%
藤井寺市	753	136	15.3%
寝屋川市	2,149	321	13.0%
摂津市	1,349	139	9.3%
守口市	1,178	93	7.3%
大阪市	21,145	1,351	6.0%
門真市	1,188	42	3.4%
高石市	1,116	19	1.7%
泉大津市	1,431		0.0%
忠岡町	403		0.0%
豊中市	3,660		0.0%
吹田市	3,609		0.0%

: 北部大阪
 : 東部大阪
 : 南部大阪

資料：平成27年都市計画現況調査

3) 社会増減

年齢階層別人口の社会増減数を並べてみると、30代後半を中心とした子育て世代の減少と、20代前半を中心とした若い世代が減少していることがわかります。

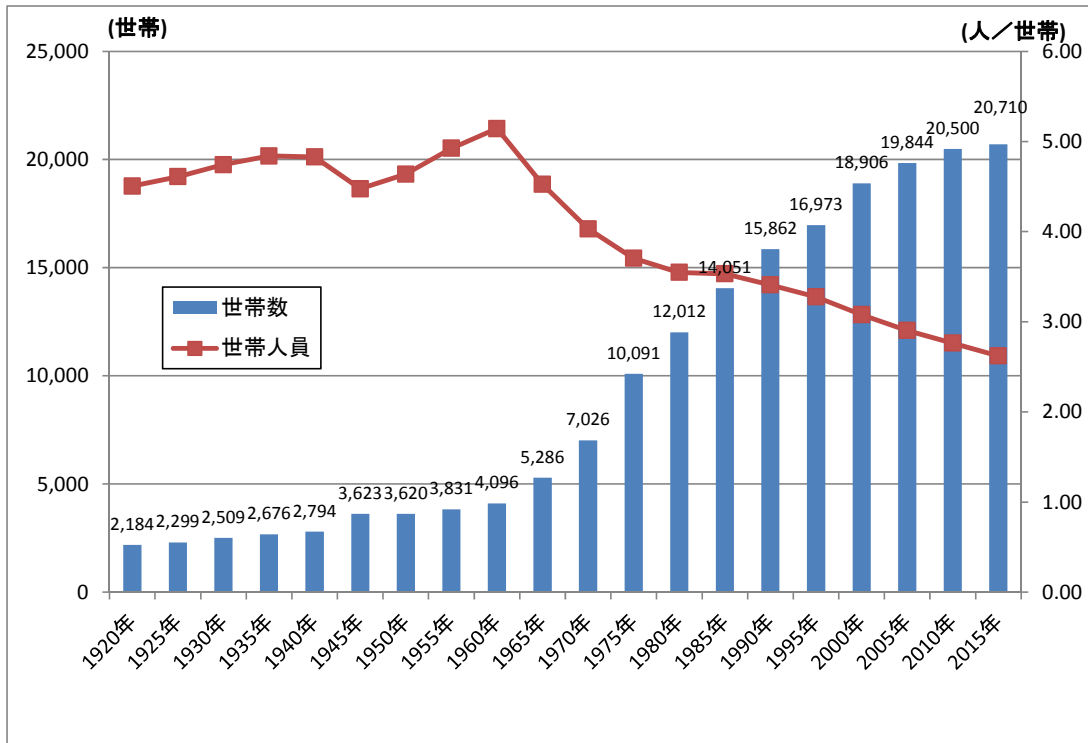


資料：国勢調査

図 2-6 年齢階層別・年次別社会増減

4) 世帯数の推移

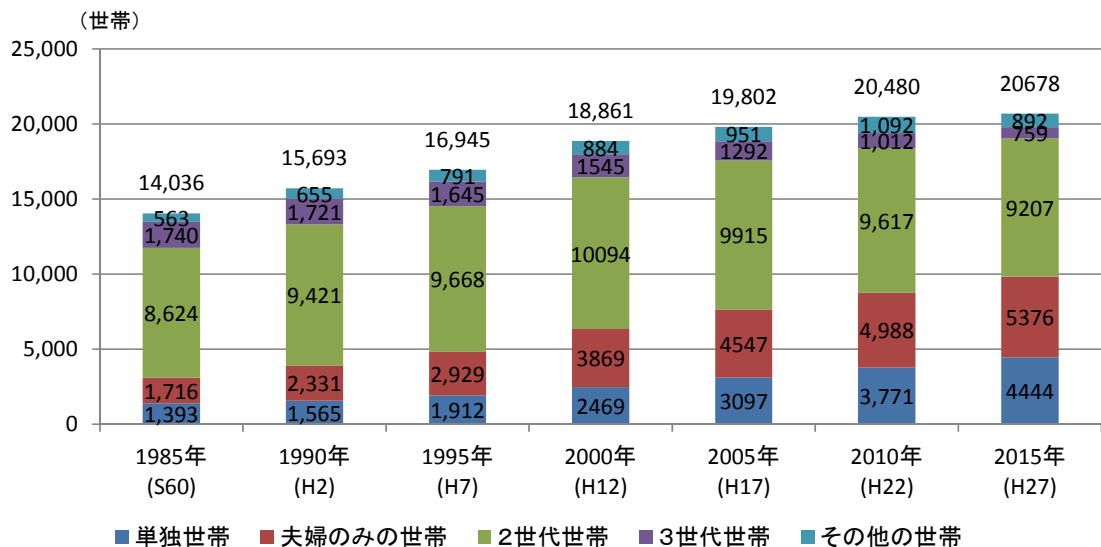
世帯総数は増加を続けてきましたが、1世帯当たりの人数は減少しています。



資料：国勢調査

図 2-7 世帯数および一世帯当たりの人数の推移

類型別内訳では、単独世帯と夫婦のみの世帯が増加を続けていますが、3世代世帯は逆に一貫して減少しています。人口が減少に転じた平成12年（2000年）以降、2世代世帯は微減に転じています。



資料：国勢調査

図 2-8 世帯の家族類型別一般世帯数の推移

高齢者世帯に着目すると、高齢単身世帯数および高齢夫婦のみの世帯の増加が顕著であり、高齢者の孤立化や老老介護によるケア不十分な世帯が増加することが懸念されます。

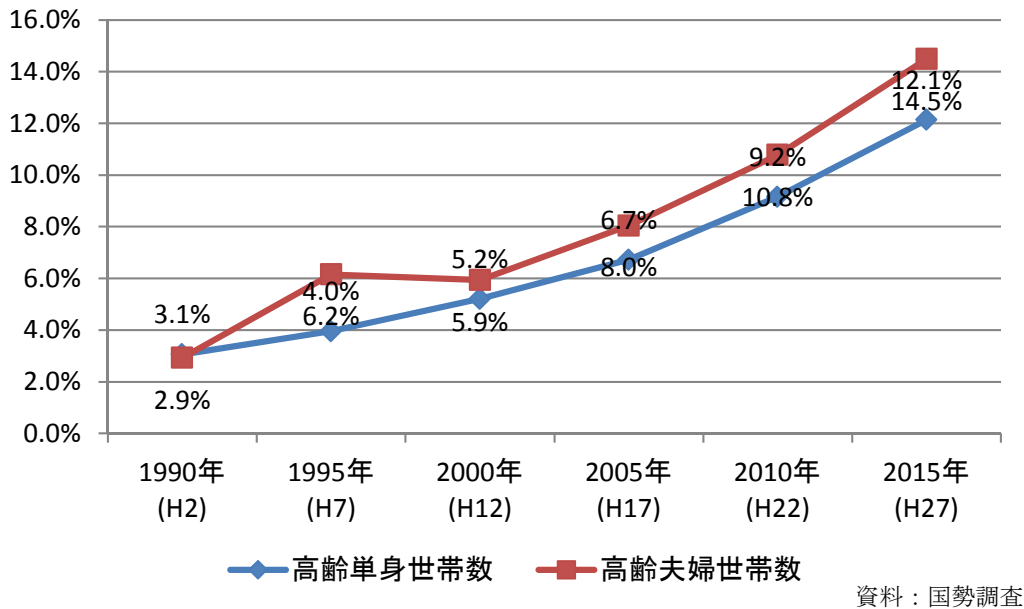


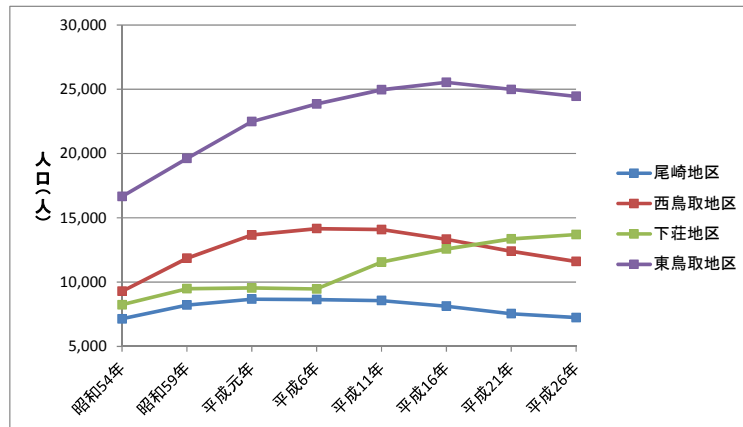
図 2-9 高齢者（65歳以上）のみで構成される単独世帯および夫婦のみ世帯の割合

5) 地域毎の人口動向

本市の地区別人口の推移（人口ビジョンで作成した本市の地域毎の人口推移）は、下荘地区を除き減少傾向にあります。

しかし、将来予測値（2040年：人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時）は、下荘地区を含めた全地区が減少傾向であり、年齢階層別にみると、15歳未満は微減、15～64歳は減少、65歳以上は微増、75歳以上はほぼ倍増です。

特に生産年齢人口の減少と後期高齢者の増加が顕著であり、生産年齢人口に対する生活のしやすさ、後期高齢者に対する医療や介護をどうしていくかが課題になります。



出典：「阪南市人口ビジョン」（平成27年10月）

図 2-10 地区別人口の推移

表 2-2 地区別人口の推移

		昭和54年	昭和59年	平成元年	平成6年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年
尾崎地区	男(人)	3,433	3,976	4,216	4,156	4,090	3,901	3,585	3,417
	女(人)	3,712	4,242	4,459	4,481	4,469	4,223	3,956	3,821
	計(人)	7,145	8,218	8,675	8,637	8,559	8,124	7,541	7,238
西鳥取地区	男(人)	4,569	5,868	6,697	6,856	6,821	6,453	5,959	5,553
	女(人)	4,717	5,988	6,969	7,307	7,268	6,875	6,448	6,049
	計(人)	9,286	11,856	13,666	14,163	14,089	13,328	12,407	11,602
下荘地区	男(人)	4,078	4,668	4,647	4,547	5,582	6,088	6,498	6,651
	女(人)	4,167	4,819	4,894	4,921	5,975	6,487	6,859	7,044
	計(人)	8,245	9,487	9,541	9,468	11,557	12,575	13,357	13,695
東鳥取地区	男(人)	8,021	9,511	10,943	11,641	12,119	12,321	11,948	11,673
	女(人)	8,638	10,107	11,546	12,213	12,845	13,215	13,042	12,770
	計(人)	16,659	19,618	22,489	23,854	24,964	25,536	24,990	24,443
地区合計	男(人)	20,101	24,023	26,503	27,200	28,612	28,763	27,990	27,294
	女(人)	21,234	25,156	27,868	28,922	30,557	30,800	30,305	29,684
	計(人)	41,335	49,179	54,371	56,122	59,169	59,563	58,295	56,978

※ 各年12月末時点の数値を使用している。

※ 赤枠箇所は、集計範囲における各地区人口ピーク時期を示している。

表 2-3 将来人口予測（2040年：人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時）

	尾崎地区		西鳥取地区		下荘地区		東鳥取地区	
	2010年	2040年	2010年	2040年	2010年	2040年	2010年	2040年
人口総数	7,396	6,511	11,765	9,458	13,280	12,010	24,205	22,045
総数15歳未満	983	935	1,299	1,292	2,192	1,759	3,605	3,226
総数15～64歳	4,670	3,434	7,394	4,737	8,172	6,373	15,485	11,594
総数65歳以上	1,676	2,142	3,068	3,429	2,890	3,878	5,092	7,225
総数75歳以上	634	1,240	1,165	2,236	1,198	2,151	2,065	4,056

一方、生活圏域の中でも、地区ごとにその傾向には違いがあり、市全体が人口減少傾向に進む中で、阪南スカイタウンでは当面は増加傾向が予想されています。

表 2-4 地区別の人口推計

#	地区名	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0	阪南市全体	56,645	55,831	54,479	52,604	50,437	48,050	45,592	43,095	40,609	38,069	35,509
1	A地区	7,386	7,222	7,022	6,782	6,492	6,175	5,849	5,510	5,171	4,829	4,490
		100.0%	97.8%	95.1%	91.8%	87.9%	83.6%	79.2%	74.6%	70.0%	65.4%	60.8%
2	B地区	12,162	11,789	11,397	10,934	10,419	9,878	9,331	8,776	8,220	7,641	7,058
		100.0%	96.9%	93.7%	89.9%	85.7%	81.2%	76.7%	72.2%	67.6%	62.8%	58.0%
3	C地区	10,104	10,044	9,883	9,642	9,347	8,998	8,615	8,201	7,766	7,295	6,799
		100.0%	99.4%	97.8%	95.4%	92.5%	89.1%	85.3%	81.2%	76.9%	72.2%	67.3%
4	D地区	5,401	5,344	5,213	5,026	4,806	4,545	4,263	3,983	3,718	3,464	3,212
		100.0%	98.9%	96.5%	93.0%	89.0%	84.2%	78.9%	73.7%	68.8%	64.1%	59.5%
5	E地区	8,307	7,935	7,563	7,115	6,592	6,017	5,429	4,883	4,405	3,990	3,615
		100.0%	95.5%	91.0%	85.6%	79.4%	72.4%	65.3%	58.8%	53.0%	48.0%	43.5%
6	F地区	7,123	6,828	6,534	6,199	5,844	5,464	5,097	4,738	4,397	4,060	3,727
		100.0%	95.9%	91.7%	87.0%	82.0%	76.7%	71.6%	66.5%	61.7%	57.0%	52.3%
7	G地区	2,102	2,055	1,971	1,856	1,730	1,600	1,470	1,354	1,244	1,142	1,045
		100.0%	97.8%	93.7%	88.3%	82.3%	76.1%	69.9%	64.4%	59.2%	54.3%	49.7%
8	H地区	4,060	4,614	4,896	5,050	5,207	5,373	5,538	5,650	5,688	5,648	5,563
		100.0%	113.6%	120.6%	124.4%	128.2%	132.3%	136.4%	139.2%	140.1%	139.1%	137.0%

※上段：各地区の推計人口(人)
 ※下段：各地区の人口増減率(%)
 (2010年を100とした場合の数値)

- : 対2010年比60%未満
- : 対2010年比60%～70%
- : 対2010年比70%～80%
- : 対2010年比80%～90%
- : 対2010年比90%～100%
- : 対2010年比100%超

地区区分	該当する住所地
A地区	尾崎・尾崎町
B地区	下出・黒田・新町・鳥取・シーサイド貝掛・府営石田団地
C地区	鳥取中・自然田・石田・桑畑・さつき台
D地区	和泉鳥取・山中溪・桜ヶ丘・緑ヶ丘
E地区	舞・鳥取三井・光陽台
F地区	貝掛・箱作・万葉台・住友金属住宅
G地区	田山・南山中・箱の浦・いずみが丘・東和苑・鴻の台・プロヴァンスの丘
H地区	桃の木台

出典：「阪南市人口ビジョン」(平成27年10月)

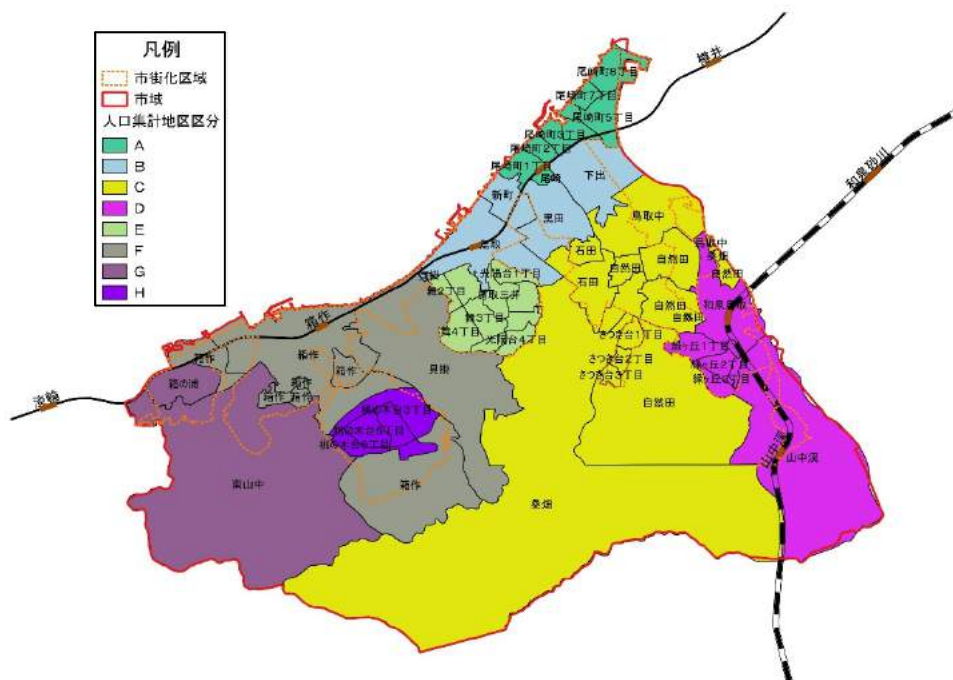


図 2-11 地区の位置図

また、将来的な高齢者比率(2040年:人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時)も、全市的に高齢者割合が高くなる傾向にありますが、阪南スカイタウンはその傾向が緩やかです。

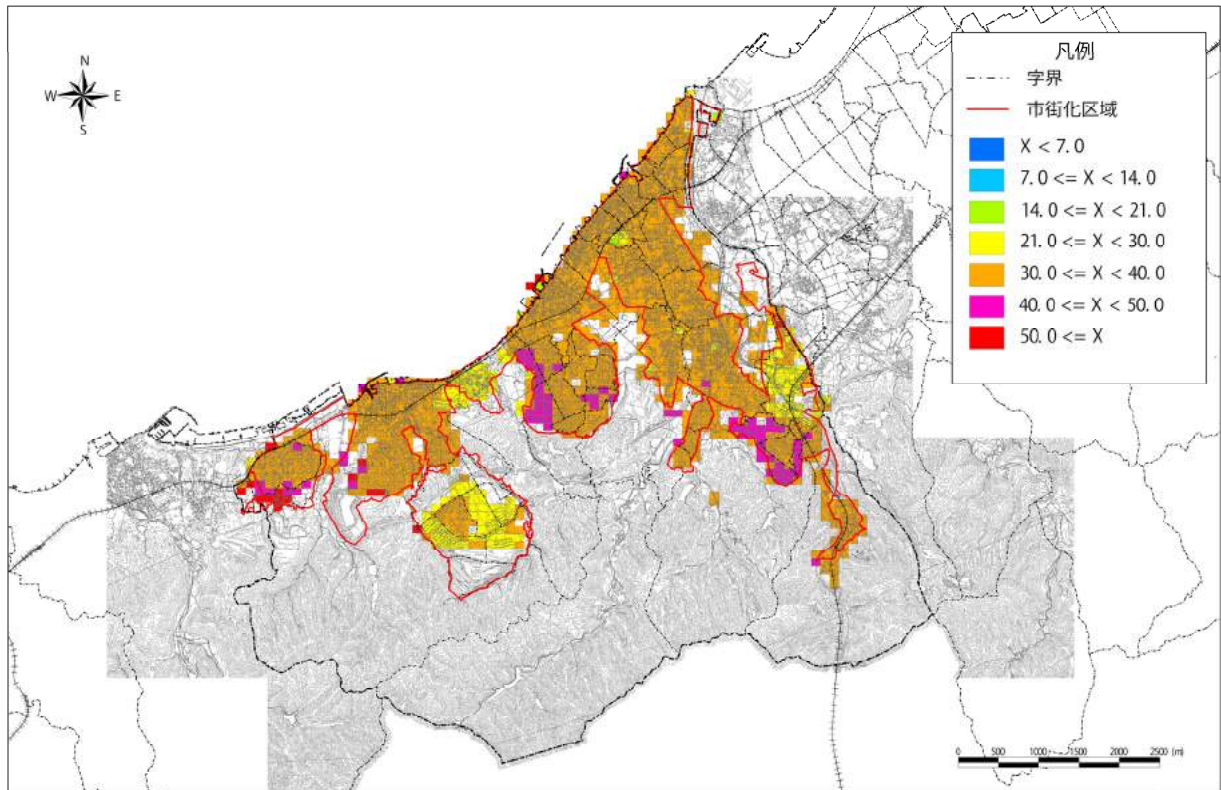
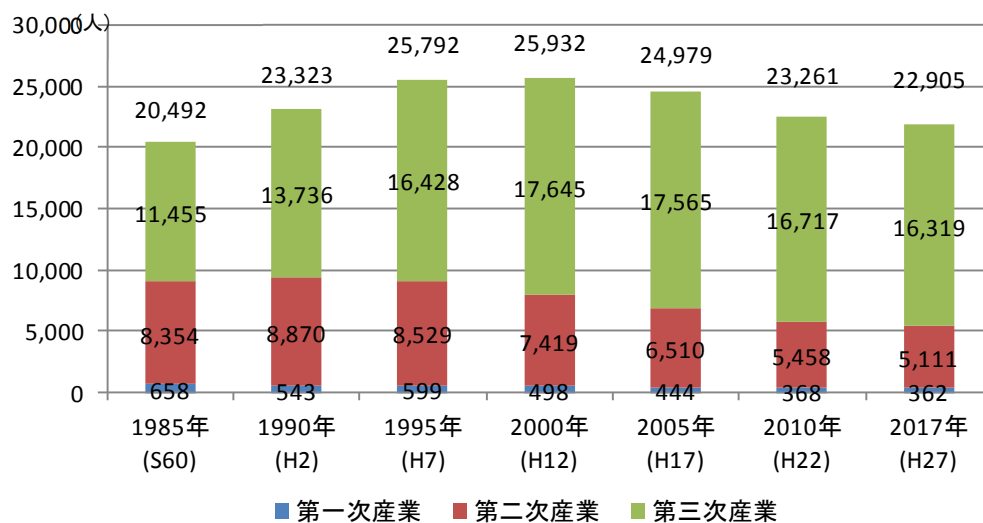


図 2-12 人口-高齢者比率 (2040年:人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時)

6) 産業別人口の推移

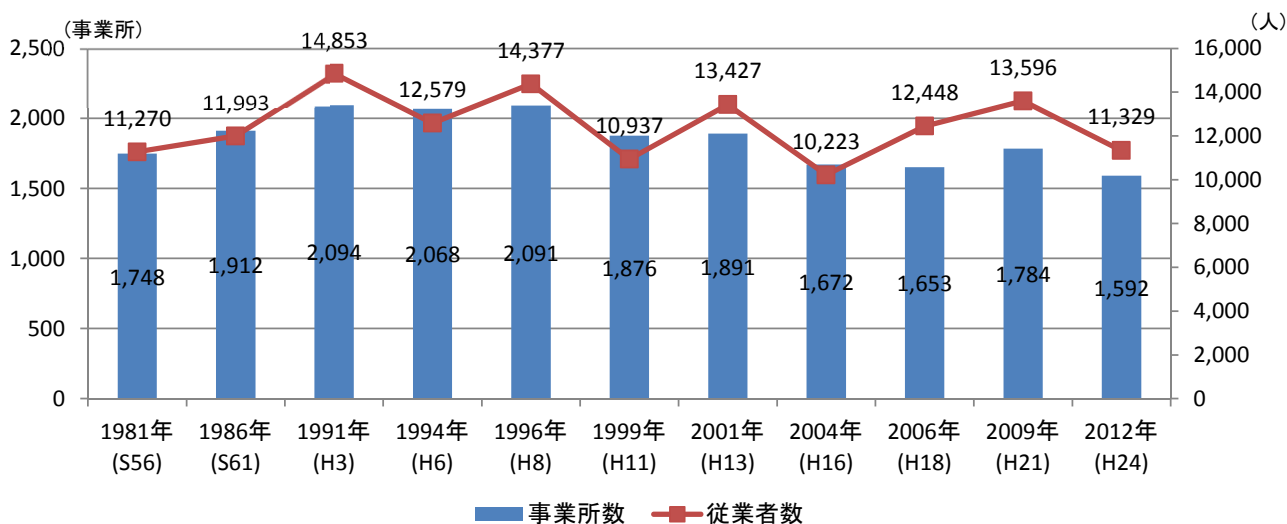
就業人口も総人口と同様、平成12年(2000年)をピークに減少に転じています。特に第1次・第2次産業就業人口は平成2年(1990年)前後をピークに大きく減少しています。



資料：国勢調査

図 2-13 産業大分類別就業者数の推移

事業所数も大きく減少しており、平成3年(1991年)から平成24年(2012年)にかけて約3/4に減少しています。従業者数は変動に波がありながら、やはり減少傾向にあります。



資料：事業所・企業統計調査、経済センサス

図 2-14 事業所数・従業者数の推移

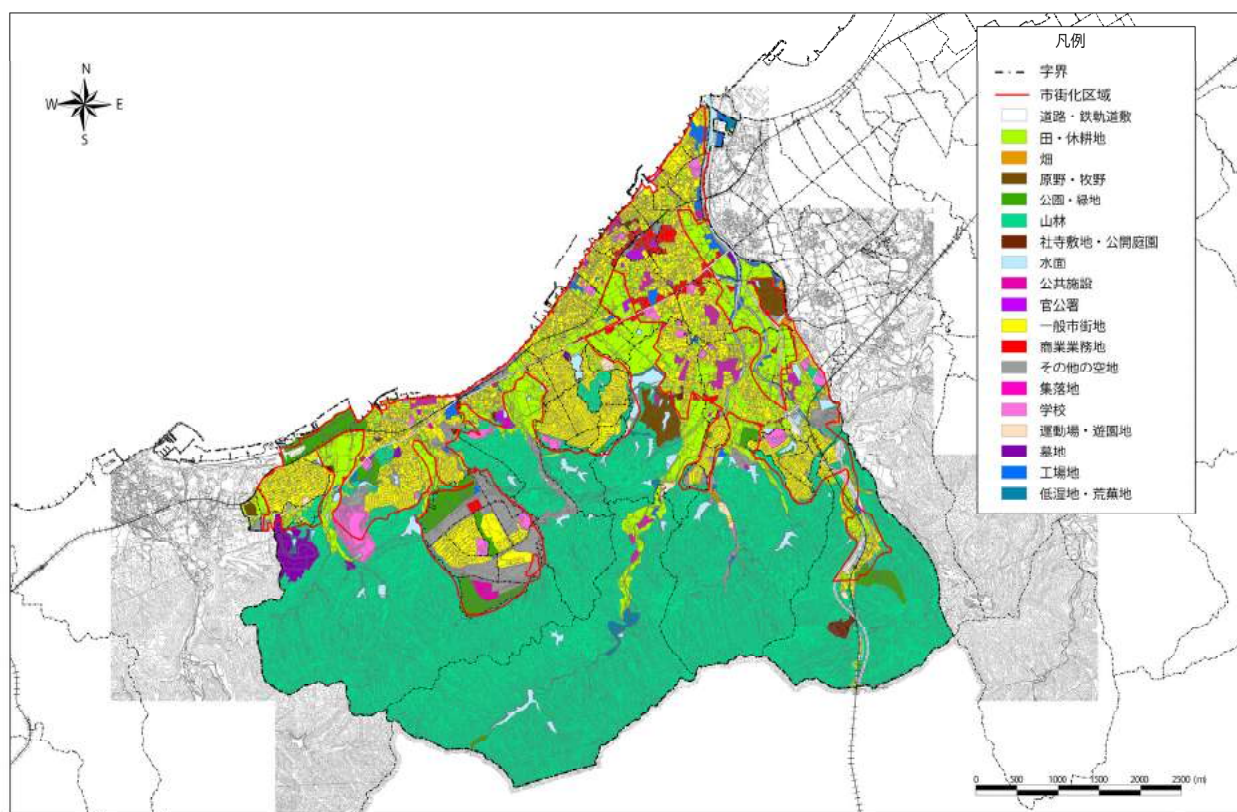
(2) 土地利用

1) 土地利用の現況

本市の土地利用は、市域の約60%を和泉山脈の山林が占めています。海岸沿いの平地に旧来の住宅地が広がり、南海本線尾崎駅周辺には、市役所・官公署等の公共施設、商業施設や病院が集中し、都市拠点を形成しています。

その東南方向にはスプロール的に市街地が展開しており、随所にまとまった規模の住宅開発地がみられます。

南海本線鳥取ノ荘駅、箱作駅の周辺も、それぞれ海側に旧市街地、山側に丘陵部を開発した緩斜面上の住宅地が広がっています。また、箱作駅から南側の丘陵部に阪南スカイタウンが開発されました。



資料：都市計画基礎調査

図 2-15 土地利用の現況（都市計画基礎調査結果による分布）

2) 空き家の状況

住宅・土地統計調査から、空き家のうち「その他の住宅（賃貸用・売却用等の目的で一時的に空き家となっているものを除く）」を対象として推移をみると、下図のとおり、平成20年（2008年）から25年（2013年）にかけて、空き家戸数・空き家率が顕著に増大していることがわかります。

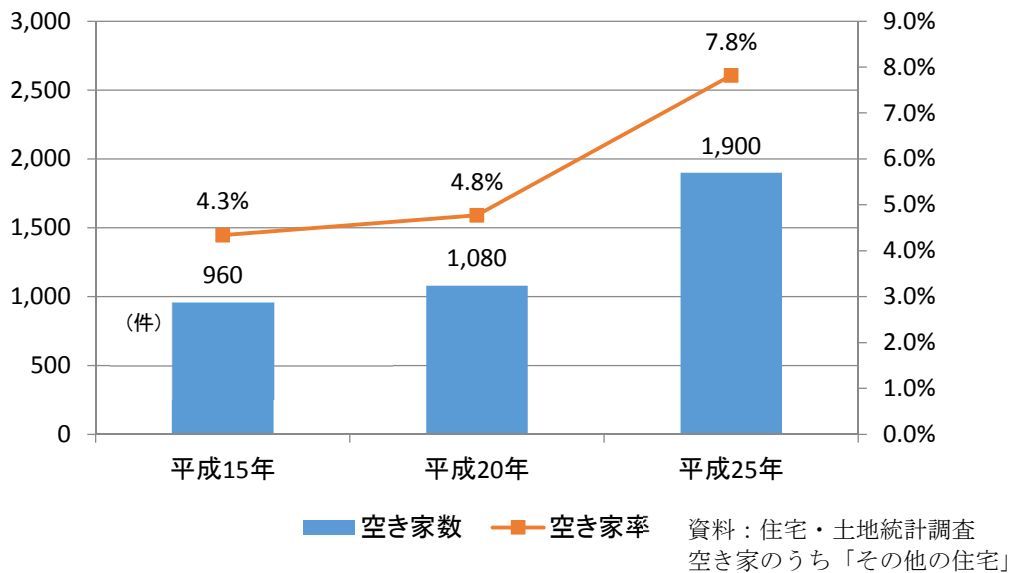


図 2-16 空き家数と空き家率の推移

また、住宅着工統計より一戸建住宅の新規着工戸数の推移を整理すると、平成25年度（2013年度）以降減少傾向に転じています。

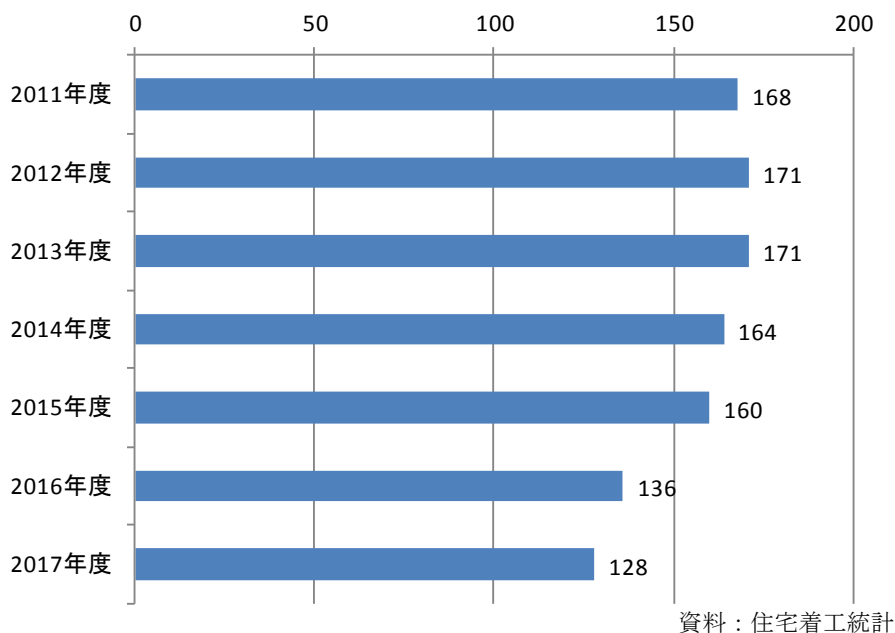


図 2-17 一戸建住宅の新規着工戸数の推移

(3) 都市交通

1) 公共交通の動向

本市の主要な公共交通は、鉄道と路線バスがあります。鉄道2路線のうち南海本線は、特急停車駅である尾崎駅から最速約40分でなんば駅まで到達できます。JR阪和線は、和泉鳥取駅から天王寺駅まで快速で約55分で到達できます。

路線バスは、南海ウイングバス南部(株)により市内2路線、市外へはイオンモールりんくう泉南行1路線の、計3路線が運行されています。しかし、市内路線バスのうち、尾崎駅から和泉鳥取周辺へ向かうバスはJR和泉鳥取駅を経由していないほか、路線バスによる公共交通サービスが行き届いていない地域も多く、それらの地域についてはコミュニティバス「さつき号」がカバーしています。

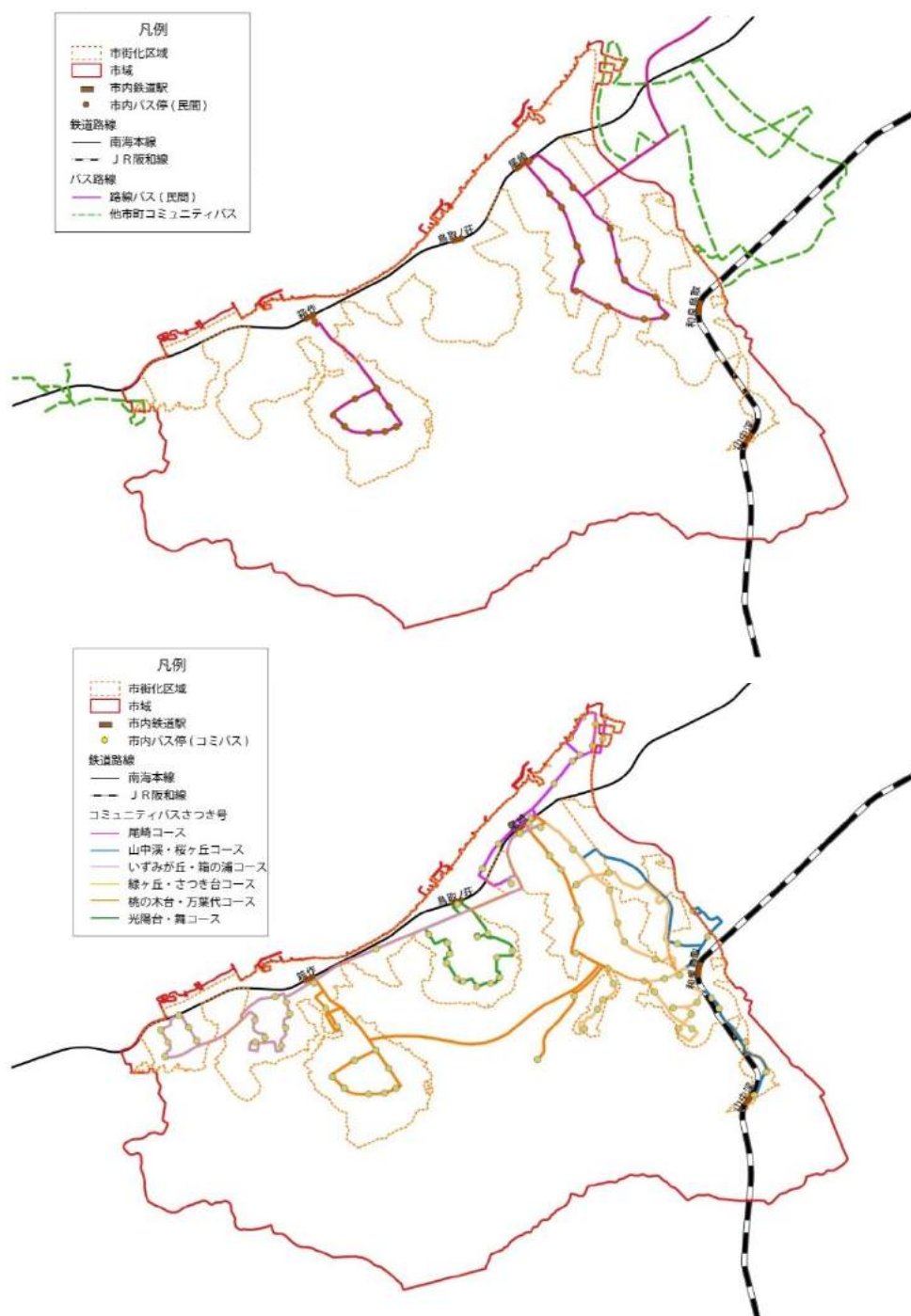
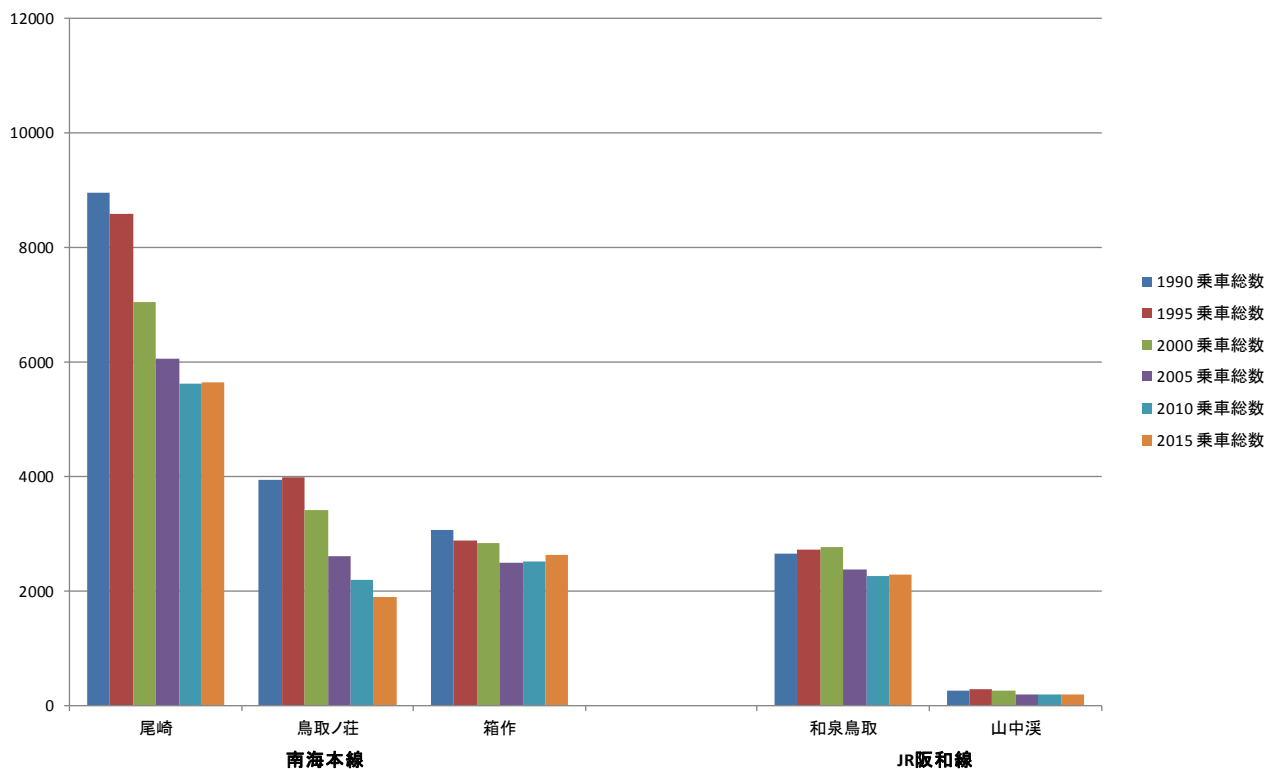


図 2-18 公共交通の運行ルート (鉄道・バス)

2) 鉄道乗車人員の推移

南海本線およびJR阪和線の市内各駅の乗車人員は概ね経年的に減少しており、特に乗車人員の多い尾崎駅での減少が顕著です。箱作駅は最近の平成22年（2010年）に下げ止まりがみられ、和泉鳥取駅は平成12年（2000年）までが微増、その後、減少に転じています。

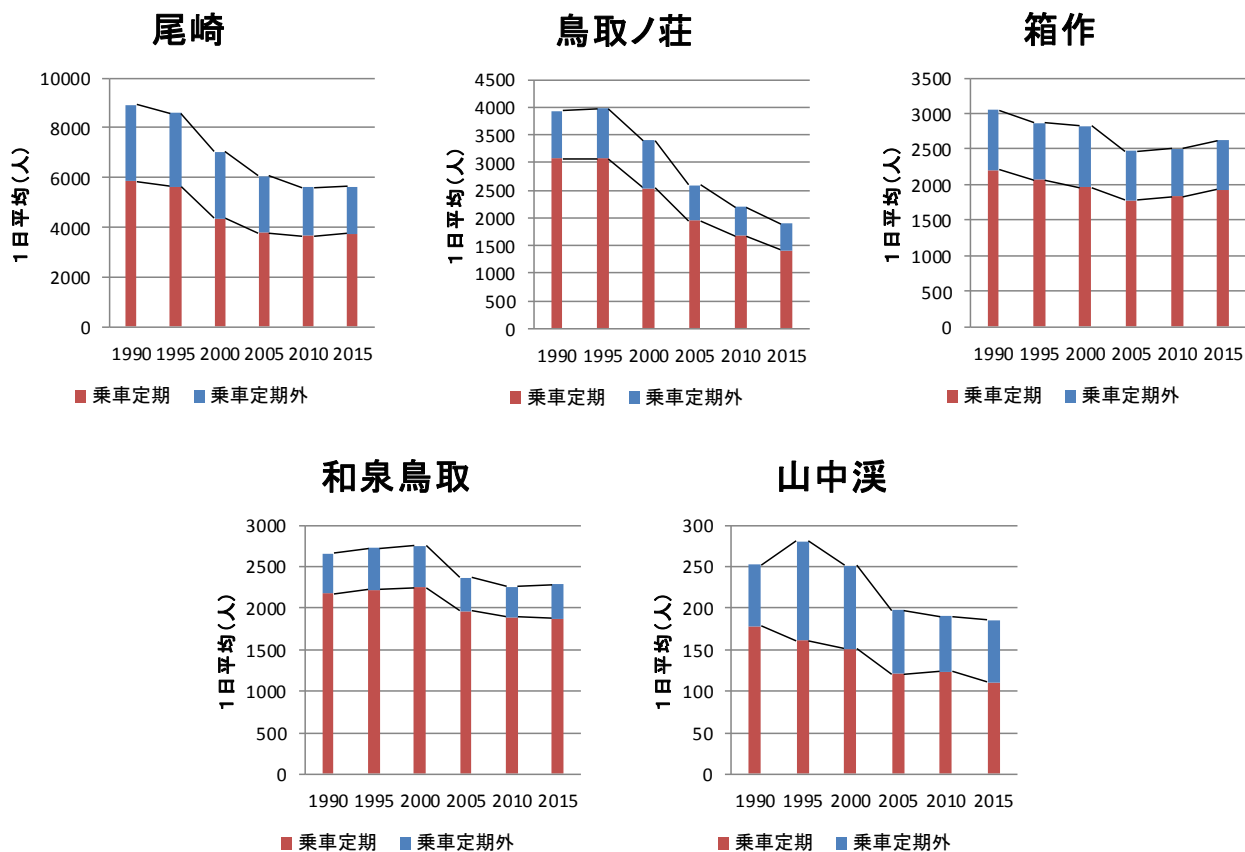


資料：大阪府統計年鑑

図 2-19 市内各駅の1日平均乗車人数の推移

定期・定期外別に乗車の推移をみると、各駅とも減少の要素は定期客であり、通勤・通学者数の減少が影響しているものとみられます。背景として定年退職者の増加等が推察されます。

箱作駅では、沿線の住宅立地の効果により近年定期客の利用が伸びており、下げ止まりがみられます。



資料：大阪府統計年鑑

図 2-20 市内各駅の1日平均乗車人数の推移（定期客・定期外客別）

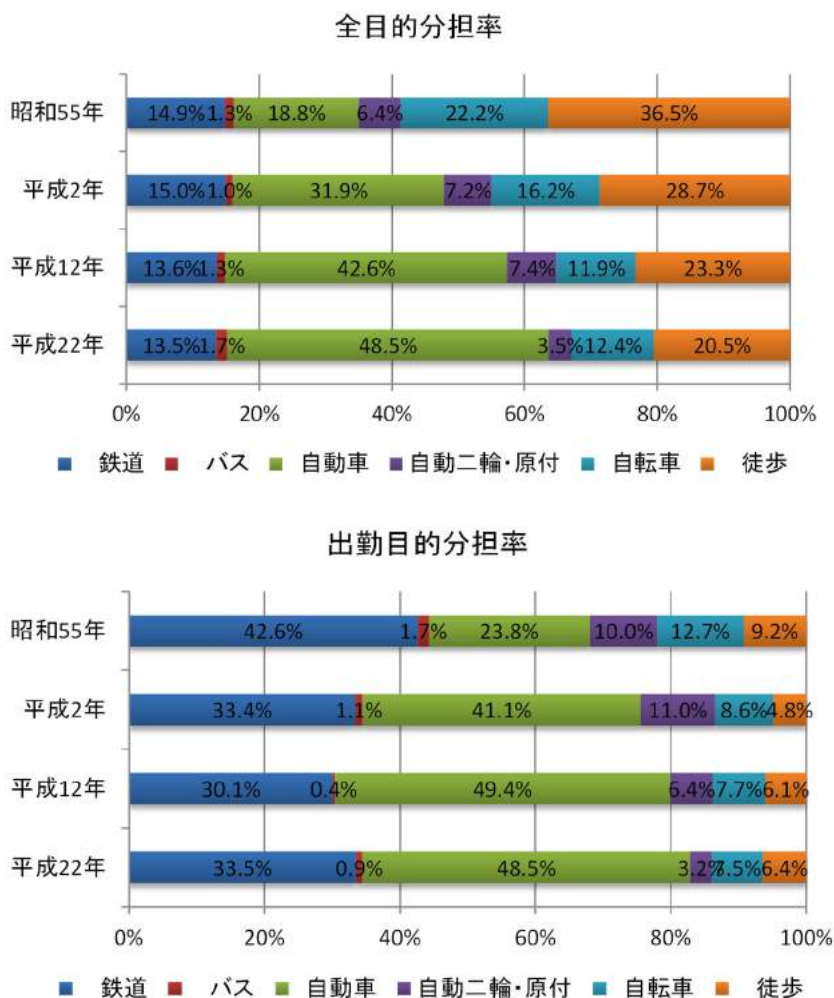
3) 市民の交通行動の推移

パーソントリップ調査*結果による市民の交通行動の推移をみると、自動車の分担率の伸びが著しく、鉄道の分担率は微減、バスは小さい中で微増傾向を示しています。(平成22年(2010年)調査は平成15年度(2003年度)から運行を開始した阪南市コミュニティバス「さつき号」も含まれます。)また、自転車・徒歩から自動車に移動手段がシフトしていることがわかります。

出勤目的だけに着目すると、自動車分担率は平成12年(2000年)時点がピークで、平成22年(2010年)には鉄道の分担率が平成2年(1990年)の割合に戻っています。自転車・徒歩は平成2年(1990年)以降ほぼ同等で、自動二輪・原付が一貫して減少傾向にあります。

戦後の日本、特に都市部を除く郊外部においては、沿道を整備して都市開発するという手法でまちづくりを進めてきたことから、自動車での移動が主体の都市構造になっています。今後、長期的には高齢化等の課題に対応していくため、公共交通での移動を主体とした都市構造への転換が望まれます。

※ パーソントリップ調査：一定の調査対象地域内において「人の動き」を調べる調査。交通行動の起点(出発地:Origin)、終点(到着地:Destination)、目的、利用手段、行動時間帯等1日の詳細な交通行動を明らかにする調査。



資料：第5回近畿圏パーソントリップ調査

図 2-21 交通手段分担率の推移 (パーソントリップ調査)

パーソントリップ調査結果をもとに、平成22年(2010年)の本市および近隣市における休日(土曜日・日曜日・祝日)の目的別移動を見ると、泉南地域に共通する居住地としての特性を反映し、帰宅を除いて流出超過となっています。しかし、「自由」目的の移動については、泉南市および泉佐野市での流入超過傾向が顕著であり、大型商業施設への広域からの集客を反映していることが予想されます。

表 2-5 本市および近隣市における休日のパーソントリップ(目的別)

	発生(当該市からの移動)						
	目的別パーソントリップ						合計
	出勤	登校	自由	業務	帰宅	不明	
阪南市	3,992	812	45,245	3,201	29,011	0	82,261
岸和田市	12,603	4,804	163,013	13,011	132,675	0	326,106
貝塚市	6,494	1,294	72,605	6,151	49,765	0	136,309
泉佐野市(関空除く)	8,153	1,109	94,503	6,945	90,096	0	200,806
泉南市(関空除く)	5,146	1,335	53,719	4,718	56,450	153	121,521
関西国際空港	73	87	2,760	484	13,512	0	16,916

	集中(当該市への移動)							
	目的別パーソントリップ						合計	合計 (帰宅除く)
	出勤	登校	自由	業務	帰宅	不明		
阪南市	2,144	290	37,089	2,315	40,629	0	82,467	41,838
岸和田市	10,022	4,074	157,922	13,396	141,643	0	327,057	185,414
貝塚市	4,835	1,021	60,784	5,496	64,146	0	136,282	72,136
泉佐野市(関空除く)	9,274	616	114,137	7,617	69,590	0	201,234	131,644
泉南市(関空除く)	3,642	730	68,221	4,632	44,306	153	121,684	77,378
関西国際空港	3,815	0	9,798	3,424	0	0	17,037	17,037

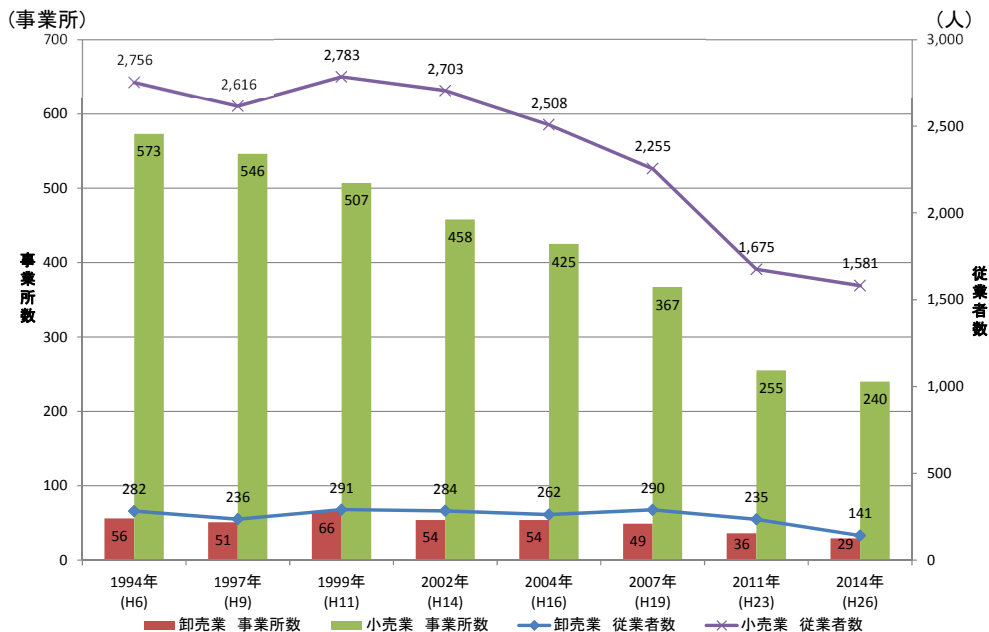
	集中-発生(+の場合当該市への流入超過)						
	目的別パーソントリップ						合計
	出勤	登校	自由	業務	帰宅	不明	
阪南市	-1,848	-522	-8,156	-886	11,618	0	206
岸和田市	-2,581	-730	-5,091	385	8,968	0	951
貝塚市	-1,659	-273	-11,821	-655	14,381	0	-27
泉佐野市(関空除く)	1,121	-493	19,634	672	-20,506	0	428
泉南市(関空除く)	-1,504	-605	14,502	-86	-12,144	0	163
関西国際空港	3,742	-87	7,038	2,940	-13,512	0	121

資料：第5回近畿圏パーソントリップ調査

(4) 経済活動

1) 商業の推移および施設の分布

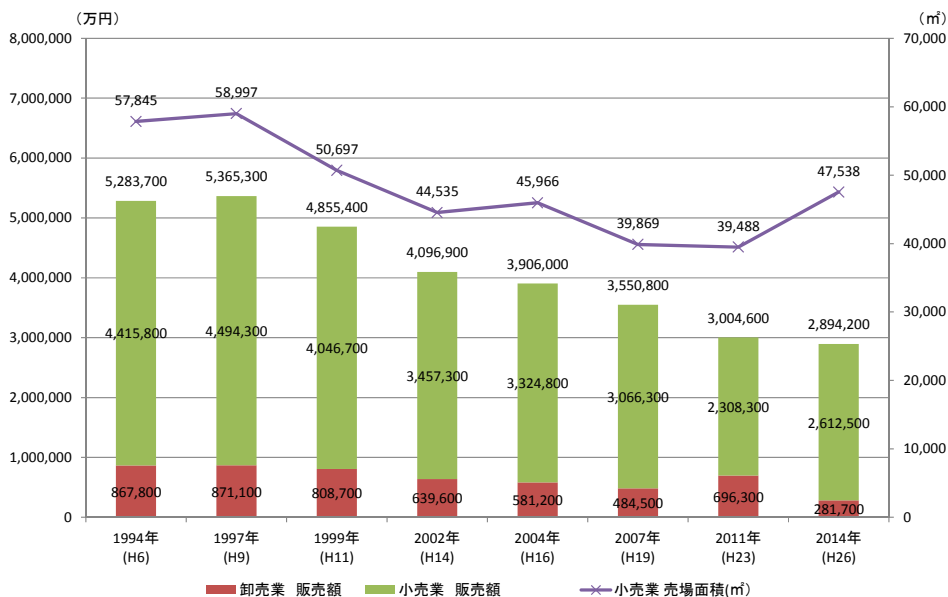
平成6年（1994年）以降の商業統計データによると、小売業事業所数が一貫して減少を続けています。従業者数は平成11年（1999年）をピークに減少が続いており、いずれも近年下げ止まりの傾向がみられます。



資料：商業統計調査・経済センサス活動調査

図 2-22 商業統計指標（事業所数・従業者数）の推移

卸売業は事業所数・従業者数とも、ほぼ横ばいで推移してきましたが、近年は減少しています。商品販売額と小売床面積の推移についても、下落傾向の中、平成26年（2014年）に小売床面積が上向き、小売業販売額もやや持ち直しています。

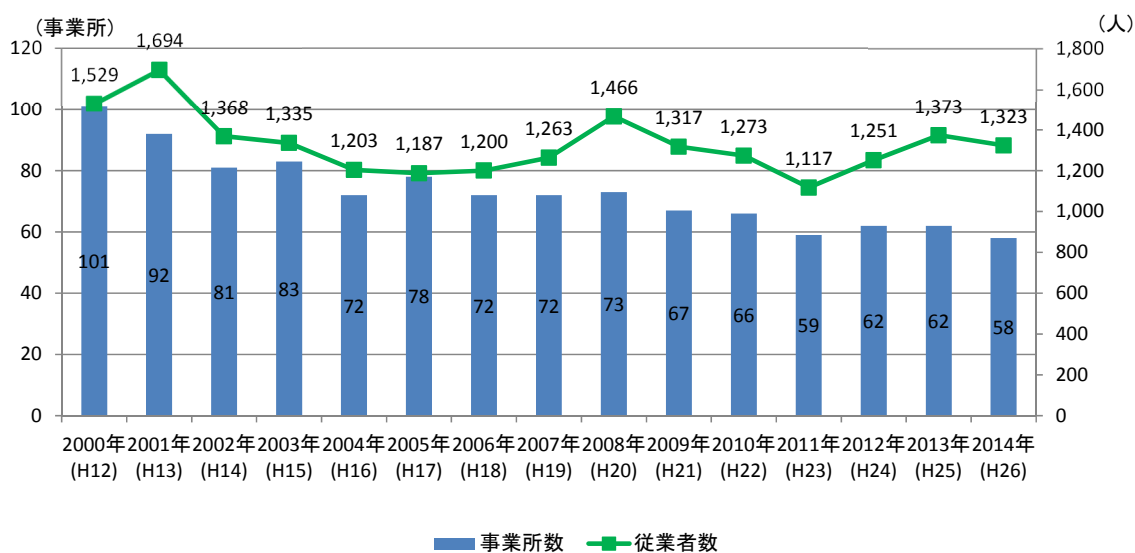


資料：商業統計調査・経済センサス活動調査

図 2-23 商業統計指標（年間商品販売額・売場面積）の推移

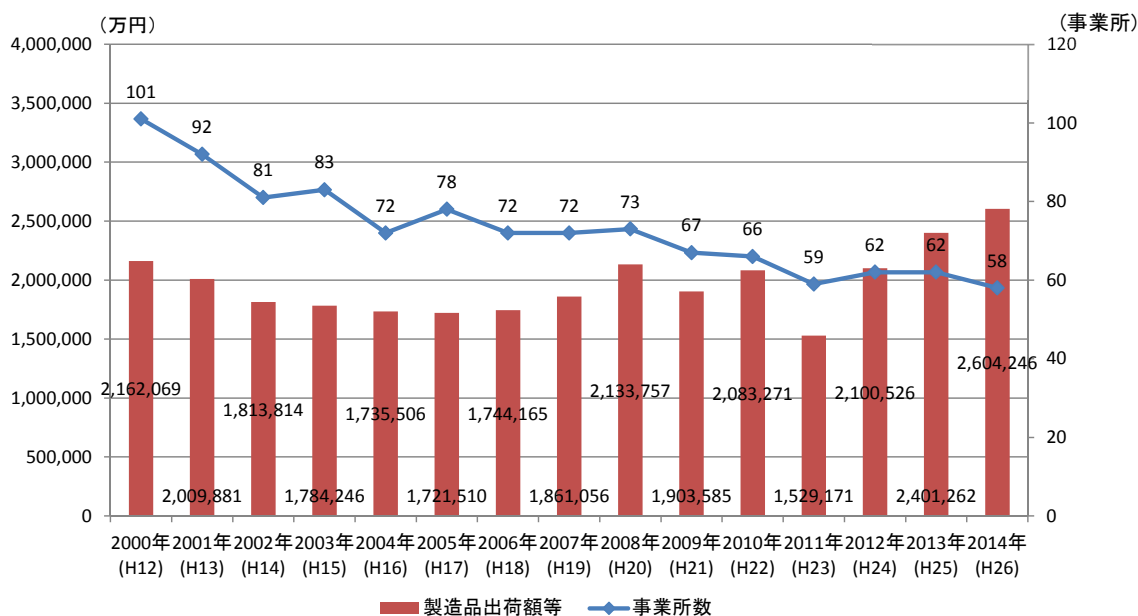
2) 工業の推移および施設の分布

製造業事業所数は平成12年（2000年）以降、下落傾向が続いており、従業者数は波があるものの、長期的には下落傾向にあるといえます。また、製造品出荷額等は近年伸びをみせています。



資料：工業統計調査

図 2-24 工業統計指標（事業所数・従業者数）の推移



資料：工業統計調査

図 2-25 工業統計指標（事業所数・製造品出荷額等）の推移

(5) 地価

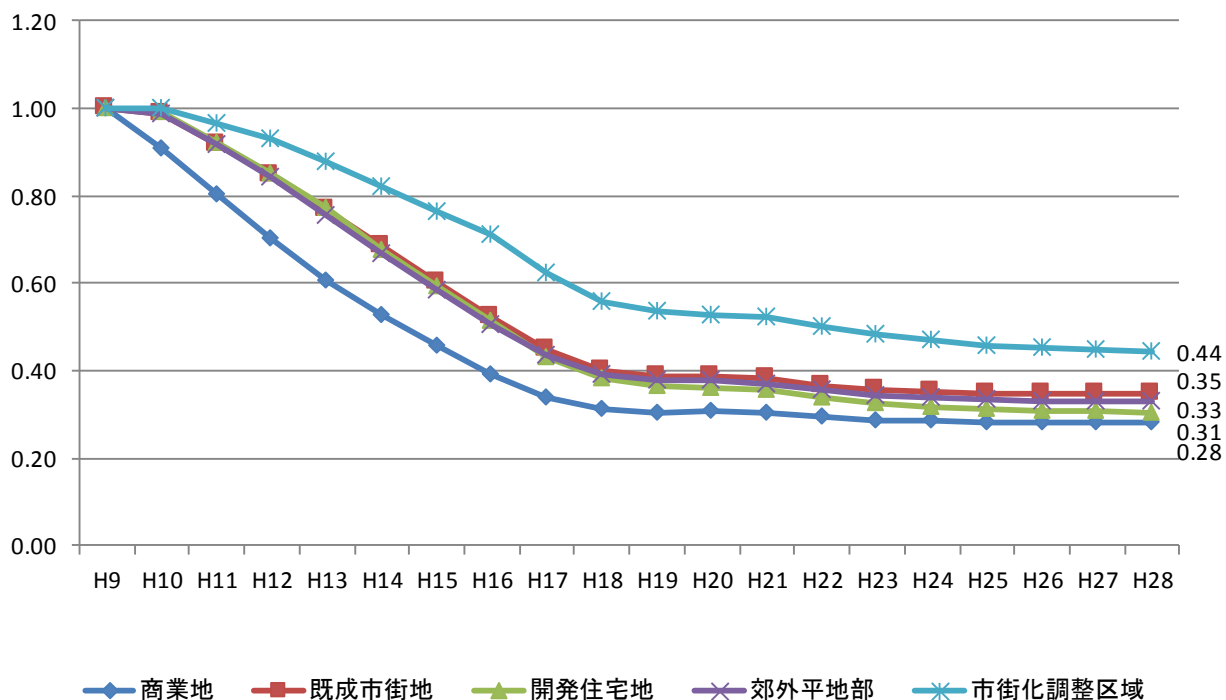
過去20年同一地点でデータが得られる地点の地価推移状況です。平成9年(1997年)を1.0とする指数でグラフ化すると、平成18年(2006年)頃まで市内各地の地価は下落を続け、その後ほぼ横ばいながらもわずかに下落基調が続いています。平成9年(1997年)から平成17年(2005年)頃にかけては、特に商業地の下落ペースが速くなっています。

表 2-6 市内の公示地価および基準地価

用途区分	調査種別	番号	所在及び地番	周辺の土地の利用現況	類型化	1997	2000	2005	2010	2015	2016	備考
商業地	地価公示	阪南5-1	尾崎町2丁目94番7	中低層の店舗兼住宅等が見られる駅前商業地域	商業地	255,000	179,000	86,600	73,900	69,800	69,700	駅西側
商業地	地価調査	阪南5-1	尾崎町112番9外	中小規模の店舗が多い駅前商業地域	商業地	282,000	197,000	95,000	84,000	82,000	82,000	駅東側
住宅地	地価公示	阪南-2	鳥取三井538番7	中規模住宅が建ち並び、空地も見られる住宅地域	開発住宅地	141,000	123,000	63,900	51,700	49,000	49,000	鳥取三井
住宅地	地価公示	阪南-3	箱作446番104	中規模住宅の中に空地も見られる山手の住宅地域	開発住宅地	128,000	110,000	55,000	39,800	36,400	36,200	万葉台
住宅地	地価公示	阪南-4	鳥取230番3外	中規模一般住宅の中に農地等も見られる住宅地域	既成市街地	112,000	96,000	50,700	41,000	38,400	38,200	鳥取ノ荘駅
住宅地	地価公示	阪南-5	尾崎町5丁目216番23	小規模一般住宅が建ち並び既成住宅地域	既成市街地	132,000	115,000	61,300	49,100	45,900	45,800	尾崎小中学校
住宅地	地価公示	阪南-6	自然田810番8	中小規模一般住宅が建ち並び既成住宅地域	郊外平地部	128,000	110,000	58,000	46,600	43,200	43,000	バス停「平見」
住宅地	地価公示	阪南-7	桑畑319番1	農家住宅を中心に農地も多く見られる住宅地域	市街化調整区域	29,000	27,000	18,100	14,500	13,000	12,900	桑畑
住宅地	地価公示	阪南-8	黒田120番5外	一般住宅、事務所等が混在する既成住宅地域	既成市街地	157,000	133,000	70,900	57,800	54,800	54,800	バス停「新町」
住宅地	地価公示	阪南-9	緑ヶ丘2丁目1789番106	中規模一般住宅が多い山手の住宅地域	開発住宅地	116,000	99,000	50,900	40,600	37,400	37,300	緑ヶ丘
住宅地	地価公示	阪南-10	箱作2874番132	小規模住宅が建ち並び山手の既成住宅地域	開発住宅地	110,000	94,000	47,100	33,900	30,700	30,500	プロヴァンスの丘
住宅地	地価公示	阪南-12	さつき台2丁目10番12	中規模住宅の建ち並び区画整然とした住宅地域	開発住宅地	133,000	112,000	54,800	43,000	39,400	39,100	さつき台
住宅地	地価公示	阪南-13	光陽台3丁目14番6	中規模住宅が建ち並び丘陵地の住宅地域	開発住宅地	134,000	115,000	57,800	45,800	42,000	41,900	光陽台
住宅地	地価公示	阪南-14	舞4丁目1573番171	中規模住宅が建ち並び丘陵地の住宅地域	開発住宅地	123,000	105,000	52,200	38,400	34,000	33,500	舞
住宅地	地価公示	阪南-15	箱作306番6	中規模住宅の中に共同住宅も見られる住宅地域	既成市街地	128,000	110,000	57,500	45,100	42,400	42,300	箱作駅
住宅地	地価公示	阪南-16	尾崎町1丁目583番	一般住宅の中に店舗も見られる既成住宅地域	既成市街地	142,000	121,000	64,200	51,800	49,200	49,200	尾崎駅西
住宅地	地価公示	阪南-17	黒田430番31	建売住宅の中にアパート等が見られる住宅地域	既成市街地	148,000	127,000	68,500	55,800	52,800	52,800	大正紡績東
住宅地	地価調査	阪南-1	黒田582番3	中規模住宅に作業所、医館等が混在する住宅地域	既成市街地	175,000	142,000	74,800	65,500	63,500	64,000	市役所南東
住宅地	地価調査	阪南-2	自然田1461番27	中小規模住宅等が建ち並び住宅地域	郊外平地部	131,000	108,000	54,300	45,600	41,900	41,800	バス停「自然田」
住宅地	地価調査	阪南-3	鳥取三井538番7	(標準地「阪南-2」と同一地点)	開発住宅地	141,000	118,000	59,700	51,200	49,000	48,800	鳥取三井
住宅地	地価調査	阪南-4	舞1丁目793番29	中規模住宅が多い区画整然とした住宅地域	開発住宅地	125,000	105,000	53,900	44,000	37,600	36,600	舞
住宅地	地価調査	阪南-8	尾崎町8丁目463番4	小規模住宅に工場も見られる住宅地域	既成市街地	135,000	111,000	57,000	48,200	44,800	44,600	尾崎中学校

※調査基準日(地価公示は1月1日、基準地価は7月1日)における価格

資料：国土交通省土地総合情報ライブラリー



資料：国土交通省土地総合情報ライブラリー

図 2-26 区域類型別の地価(指数化)の推移

(6) 災害

本市の災害に関わる各種区域の指定状況等は以下のとおりです。

特に、居住誘導区域を設定にするにあたり、留意すべき地域である土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が、市街化区域内にも存在します。また、津波浸水想定が設定されています。

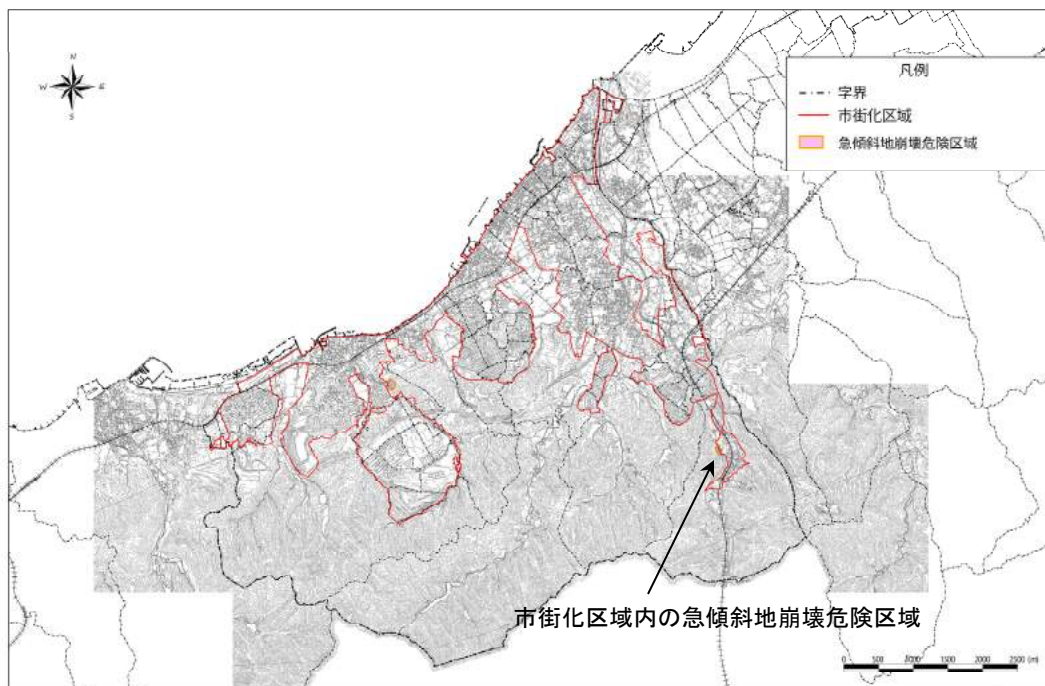


図 2-27 急傾斜地崩壊危険区域

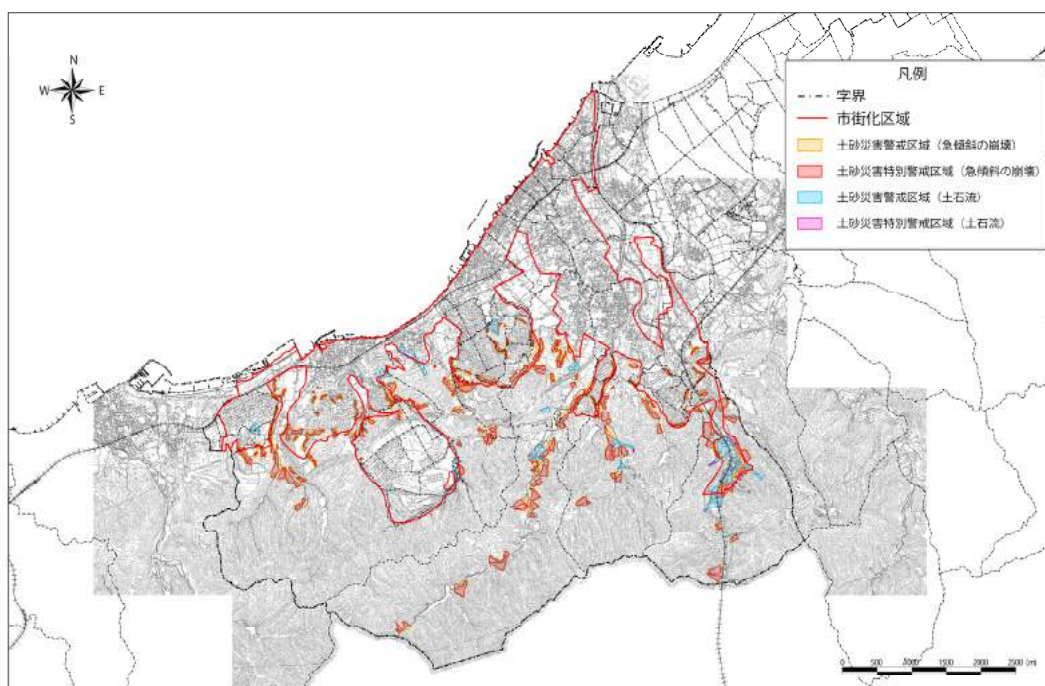


図 2-28 土砂災害警戒区域

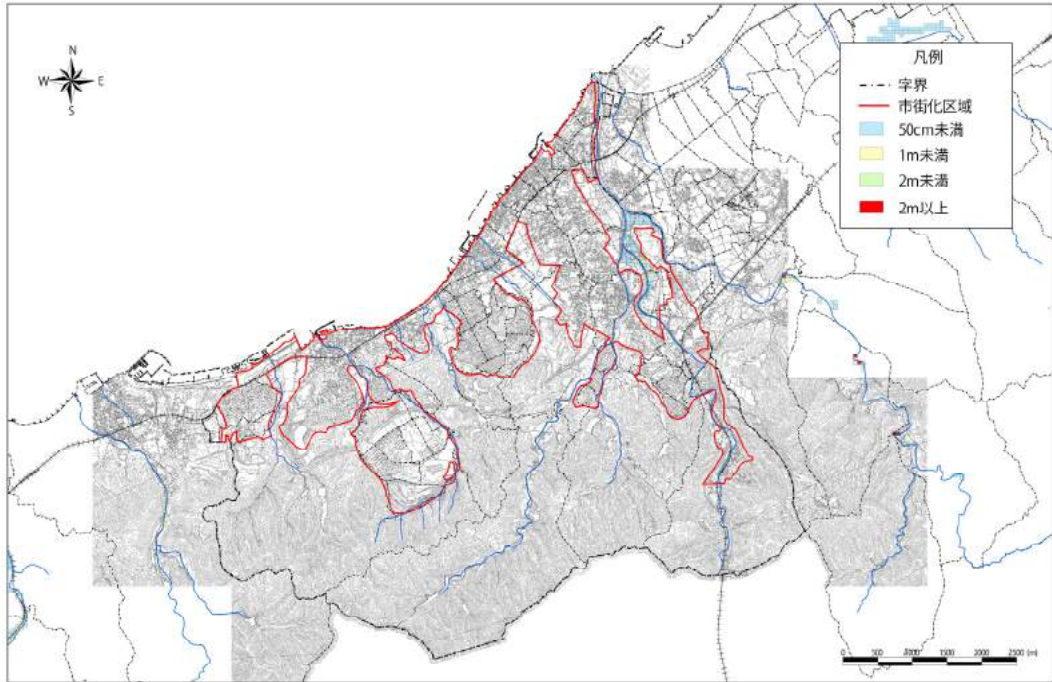


图 2-29 洪水浸水想定区域 (1/100 確率降雨)

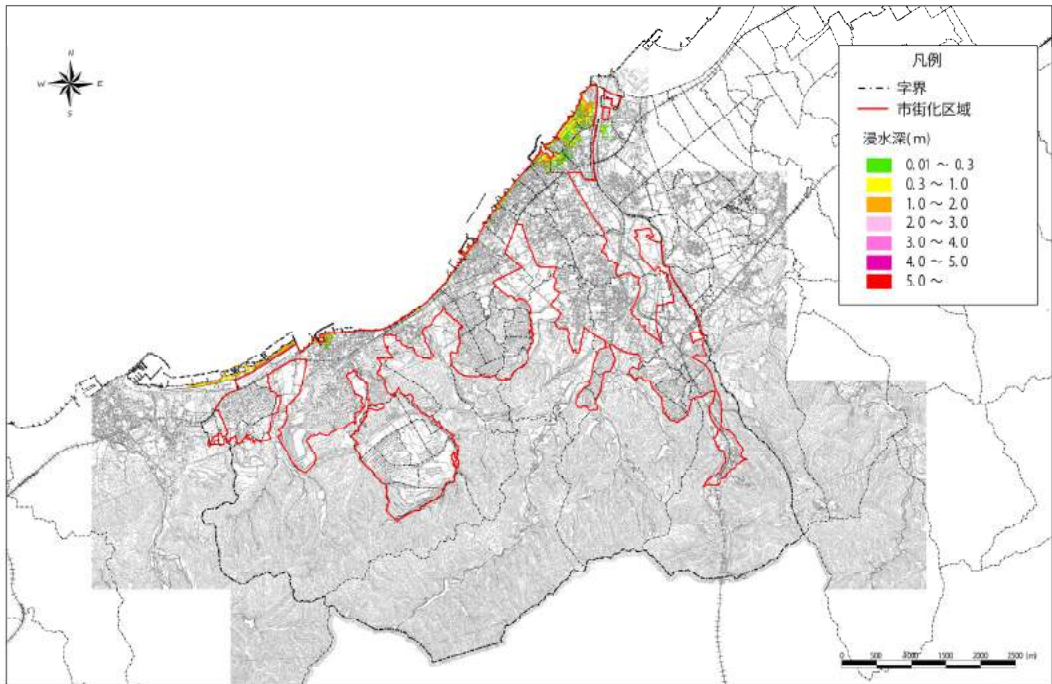


图 2-30 津波浸水想定

(7) 財政

1) 本市の財政の動向

平成 17 年度 (2005 年度) から平成 27 年度 (2015 年度) の本市の歳入歳出規模の動向では、最近 10 年間で平成 22 年度 (2010 年度) がピークとなっていますが、平成 23 年度 (2011 年度) 以降増加傾向にあります。歳入では地方交付税が微増傾向にあり、歳出では民生費が増加傾向にあります。

表 2-7 市の歳入の推移とその内訳

歳入	2005年度 (H17)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)
歳入総額	15,543,607	17,166,974	14,879,914	14,584,597	15,396,677	18,926,374	16,188,346	16,144,219	16,808,998	17,603,730	18,885,435
市税	5,313,895	5,335,890	5,829,906	5,770,438	5,666,549	5,554,105	5,495,595	5,411,704	5,425,747	5,444,293	5,654,440
地方譲与税	359,330	544,704	155,513	149,619	142,232	133,155	123,031	114,817	110,004	104,709	109,340
地方交付税	3,479,092	3,489,762	3,392,277	3,411,173	3,557,731	3,914,205	4,081,034	4,202,958	4,262,895	4,213,600	4,286,614
国庫支出金	1,935,453	1,942,364	1,361,060	1,409,427	2,509,395	3,606,991	2,354,560	2,155,349	2,256,900	2,782,190	3,178,653
府支出金	739,160	749,281	919,952	922,175	1,036,494	1,160,254	1,305,259	1,220,310	1,352,993	1,327,152	1,306,164
繰入金	234,691	728,831	19,398	234,445	1,300	55,986	17,015	365,508	205,961	544,637	471,008
市債	1,585,467	1,977,400	1,210,977	1,022,042	1,003,775	3,025,300	1,304,802	1,245,639	1,675,513	1,658,117	1,882,131
その他	1,896,519	2,398,742	1,990,831	1,665,278	1,479,201	1,476,378	1,507,050	1,427,934	1,518,985	1,529,032	1,997,085

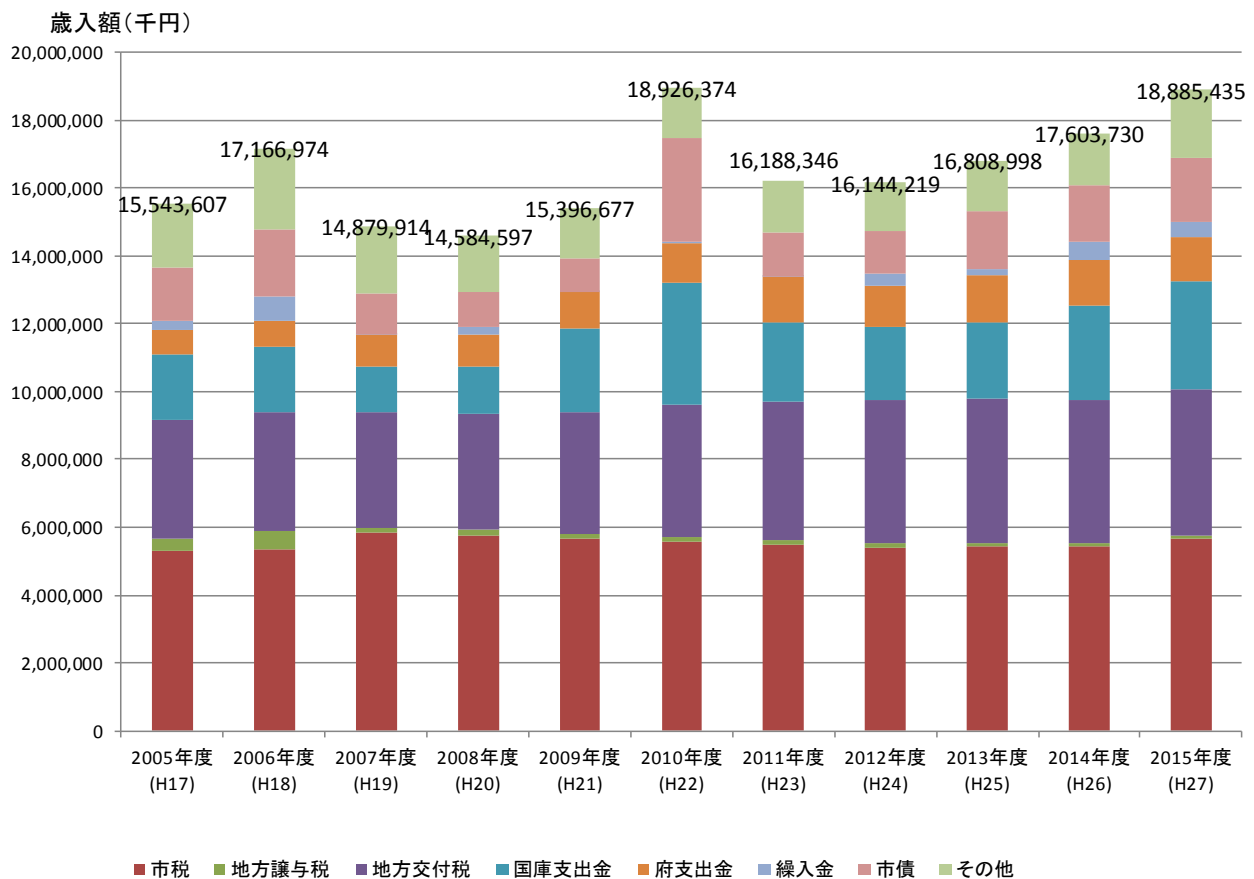


図 2-31 市の歳入の推移とその内訳

表 2-8 市の歳出の推移とその内訳（目的別）

歳出(目的別)	単位:千円										
	2005年度 (H17)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)
歳出総額	15,418,563	16,763,882	14,724,750	14,402,983	15,220,897	18,715,856	15,934,100	15,900,322	16,597,473	17,394,140	18,682,837
議会費	219,856	215,181	219,585	223,187	200,527	185,049	247,262	220,736	234,538	226,622	238,386
総務費	1,829,646	2,582,992	2,108,168	1,907,857	2,933,690	2,640,402	2,334,634	1,931,198	2,383,026	1,781,167	2,191,610
民生費	4,616,324	4,682,897	5,067,813	5,065,449	5,146,290	5,926,330	6,455,523	6,544,974	6,668,077	7,255,356	7,794,771
衛生費	3,021,557	2,888,478	1,746,621	1,852,297	1,705,267	1,649,455	1,630,563	1,749,108	1,907,695	1,840,979	1,809,262
農林水産業費	76,914	88,372	102,749	91,990	85,696	91,089	104,113	96,459	95,138	109,960	121,140
商工費	38,849	33,939	35,370	64,456	78,985	79,686	92,379	95,709	100,495	107,301	198,589
土木費	1,522,365	1,595,889	1,327,218	1,047,261	946,682	863,622	740,048	895,069	888,163	919,673	1,226,012
消防費	606,870	659,210	644,886	656,581	626,296	899,907	700,778	805,995	616,758	960,612	1,053,412
教育費	1,764,344	2,324,641	1,785,387	1,659,297	1,859,365	3,827,735	1,909,365	1,880,229	2,022,472	2,342,904	2,328,712
公債費	1,720,652	1,691,093	1,677,651	1,813,777	1,617,307	1,651,693	1,718,358	1,679,766	1,680,561	1,849,016	1,720,393
その他	1,186	1,190	9,302	20,831	20,792	900,888	1,077	1,079	550	550	550

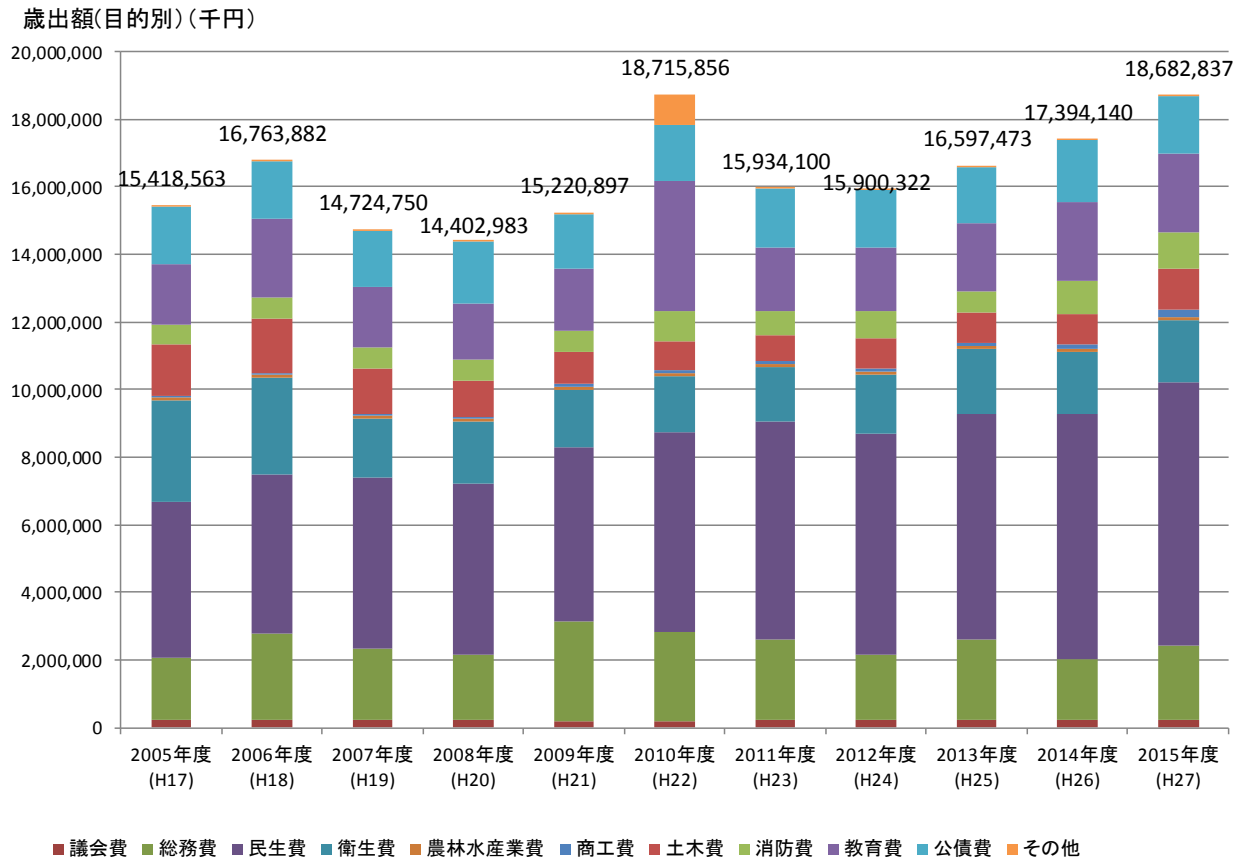
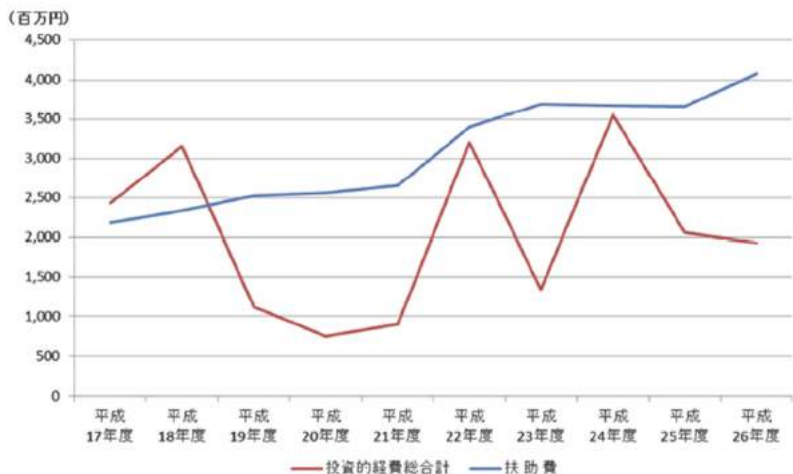


図 2-32 市の歳出の推移とその内訳（目的別）

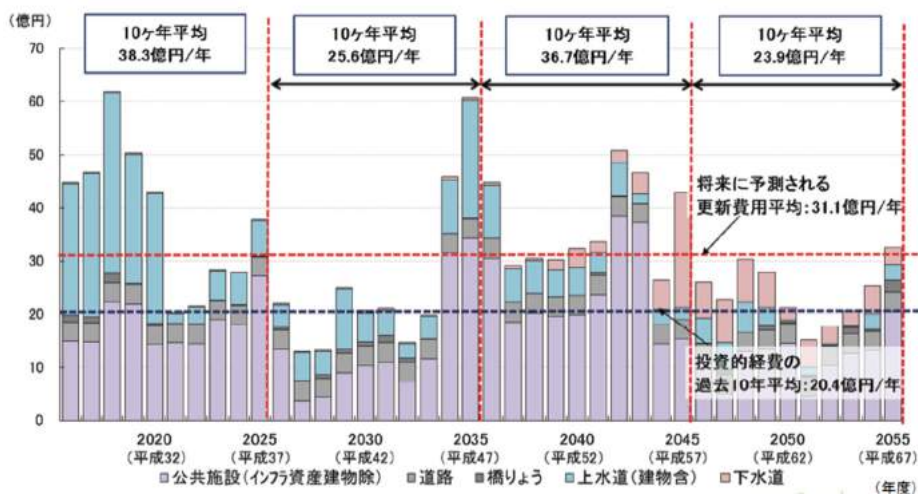
2) 公共施設等維持費の推移

公共施設等の総量を維持した場合、平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)の公共施設等の整備等に充当される投資的経費の平均は20.4億円/年であり、今後40年間の平均は31.1億円と試算しています。さらに23年後の2040年には市の人口が約75%まで減少すると推計されていることを勘案すると、市民一人あたりの公共施設維持コストは、さらに増大することが想定されます。



出典：「阪南市公共施設等総合管理計画」(平成28年2月)

図 2-33 投資的経費と扶助費の推移



出典：「阪南市公共施設等総合管理計画」(平成28年2月)

図 2-34 施設総量を現状維持した場合の試算結果

(8) 都市構造の評価

1) 評価の考え方

高度成長期以降、多くの都市が、郊外へ市街地を拡大してきました。こうした状況のまま、今後人口が減少し、市街地の人口密度がさらに低下すると、以下のような事態を引き起こす恐れがあります。

【市民生活への影響】

①都市の生活を支える機能の低下

一定の人口密度(利用圏人口)に支えられた医療、福祉、商業、公共交通等の各種生活機能が、市街地人口密度の低下に伴い成立しなくなり、都市生活を支える機能の低下が懸念される。

②高齢者の外出機会の減少と健康状態の悪化

公共交通等高齢者の移動を支える交通手段の減少や、徒歩圏における生活機能の衰退等とも相まって、高齢者の外出頻度や健康状態を維持するための徒歩行動等の身体活動量が減少し、結果として健康状態の悪化が懸念される。

③空き地、空き家の発生等に伴う市街地の安全性の低下

人口減少に伴う空き地、空き家の増加や、人口減少に伴う地域コミュニティの衰退により、まちの防災上、防犯上の危険性が高まることが懸念される。市街地の安全性、生活の安全性の低下が懸念される。

【経済活動・財政への影響】

④地域経済・活力の衰退

医療、福祉、商業等の生活サービス産業の衰退が、関連産業の衰退や雇用機会の減少をもたらすことで更なる消費活動の低下を招く等の悪循環が生じ、地域経済や地域活力の衰退が懸念される。

⑤地方財政の逼迫化

社会保障費や公共施設等の維持・管理・更新費等、市民一人当たりの行政コストが増大する一方、住民税、固定資産税等の税収が減少する事態が発生する等、地方における財政状況の悪化が懸念される。

【環境への影響】

⑥エネルギー消費量/CO₂排出量の増大

市街地の低密度化に伴い、更なる自動車依存度の上昇や生活サービス機能までのアクセス距離の長距離化等が生じ、その結果、都市のCO₂排出量の増大が懸念される。

このような事態に対応する考え方のひとつとして、集約して住まうことにより、生活サービスやコミュニティを維持していくことが考えられ、日常生活に必要な都市機能が維持された、持続的でコンパクトなまちづくりの推進が求められています。

また、コンパクトなまちづくりの推進に向けては、いかなる都市構造をめざすべきか、客観的かつ定量的な分析、評価のもと、市民をはじめとする地域の関係者でコンセンサスを形成することが重要です。

こうした背景のもと、都市構造のコンパクトさを見える化するため、「都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)」を踏まえ、次表のような評価軸で、本市の都市構造を評価します。

表 2-9 都市構造の評価軸

評価軸		評価指標	
① 生活利便性	◎都市機能や居住機能を適切に誘導することにより、歩いて行ける範囲に、日常生活に必要な、医療、福祉、商業等の生活機能と公共交通サービス機能が充足した街を実現すること		
	取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■居住機能の適切な誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域等、生活利便性の高い区域及びその周辺に居住が誘導され、徒歩圏で必要な生活機能等を享受できること 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活サービスの徒歩圏充足率 ・D I D区域における人口密度 ・生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（医療） ・生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（福祉） ・生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（商業） ・基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率
		<ul style="list-style-type: none"> ■都市機能の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能が生活の拠点等、適切な区域に立地、集積していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活サービス施設の利用圏平均人口密度（医療） ・生活サービス施設の利用圏平均人口密度（福祉） ・生活サービス施設の利用圏平均人口密度（商業）
		<ul style="list-style-type: none"> ■公共交通の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通のサービス水準が高まり利用率が向上していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の機関分担率 ・公共交通沿線地域の人口密度
② 健康・福祉	◎市民の多くが歩いて回遊する環境を形成することにより、市民が健康に暮らすことのできる街を実現すること		
	取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■徒歩行動の増加と市民の健康の増進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の社会活動が活発化し、徒歩等の移動が増大すること ・それにより市民の健康が増進すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドロームとその予備軍の割合 ・徒歩・自転車の機関分担率
		<ul style="list-style-type: none"> ■都市生活の利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活サービス機能や公共交通サービスが徒歩圏域で充足していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合 ・高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率 ・保育所の徒歩圏0～5歳人口カバー率 ・買い物への移動手段における徒歩の割合
		<ul style="list-style-type: none"> ■歩きやすい環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者空間が充実し、公園緑地も住まいの近くに配置される等歩きやすい環境が整備されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備率 ・高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合
③ 安全・安心	◎災害や事故等による被害を受ける危険性が少ない街を実現すること		
	取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■安全性の高い地域への居住の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険性の少ない地域等に適切に居住が誘導されていること 	<ul style="list-style-type: none"> * 全国等との比較データがないため、今後個別に評価予定。
		<ul style="list-style-type: none"> ■歩行環境の安全性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・都市内において安全な歩行者環境が確保されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備率（再掲）
		<ul style="list-style-type: none"> ■市街地の安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースの適切な確保等、市街地の災害や事故に対する安全性が確保されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人当たりの交通事故死亡者数 ・最寄り緊急避難場所までの平均距離
<ul style="list-style-type: none"> ■市街地の荒廃化の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等が減少し、荒廃化や治安悪化が抑制されていること 		<ul style="list-style-type: none"> ・空き家率 	
④ 地域経済	◎都市サービス産業が活発で健全な不動産市場が形成されている街を実現すること		
	取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス産業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域における昼間人口等の集積が高まり、医療、福祉、商業等のサービス産業が活性化すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者一人当たり第三次産業売上高 ・従業人口密度（市街化区域） ・都市全域の小売商業床面積あたりの売上高（小売商業床効率）
<ul style="list-style-type: none"> ■健全な不動産市場の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地価や賃料水準が維持、向上し、空き家等未利用不動産の発生が抑制されること 		<ul style="list-style-type: none"> ・小売商業床効率（市街化区域） ・平均住宅地価格（市街化区域） 	
⑤ 行政運営	◎市民が適切な行政サービスを受けられるよう、自治体財政が健全に運営されている街を実現すること		
	取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■都市経営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・人口密度の維持、公共交通の持続性向上、高齢者の外出機会の拡大等により行政経営の効率化が図られていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人当たりの歳出額 ・財政力指数
		<ul style="list-style-type: none"> ■安定的な税収の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉、商業等の第三次産業が活発となること ・地価が維持、増進すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人当たり税収額（個人市民税・固定資産税）
<ul style="list-style-type: none"> ■エネルギー効率が高く、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量が少ない街を実現すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人当たりの自動車CO₂排出量 	
⑥ エネルギー／低炭素	◎エネルギー効率が高く、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量が少ない街を実現すること		
	取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■運輸部門における省エネ化・低炭素化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用率が向上するとともに、日常生活における市民の移動距離が短縮すること 	<ul style="list-style-type: none"> * 標準偏差を出すためのデータがないため、今後個別に評価予定
<ul style="list-style-type: none"> ■民生部門における省エネ化・低炭素化 <ul style="list-style-type: none"> ・民生部門におけるエネルギー利用効率が向上し、エネルギー消費量が減少すること 		<ul style="list-style-type: none"> * 標準偏差を出すためのデータがないため、今後個別に評価予定 	

* 評価指標は、現時点では、他都市との比較のために、全国等の平均値データ等があるものを設定している。

2) 評価結果

本市の都市構造の評価結果は下図のとおりです。

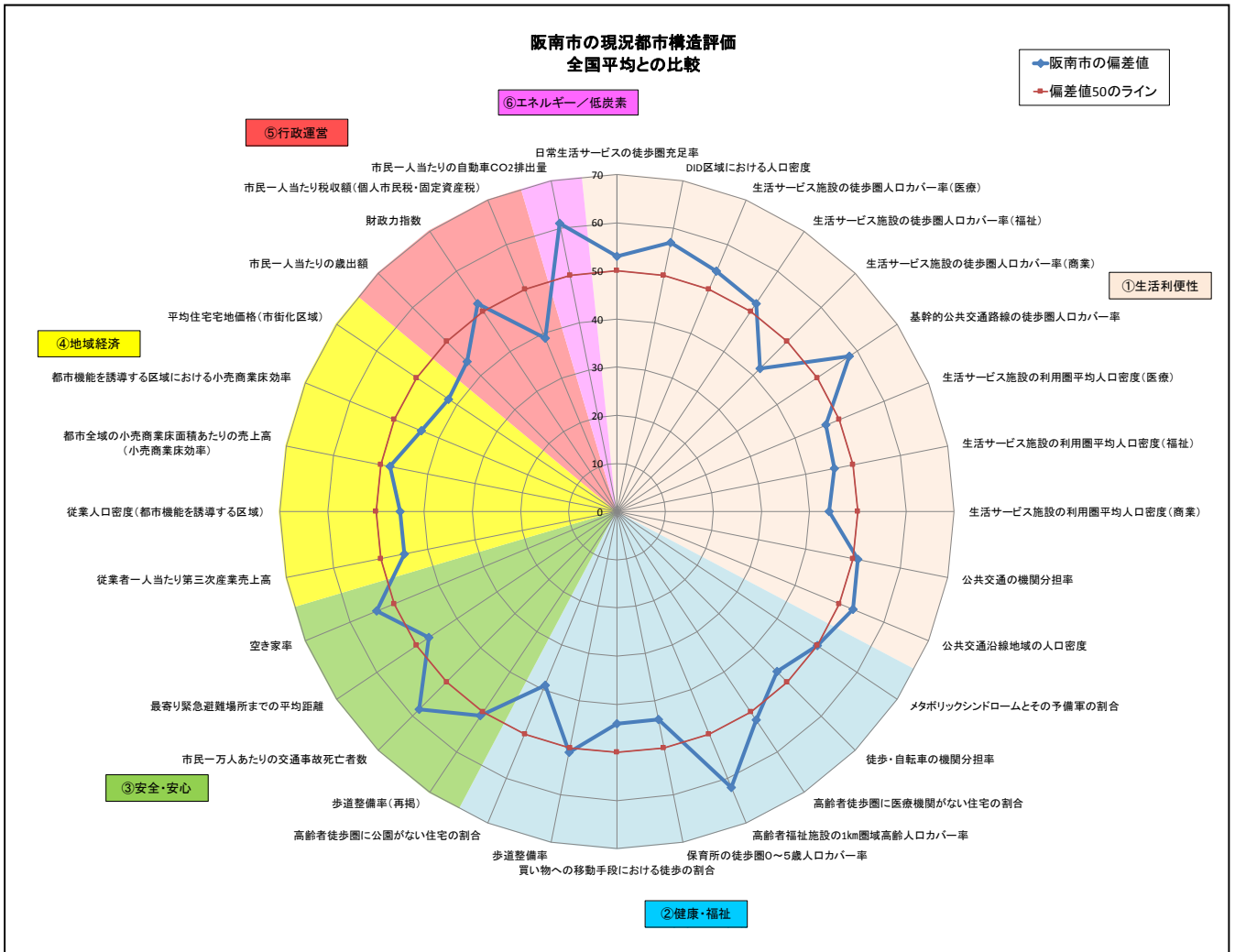


図 2-35 本市の現況都市構造評価 (全国平均との比較)

表 2-10 本市の現況都市構造評価（全国平均との比較）

評価指標		単位	値	偏差値	データ	
① 生活利便性	居住機能の適切な誘導	日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	51	53	H22国勢調査、国土数値情報、厚生労働省介護サービス情報公開システム等
		DID区域における人口密度	人/ha	67	57	
		生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(医療)	%	89	54	
		生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(福祉)	%	84	52	
		生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(商業)	%	63	42	
		基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	74	58	
	都市機能の適正配置	生活サービス施設の利用圏平均人口密度(医療)	人/ha	30	47	国土数値情報、厚生労働省介護サービス情報公開システム等
		生活サービス施設の利用圏平均人口密度(福祉)	人/ha	25	46	
		生活サービス施設の利用圏平均人口密度(商業)	人/ha	25	44	
	公共交通の利用促進	公共交通の機関分担率	%	11	51	全国都市交通特性調査、PT調査
公共交通沿線地域の人口密度		人/ha	43	53	H22国勢調査、国土数値情報	
② 健康・福祉	徒歩行動の増加と市民の健康の増進	メタリックシンドロームとその予備軍の割合	%	27	50	阪南市国民健康保険 保険事業 実施計画
		徒歩・自転車の機関分担率	%	27	47	全国都市交通特性調査、PT調査
	都市生活の利便性向上	高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	%	55	52	住宅・土地統計調査(2008年)
		高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	%	97	62	国土数値情報、厚生労働省介護サービス情報公開システム等
		保育所の徒歩圏0～5歳人口カバー率	%	65	44	H22国勢調査、国土数値情報
		買い物への移動手段における徒歩の割合	%	13	44	全国都市交通特性調査、PT調査
	歩きやすい環境の形成	歩道整備率	%	50	51	道路交通センサス(2010年)
高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合		%	82	39	住宅・土地統計調査(2008年)	
③ 安全・安心	歩行者環境の安全性向上	歩道整備率(再掲)	%	50	51	道路交通センサス(2010年)
	市街地の安全性の確保	市民一人あたりの交通事故死亡者数	人	0.18	58	(財)交通事故総合分析センター、全国市区町村別交通事故死者数(2010年)
		最寄り緊急避難場所までの平均距離	m	784	47	住宅・土地統計調査(2008年)
	市街地の荒廃化の抑制	空き家率	%	5	54	住宅・土地統計調査(2008年)
④ 地域経済	サービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円	7.2	45	経済センサス(2012年)
		従業人口密度(市街化区域)	人/ha	19	45	H22国勢調査
		都市全域の小売商業床面積あたりの売上高(小売商業床効率)	万円/㎡	77.3	48	経済センサス(2012年)
	健全な不動産市場の形成	小売商業床効率(市街化区域)	万円/㎡	77.4	44	H19商業統計メッシュ(500m)
平均住宅地価(市街化区域)		千円/㎡	45	42	地価公示	
⑤ 行政運営	都市経営の効率化	市民一人当たりの歳出額	千円	330	44	統計で見る市町村のすがた(2010年)
		財政力指数	-	0.54	52	総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧(2013年)
	安定的な税収の確保	市民一人当たり税収額(個人市民税・固定資産税)	千円	84	39	統計で見る市町村のすがた(2010年)
⑥ エネルギー/低炭素	市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	0.46	61	道路交通センサス(2010年)	

3) 考察

①生活利便性

医療、福祉の生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率は全国よりも高くなっていますが、その中の平均人口密度は全国よりも低くなっています。

公共交通の利便性は全国平均と同程度ですが、公共交通沿線地域の人口密度をみると、D I D 区域における人口密度との差の開きが全国値よりも大きくなっています。

②健康・福祉

徒歩、自転車の機関分担率、買い物への移動手段における徒歩の割合が全国平均より若干低くなっています。

③安全・安心

最寄り緊急避難場所までの平均距離が全国平均よりも高くなっています。

④地域経済

従業者一人当たり第三次産業売上高や小売商業床効率等、地域経済に関する指標は全て全国平均よりも低くなっています。

⑤行政運営

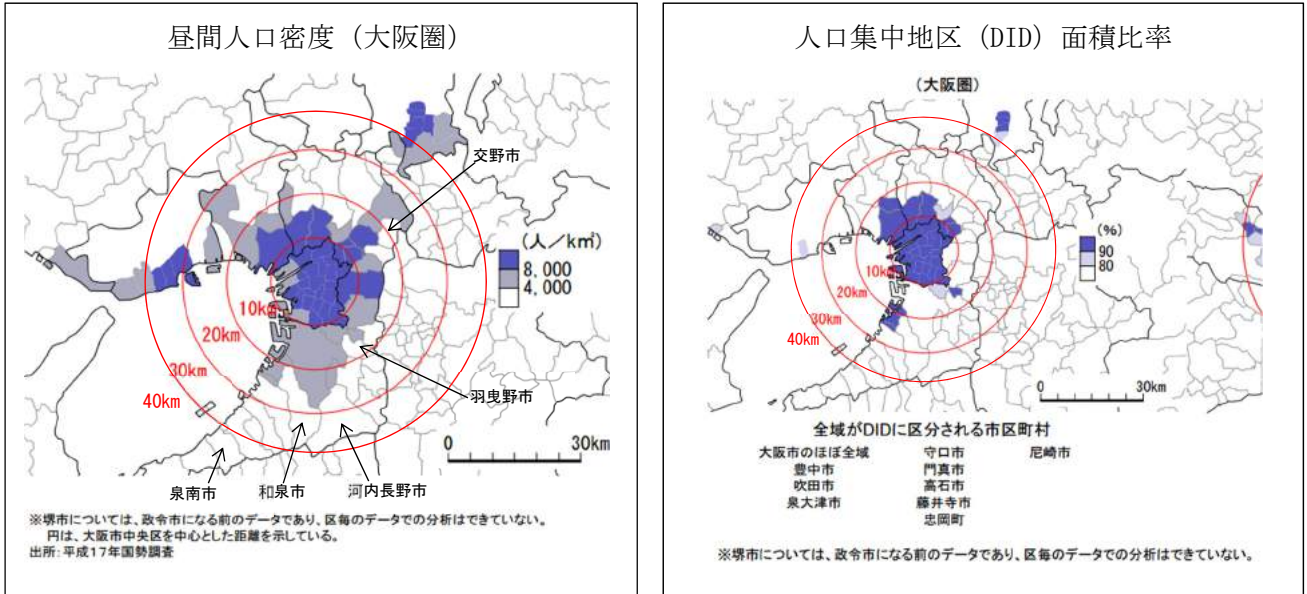
市民一人当たりの歳出額、および税収額（個人市民税・固定資産税）は全国平均よりも低くなっています。

⑥エネルギー／低炭素

公共交通の利便性や徒歩・自転車の機関分担率はそれほど高くないものの、市民一人当たりの自動車CO₂排出量の偏差値は比較的低くなっています。

(9) 指標による評価

府内各自治体と本市を比較した場合、本市の指標は河内長野市、和泉市、羽曳野市、泉南市、交野市といったベッドタウンの性格を持つ都市と近い数値を示しています。これらの都市は、図 2-36 に示すとおり、大阪市から 20~40km 圏に存在しています。



資料：「大阪府の現状と課題」に加筆

図 2-36 大阪都市圏の人口分布

泉州地域のうち、高石市以南の指標を比較した場合、阪南市は DID 人口比率、労働力人口増加率が最も低くなっていますが、他市と大きな差はありません。

昼夜間人口比率が低いことについては、昼間時、市域に生産年齢層が少ないことが表れている一方、戸建住宅の築 45 年以上割合が低いことから、増加する空き家の中でも、他市と比較して非老朽化空き家が存在する可能性が高いことがわかります。

表 2-11 阪南市の周辺市との指標の比較

都市名	DID人口率 (%)			財政力指数			労働力人口増加率 (%)			戸建住宅の築45年以上割合 (%)			公示地価平均値 (円/㎡)			昼夜間人口比率【参考】			都市名
	値	近畿順位	泉州順位	値	近畿順位	泉州順位	値	近畿順位	泉州順位	値	近畿順位	泉州順位	値	近畿順位	泉州順位	値	近畿順位	泉州順位	
大阪市	100	9		0.9	9		-4.3	65		21.5	38		234,136	3		1.33	1		大阪市
堺市	95.4	24		0.8	21		-2.2	32		12.3	92		134,561	24		0.94	61		堺市
高石市	100	1	1	0.9	15	2	-5	75	7	15	69	5	122,000	30	1	0.92	73	3	高石市
泉大津市	100	1	1	0.7	51	4	-4.5	69	6	17.9	49	8	108,163	37	2	0.91	74	4	泉大津市
和泉市	80.7	44	5	0.7	55	5	-0.8	16	2	10.9	103	2	84,367	48	4	0.86	101	7	和泉市
岸和田市	90.1	35	4	0.6	81	7	-3.7	55	5	15.1	67	6	98,121	43	3	0.91	78	5	岸和田市
貝塚市	91.8	34	3	0.7	65	6	0.3	10	1	17.7	51	7	69,913	61	5	0.89	89	6	貝塚市
泉佐野市	80.4	45	6	0.9	7	1	-2.3	35	3	13.3	81	4	62,713	66	6	1.05	12	1	泉佐野市
泉南市	80.1	47	7	0.7	43	3	-3.1	47	4	11.8	96	3	51,025	75	7	0.95	55	2	泉南市
阪南市	79.4	48	8	0.5	91	8	-5.3	79	8	9.2	113	1	47,550	78	8	0.77	120	8	阪南市

資料：「近畿コンパクトシティガイドンス」（平成 28 年 3 月近畿地方整備局建政部都市整備課）

表 2-12 大阪府下各市との指標の比較

都市名	社会増減率 (%)			年齢階層割合 (%)									交通手段分担率 (%)								
				年少人口 (15歳未満)			生産年齢人口 (15~65歳未満)			高齢者人口 (65歳以上)			公共交通 (鉄道・バス)			自転車・徒歩			自動車		
	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位
大阪市	-0.5	65	16	11.7	112	33	65.7	9	3	22.7	64	10	31.3	6	2	52.8	7	6	13.5	118	1
堺市	0.3	43	12	14	56	18	63.4	52	19	22.6	68	12	18.7	31	15	45.9	13	12	32.2	88	21
岸和田市	-1.6	98	28	15.1	18	7	62.8	64	26	22.1	75	17	12.8	63	30	40	28	22	43.4	73	27
豊中市	0.6	37	10	13.9	66	20	64.1	37	12	22	77	18	28.1	8	3	42.7	24	18	22.3	111	7
池田市	1.7	15	1	13.3	81	27	64.8	21	8	22	79	18	26	13	5	42.4	25	19	26	101	12
吹田市	0.7	32	9	14.2	51	16	66.1	5	1	19.7	108	31	35.6	3	1	38.7	35	25	19.8	115	4
泉大津市	-1.7	102	30	16.1	7	2	64.1	38	13	19.8	107	30	14.6	56	29	49	12	11	33.2	86	22
高槻市	0.2	47	13	13.6	74	23	63.1	58	23	23.3	55	8	24.4	15	6	40.3	27	21	28.8	95	18
貝塚市	1.2	25	6	16	9	4	62.5	70	29	21.6	88	21	12.6	64	31	36.9	39	26	46.3	71	29
守口市	-1.4	94	26	12.5	103	32	62.9	63	25	24.6	40	2	22.1	24	12	57.8	1	1	17.1	117	2
枚方市	0	53	15	13.9	62	19	64.4	28	10	21.6	85	21	24.3	16	7	39.7	29	23	27.8	96	17
茨木市	1.6	17	3	14.9	23	8	65.5	11	4	19.6	109	32	26	12	4	42.9	22	17	25	104	9
八尾市	-0.8	74	19	13.7	70	22	62.5	67	27	23.8	49	4	17.4	40	23	53	6	5	25	103	10
泉佐野市	1.1	26	7	14.7	33	10	63.7	45	16	21.6	87	21	10	73	32	24.9	74	33	59.7	49	33
富田林市	-1.9	108	31	13.5	77	25	64.4	29	11	22	78	18	17.7	38	21	35	45	30	42.7	75	25
寝屋川市	-1.4	93	25	12.8	91	29	63.8	43	15	23.4	54	7	20.4	28	13	52.5	8	7	21.8	112	6
河内長野市	-2.7	114	33	12.6	100	31	62.4	71	30	25	38	1	17.7	37	20	31.1	55	32	46.5	70	30
松原市	-1.2	89	23	13.7	68	21	62.2	75	32	24	46	3	16.6	41	24	55.6	2	2	23.7	108	8
大東市	-1.1	85	22	14.3	43	12	64.8	19	7	20.9	99	28	22.4	22	10	51.3	10	9	20.3	113	5
和泉市	1.4	22	5	16.2	6	1	64.7	23	9	19.2	111	33	14.9	53	28	35.2	44	29	45.2	72	28
箕面市	1.7	16	2	13.6	76	24	65	16	6	21.5	92	24	17.8	35	18	39.2	31	24	37.2	82	23
柏原市	-1.3	90	24	13.5	78	26	65.2	13	5	21.3	95	26	22.4	23	11	44.9	15	13	26.1	100	13
羽曳野市	-0.9	82	21	14.2	49	15	62.3	73	31	23.5	53	6	15.7	48	26	40.3	26	20	38.3	81	24
門真市	0	52	14	13.1	84	28	64	41	14	22.9	61	9	22.9	21	9	53.6	4	3	19.6	116	3
摂津市	-1.9	109	32	14.2	48	14	65.8	8	2	20	106	29	17.8	34	17	50.5	11	10	26.2	99	14
高石市	-1.5	97	27	14.9	26	9	62.5	68	28	22.6	67	12	17.9	32	16	53.5	5	4	26.5	98	15
藤井寺市	1	28	8	14.1	53	17	63.2	57	22	22.7	63	10	17.5	39	22	52.4	9	8	25.2	102	11
東大阪市	-1.6	99	29	12.8	93	30	63.6	46	17	23.6	52	5	23	20	8	44.8	16	14	27	97	16
泉南市	-0.6	68	17	16	8	3	61.3	83	33	22.6	66	12	9.2	77	33	36.3	41	27	50.6	61	32
四條畷市	-0.8	73	18	15.9	10	5	63	62	24	21.1	96	27	18.7	30	14	44.5	17	15	30	93	19
交野市	0.4	41	11	15.2	16	6	63.4	53	20	21.4	93	25	17.7	36	19	43	21	16	31.9	89	20
大阪狭山市	1.5	20	4	14.3	42	11	63.5	50	18	22.2	73	16	15.9	46	25	35.3	43	28	43	74	26
阪南市	-0.8	76	20	14.3	44	13	63.2	56	21	22.5	69	15	15.1	50	27	32.8	50	31	48.4	65	31

都市名	DID人口率 (%)			財政力指数			労働力人口増加率 (%)			戸建住宅の築45年以上割合 (%)			公示地価平均値 (円/m)			昼夜間人口比率【参考】		
	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位	値	近畿順位	府下順位
大阪市	100	9	1	0.9	9	6	-4.3	65	18	21.5	38	1	234,136	3	1	1.33	1	1
堺市	95.4	24	19	0.8	21	10	-2.2	32	5	12.3	92	22	134,561	24	15	0.94	61	11
岸和田市	90.1	35	23	0.6	81	31	-3.7	55	14	15.1	67	12	98,121	43	25	0.91	78	17
豊中市	100	1	1	0.9	12	7	-3.8	57	16	19	46	3	192,207	11	6	0.89	86	19
池田市	94.9	27	20	0.9	18	9	-3.3	48	12	17.8	50	5	202,917	6	3	0.93	67	12
吹田市	100	1	1	1	3	2	-2.9	45	10	15.6	64	10	202,447	7	4	0.99	39	8
泉大津市	100	1	1	0.7	51	18	-4.5	69	20	17.9	49	4	108,163	37	23	0.91	74	15
高槻市	96.3	22	17	0.8	32	12	-2.3	34	6	13.9	77	17	164,667	16	8	0.87	99	26
貝塚市	91.8	34	22	0.7	65	23	0.3	10	1	17.7	51	6	69,913	61	29	0.89	89	20
守口市	100	1	1	0.8	39	14	-5.9	88	27	21.1	39	2	163,563	17	9	1.01	29	6
枚方市	96.4	21	16	0.8	29	11	-4.4	68	19	9.8	110	31	134,105	26	17	0.88	94	22
茨木市	96.5	20	15	0.9	5	3	-1.7	23	3	16.4	60	8	199,500	8	5	0.93	69	13
八尾市	98.6	16	12	0.7	45	17	-5.8	86	26	14.8	71	14	135,315	23	14	0.96	51	9
泉佐野市	80.4	45	29	0.9	7	5	-2.3	35	7	13.3	81	19	62,713	66	30	1.05	12	4
富田林市	78.1	51	32	0.6	71	26	-5.2	77	22	16.5	59	7	82,500	49	28	0.88	95	23
寝屋川市	97.8	19	14	0.7	66	24	-7.2	99	29	13	87	21	135,400	22	13	0.87	98	25
河内長野市	72.7	58	33	0.6	71	27	-9.1	109	32	11.3	100	27	87,175	47	26	0.82	109	31
松原市	98.6	17	13	0.6	81	30	-3.7	56	15	15.5	65	11	120,408	32	21	0.9	82	18
大東市	98.7	15	11	0.8	35	13	-5.8	85	25	13.8	78	18	137,000	21	12	1.01	31	7
和泉市	80.7	44	28	0.7	55	21	-0.8	16	2	10.9	103	30	84,367	48	27	0.86	101	28
箕面市	95.7	23	18	0.9	5	4	-2.7	42	9	11.3	101	28	207,571	5	2	0.86	100	27
柏原市	93.5	29	21	0.6	71	25	-8.1	103	30	12.1	94	24	113,129	35	22	0.91	75	16
羽曳野市	89.8	36	24	0.6	89	32	-3.9	60	17	13.2	82	20	106,689	38	24	0.86	103	29
門真市	100	1	1	0.7	59	22	-8.5	104	31	14.1	75	16	130,300	28	18	1.11	4	3
摂津市	99.6	12	10	1	1	1	-5.7	84	24	11.8	95	25	179,833	14	7	1.13	3	2
高石市	100	1	1	0.9	15	8	-5	75	21	15	69	13	122,000	30	20	0.92	73	14
藤井寺市	100	1	1	0.6	77	28	-1.8	27	4	14.2	74	15	144,700	20	11	0.87	97	24
東大阪市	99.7	11	9	0.7	45	16	-6.6	94	28	15.7	62	9	152,713	19	10	1.03	17	5
泉南市	80.1	47	30	0.7	43	15	-3.1	47	11	11.8	96	26	51,025	75	31	0.95	55	10
四條畷市	83	43	27	0.6	79	29	-10.2	114	33	12.2	93	23	123,167	29	19	0.85	105	30
交野市	86.7	40	26	0.7	51	20	-2.7	41	8	9.2	112	32	134,500	25	16	0.79	117	32
大阪狭山市	87.7	39	25	0.7	51	19	-3.4	50	13	11	102	29	-	-	-	0.88	92	21
阪南市	79.4	48	31	0.5	91	33	-5.3	79	23	9.2	113	33	47,550	78	32	0.77	120	33

資料：「近畿コンパクトシティガイドンス」(平成28年3月近畿地方整備局建政部都市整備課)

(両面印刷調整用白紙)

(10) 公共交通の徒歩によるアクセス性の評価

本計画の目的は、市街地の面積や形状を小さくひとつにまとめるものではなく、持続可能な都市であるために生活の利便性を高めつつ、一方で交通の観点では自動車の利用に極端に依存せずに暮らすことのできる都市づくりをめざすことにあります。

そのためには、自動車を利用しない人々を含めた移動の利便性や、暮らしの維持に必要な生活サービスの利用しやすさから、その都市がどの程度の性能を有しているかを客観的に評価することが重要です。

そこで、都市構造の集約化と都市生活の利便性の状態を、わかりやすく、比較可能な形で提示するために、国が提供している「アクセシビリティ指標」の考え方をを用いて、以下の二つの指標による検討を行いました。

○T指標

- ・市内の各地点から、任意の時刻に出発して公共交通に乗車するまでの平均時間(分)。市内のある場所から徒歩および公共交通を利用して、以下の「公共交通の乗車場所」まで到達する時間の平均値。移動そのものに要する時間に、公共交通の運行頻度を反映した平均待ち時間を加えて求める。本評価では、図 2-37 凡例のとおりに分類した。

○P指標

- ・T指標の値が例えば 30 分以内である範囲の人口が都市全体の人口に占める割合(%)。本評価では、図 2-38 の所要時間毎に分類した。

・「公共交通の乗車場所」として具体的には以下を対象としました。

<鉄道駅>

- 南海本線：尾崎駅、鳥取ノ荘駅、箱作駅、樽井駅（泉南市）、淡輪駅（岬町）
- JR 阪和線：和泉鳥取駅、山中溪駅

<バス停>

- 南海ウイングバス南部(株)：尾崎線、阪南スカイタウン線

本市には、鉄道駅が5駅あり、民間のバス路線が2路線運行しています。

■ T指標（各地点から公共交通乗車までの平均所要時間）

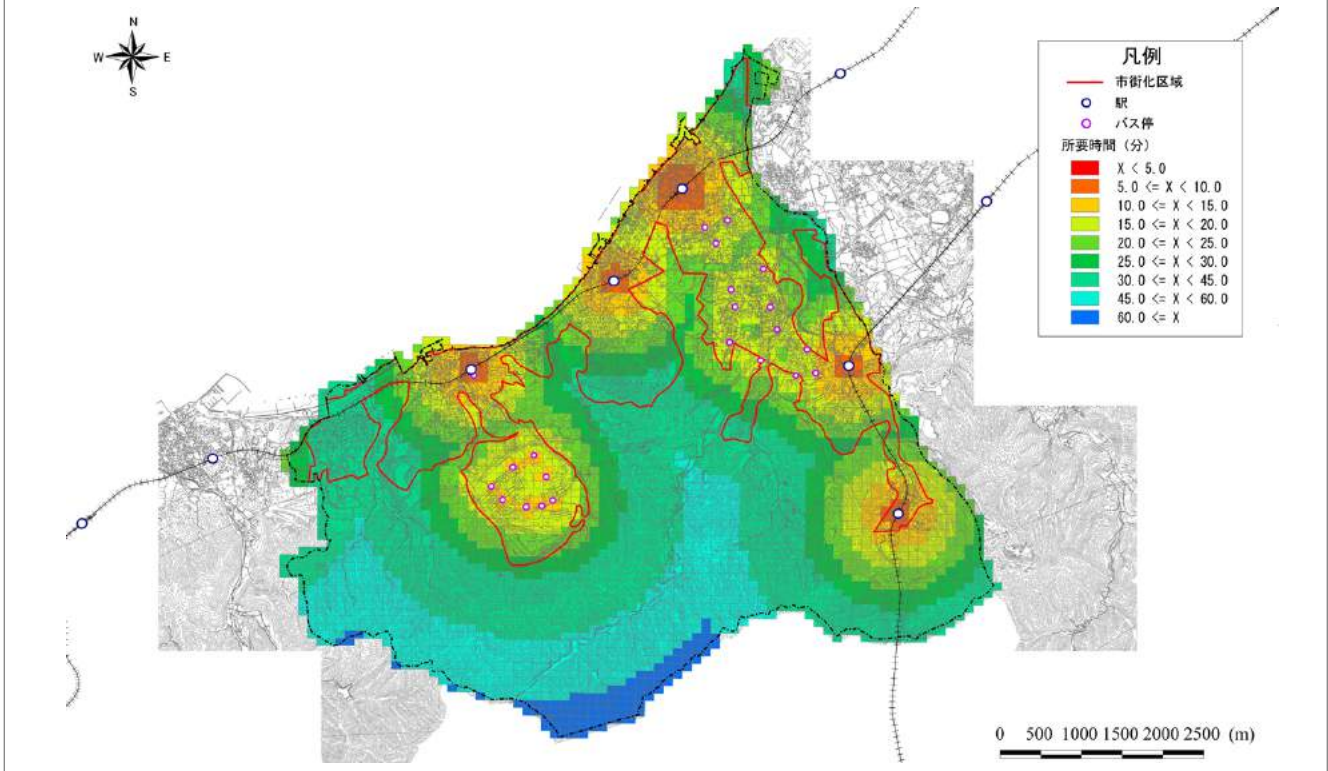


図 2-37 阪南市の公共交通の利用しやすさ (T指標)

市街化区域の中で公共交通に乗車するまでの時間に30分以上を要する地域の人口は約10%程度です。その地区はさつき台・光陽台・舞のそれぞれ一部、箱の浦全域が含まれています。

■ P指標（阪南市全体の利便性）

所要時間	人口 (人)	P指標 (%)
10分以内	2,859	5.0
15分以内	10,449	18.4
20分以内	21,304	37.5
30分以内	16,691	29.4
45分以内	5,534	9.7
60分以内	18	0.0
合計	56,855	100

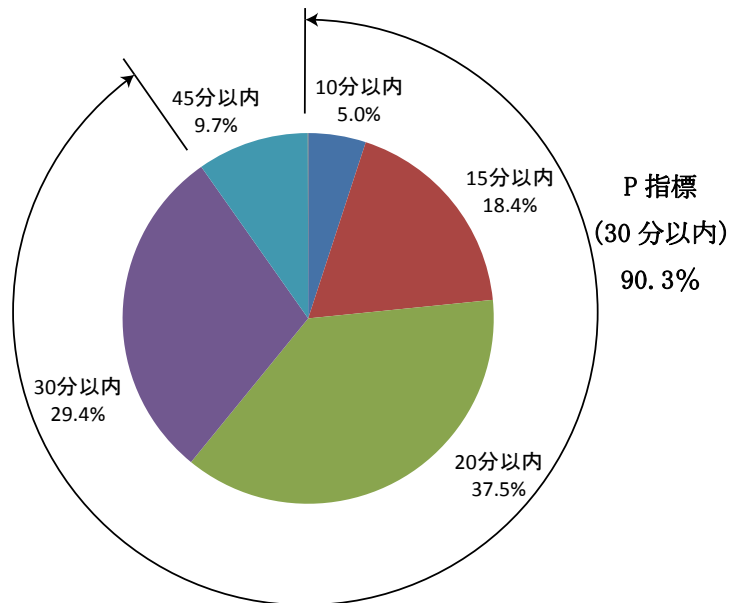
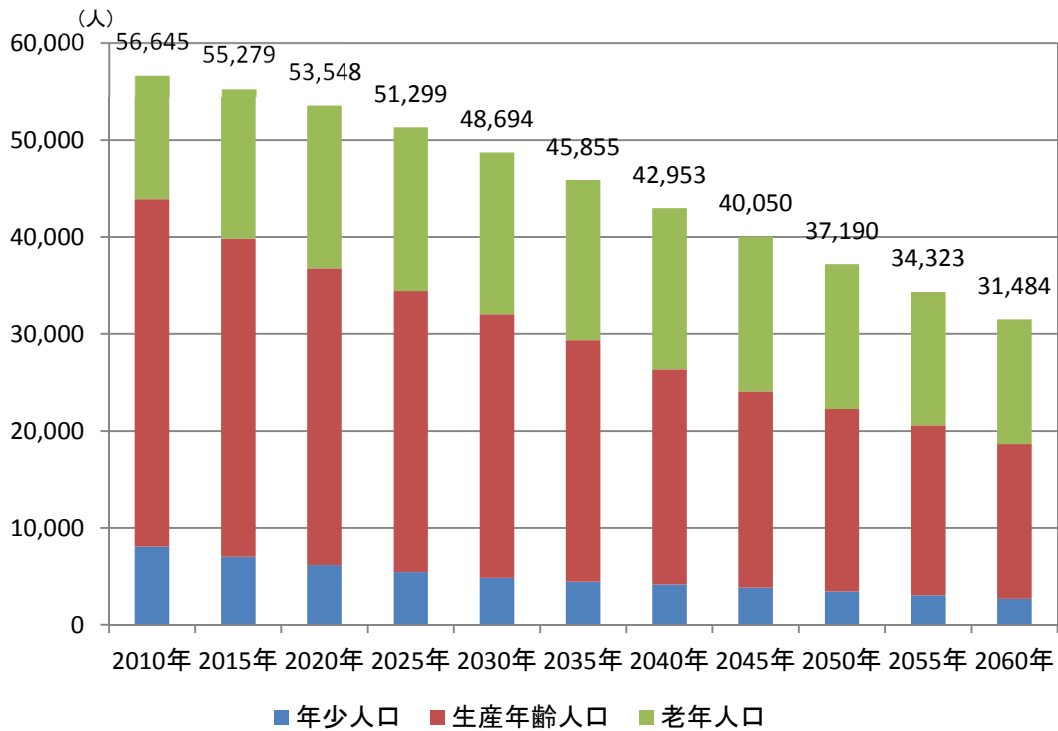


図 2-38 阪南市の公共交通の利用しやすさ (P指標)

2.2 人口の将来見通しに関する分析

(1) 都市全体の人口動向の把握

阪南市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）では、社人研の推計手法に準拠した人口推計のベースとなる「パターン 1」を次のように示しており、約 20 年後となる 2040 年では、2015 年の約 78%まで人口が減少すると推計しています。

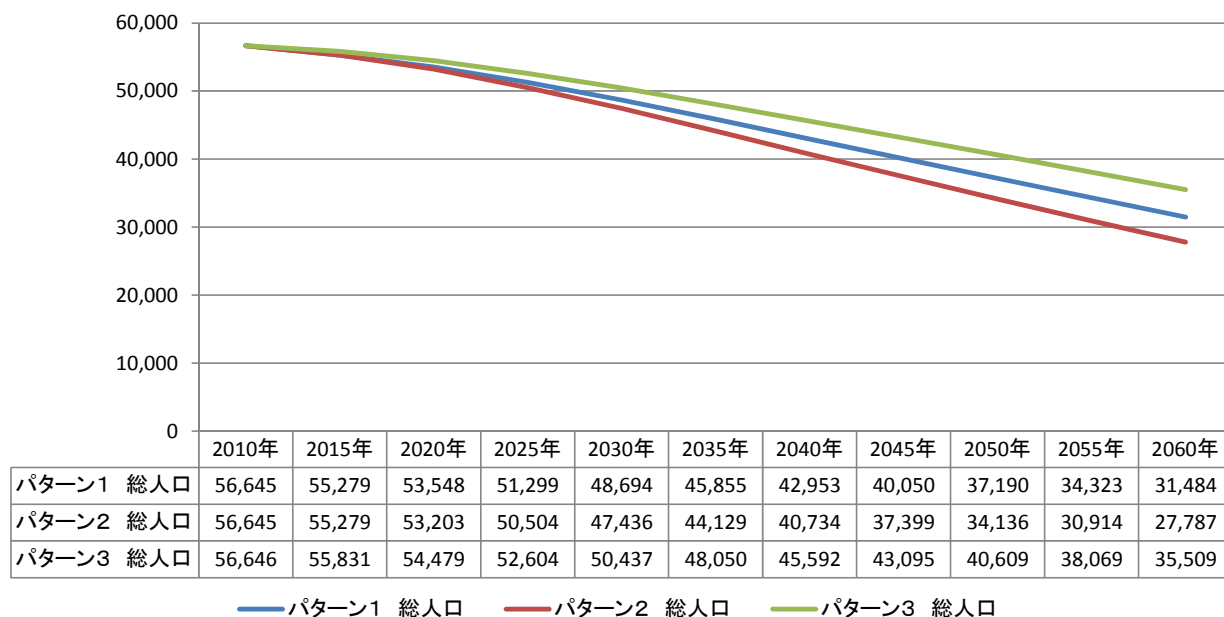


資料：阪南市人口ビジョン（パターン 1：社人研推計準拠）

図 2-39 総人口、年齢層別人口の推移（社人研推計準拠パターン）

次に、社会移動に関する異なる仮定を設定した「パターン 2」のほか、阪南市の独自推計パターンとして、前項の推計をベースに、地区ごとの将来人口推計を実施した「パターン 3」の推計を行っています。

この「パターン 3」を、現状のまま人口が推移した場合と位置づけ、2060 年の推計人口は 35,509 人になることが見込まれるとしています。



資料：阪南市人口ビジョン

図 2-40 人口ビジョンにおける推計パターン

さらに、下図のような出生・社会増減に関する目標を達成した場合として、2060年時点で、人口は44,393人と試算しています。

- ・出生に関する将来展望：国の長期ビジョン・大阪府の人口ビジョンに基づく「2020年：1.6」「2030年：1.8」「2040年：2.07」の合計特殊出生率をめざす。
- ・社会増減に関する将来展望：国の総合戦略策定期間である2020年までに社会増減が均衡する（転入-転出=±0となる）ことをめざす。

これらのことから、阪南市人口ビジョンとして、国の長期ビジョンに基づく減少率と同程度まで人口減少を抑制し、2060年時点で総人口約44,000人を確保するとしています。

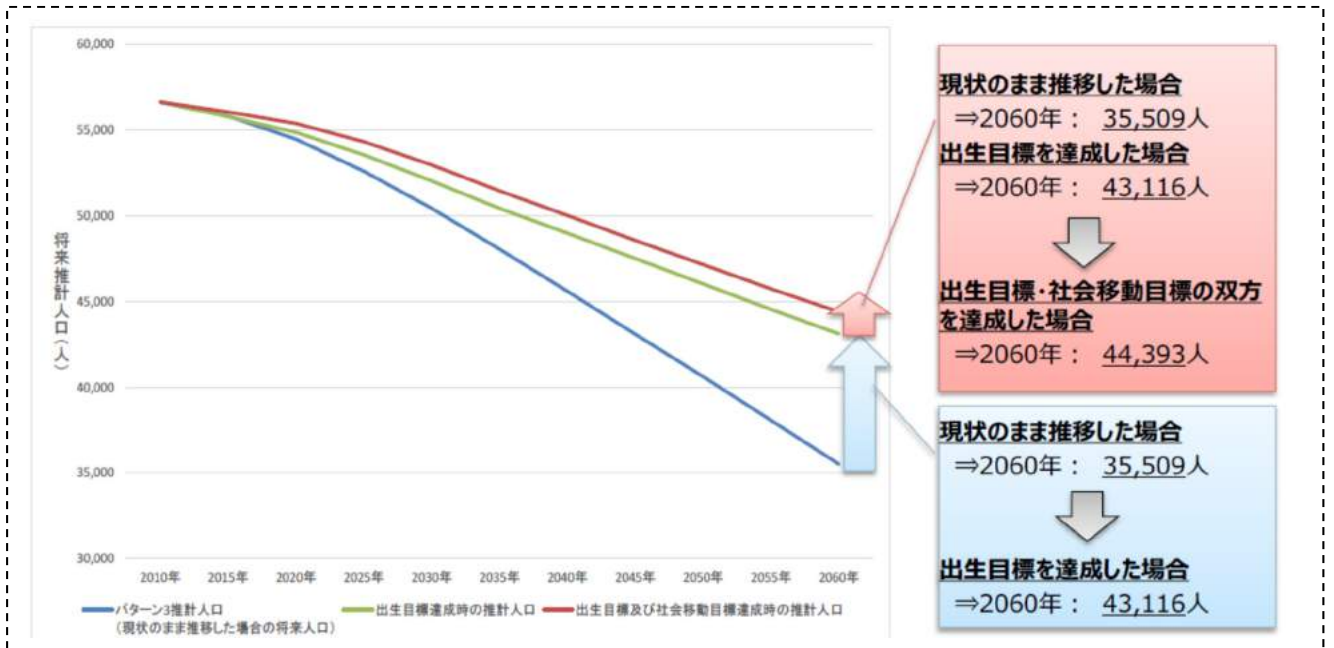
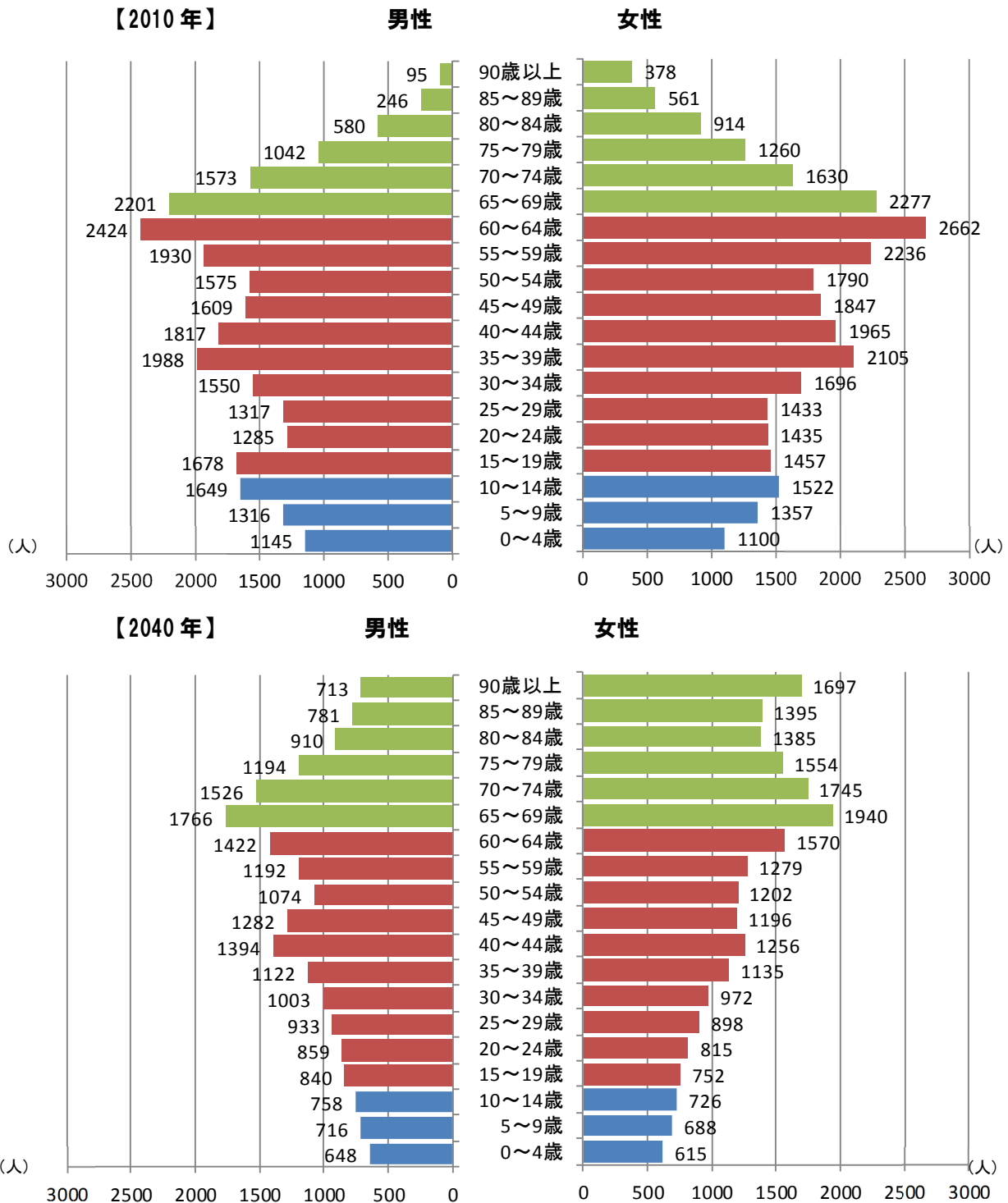


図 2-41 阪南市人口ビジョンにおける将来人口の見通し (再掲)

社人研の将来推計（パターン1）に基づき人口ピラミッドを作成してみると、2010年では60歳代前半がピークであるのに対し、30年後の2040年では人口ピークは60歳代後半で大きく変わりませんが、40代前半に次のピークがある一方、女性の90歳代も大きなピークとなることわかります。

また、全年齢のうち20歳代以下の人口割合が減少し、65歳以上の人口割合が増加しており、少子高齢化がさらに進行していることがわかります。



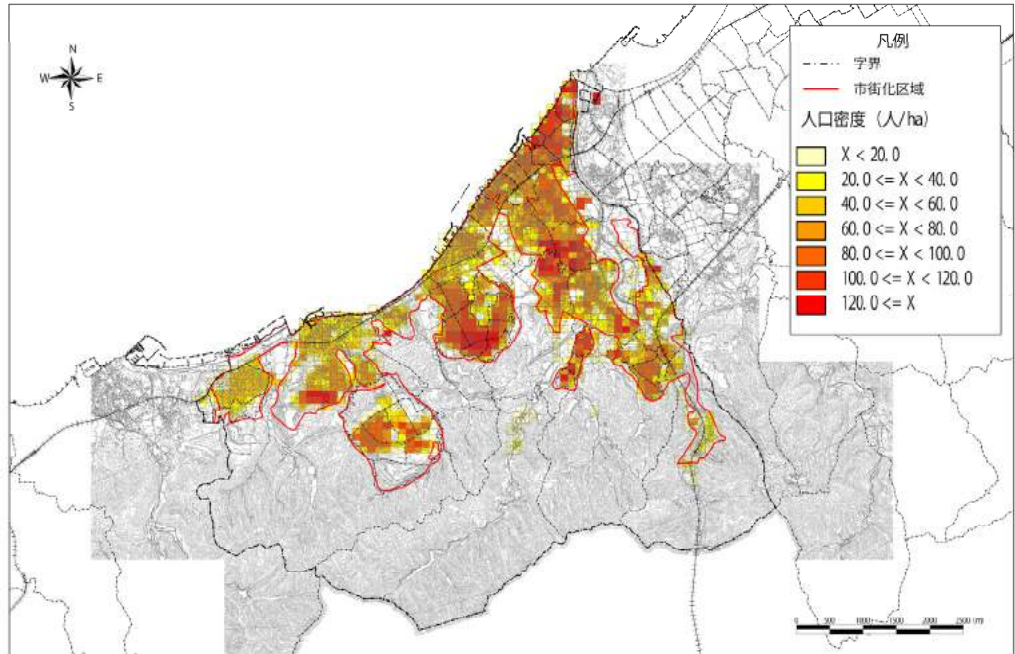
資料：2010年は国勢調査、2040年は日本の地域別将来人口推計（社人研）

図 2-42 人口ピラミッドの推移

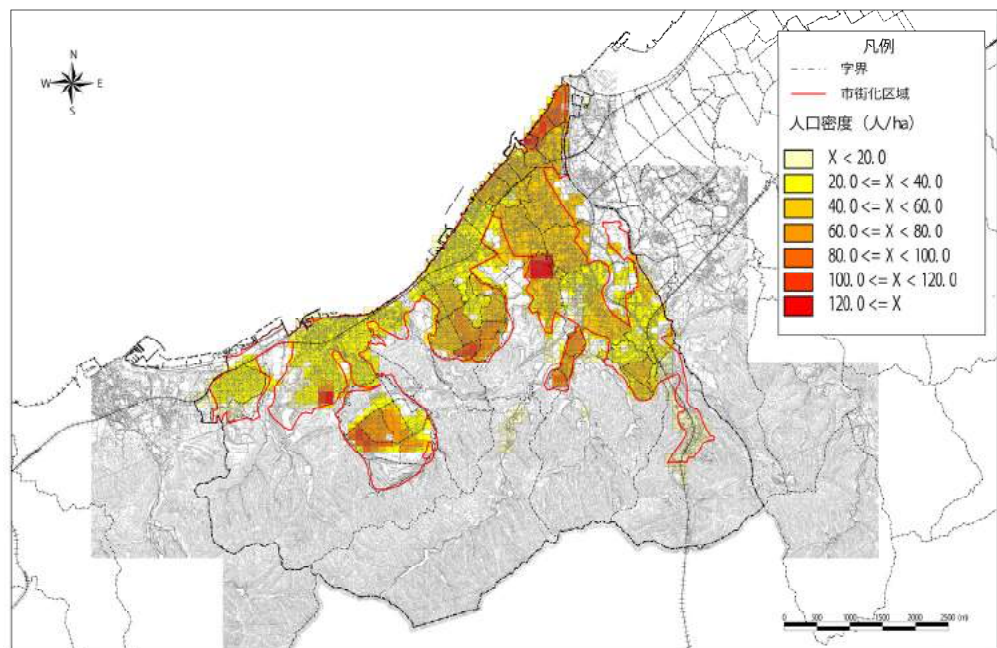
(2) 地区別の人口見通し

社人研の将来推計に従った人口密度推計（現在の趨勢）では、2040年までにほとんどの地域で人口が減少し、特に鉄道駅（尾崎、鳥取ノ荘、箱作、和泉鳥取）周辺での人口減少が目立ちます。

<2010年人口密度図 100mメッシュ単位>



<2040年将来人口密度図 100mメッシュ単位>

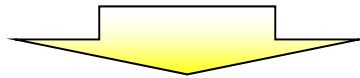
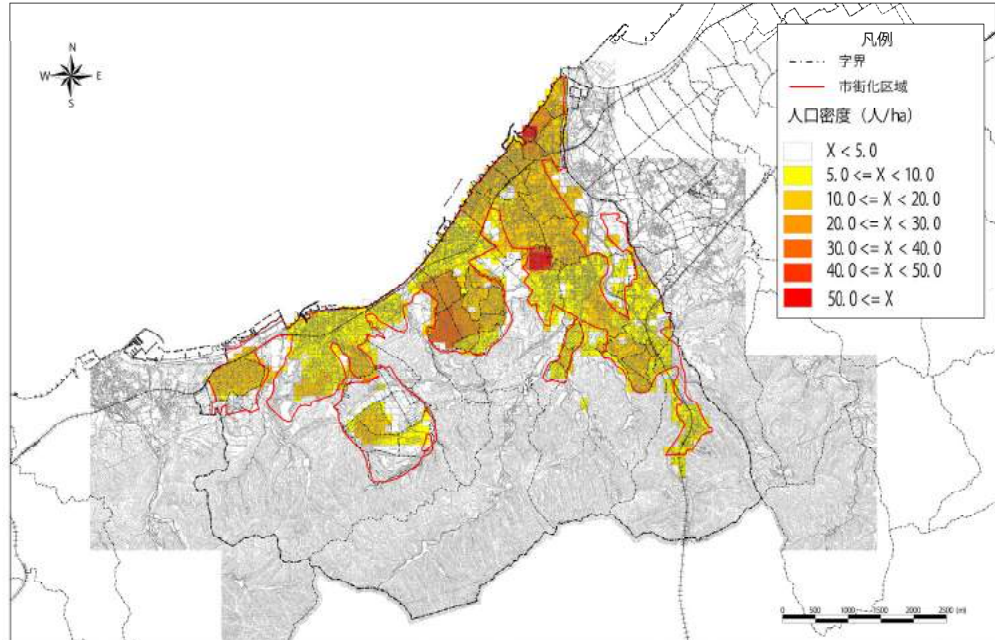


資料：2010年は国勢調査、2040年は日本の地域別将来人口推計（社人研）の手法に基づく地区別推計

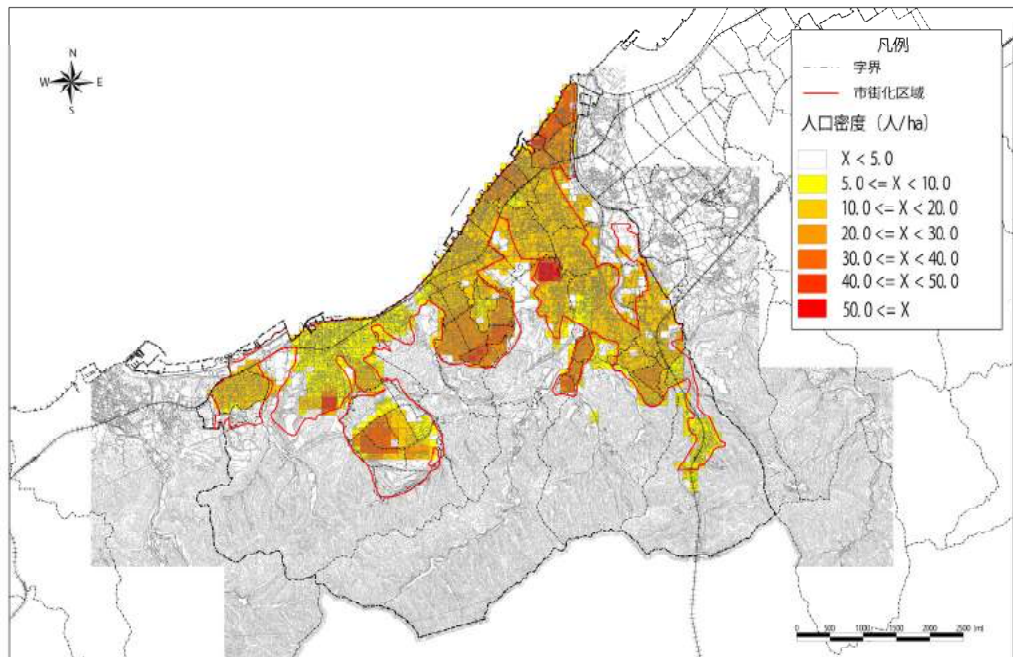
図 2-43 将来人口の見通し（2010年→2040年）

65歳以上の高齢者の人口見通しをみると、2040年までにほとんどの地域で高齢化が進行し、特に丘陵開発地（緑ヶ丘、さつき台、舞、箱の浦）での高齢化が目立ちます。

<2010年人口密度図（65歳以上） 100mメッシュ単位>



<2040年人口密度図（65歳以上） 100mメッシュ単位>

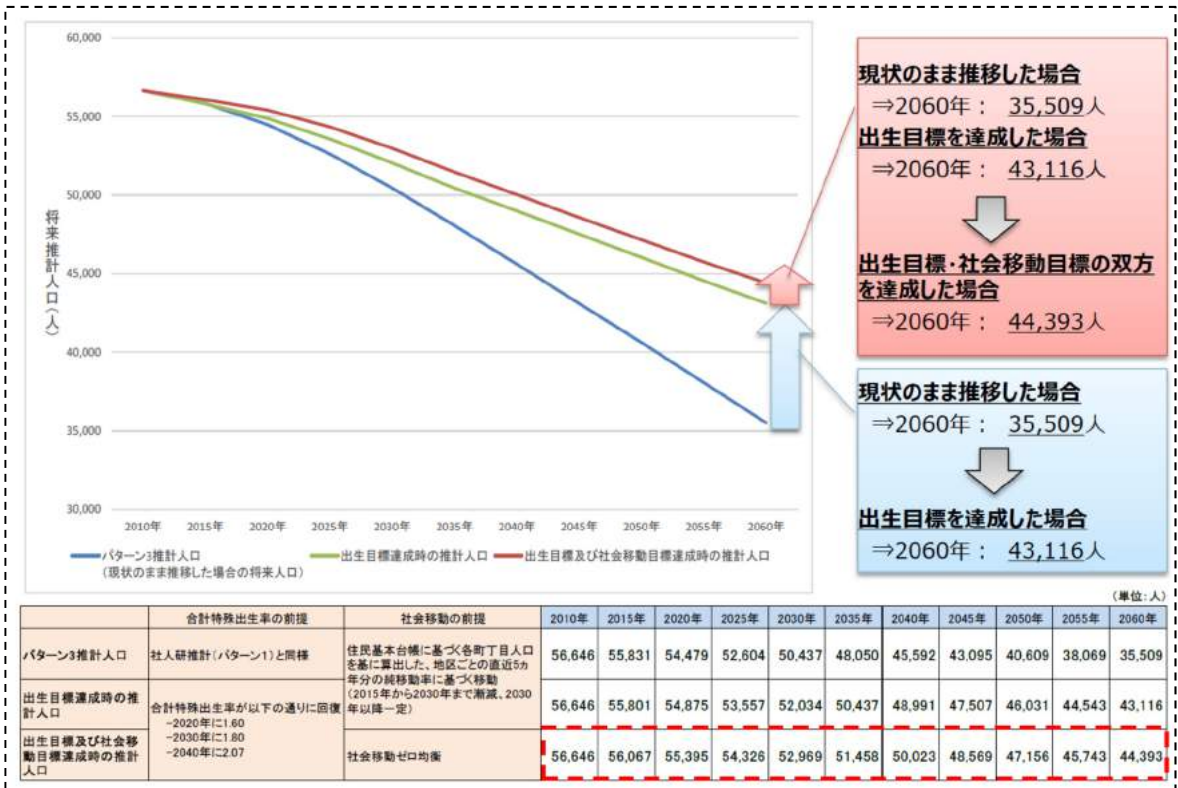


資料：2010年は国勢調査、2040年は日本の地域別将来人口推計（社人研）の手法に基づく地区別推計

図 2-44 将来高齢者人口の見通し（2010年→2040年）

2.3 地区別人口の将来見通し

先に述べたように、阪南市人口ビジョンでは下図のように合計特殊出生率と社会移動に関して前提条件を設けて、社人研推計より減少幅を抑えた人口推計を行っています。



「出生目標および社会移動目標達成時の推計人口」に対する細部の条件は次のとおりです。

- ・生残率(男・女)、0~4歳性比(男・女)、は市内一律に、社人研の数値をそのまま適用。
- ・合計特殊出生率について、国・大阪府が示す次のような出生率の回復シナリオを採用
 - ・合計特殊出生率※
 - 2020年に1.60
 - 2030年に1.80
 - 2040年に2.07
- ・この合計特殊出生率に対応した子ども女性比を設定。
- ・社会移動ゼロ均衡を達成するものとして、純移動率を考慮しない(0とする)。

※ 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標。

ここでは、この推計方法を踏襲して、2010年国勢調査による地区(町字)別人口データをベースに、地区別の将来人口推計を行いました。

- ・生残率等の市内一律の数値はそのまま各町字に適用。
- ・合計特殊出生率の回復シナリオとそれに対応した子ども女性比を踏襲し、生残率等の市内一律の数値はそのまま各町字に適用。
- ・社会移動ゼロ均衡を達成するものとして、純移動率を考慮しない(0とする)。
- ・5年毎・5歳階級毎の全市合計値が整合するよう、補正值を設定して適用した。

結果の概要として、2040年推計人口と人口密度の分布を次ページ以降に図示します。

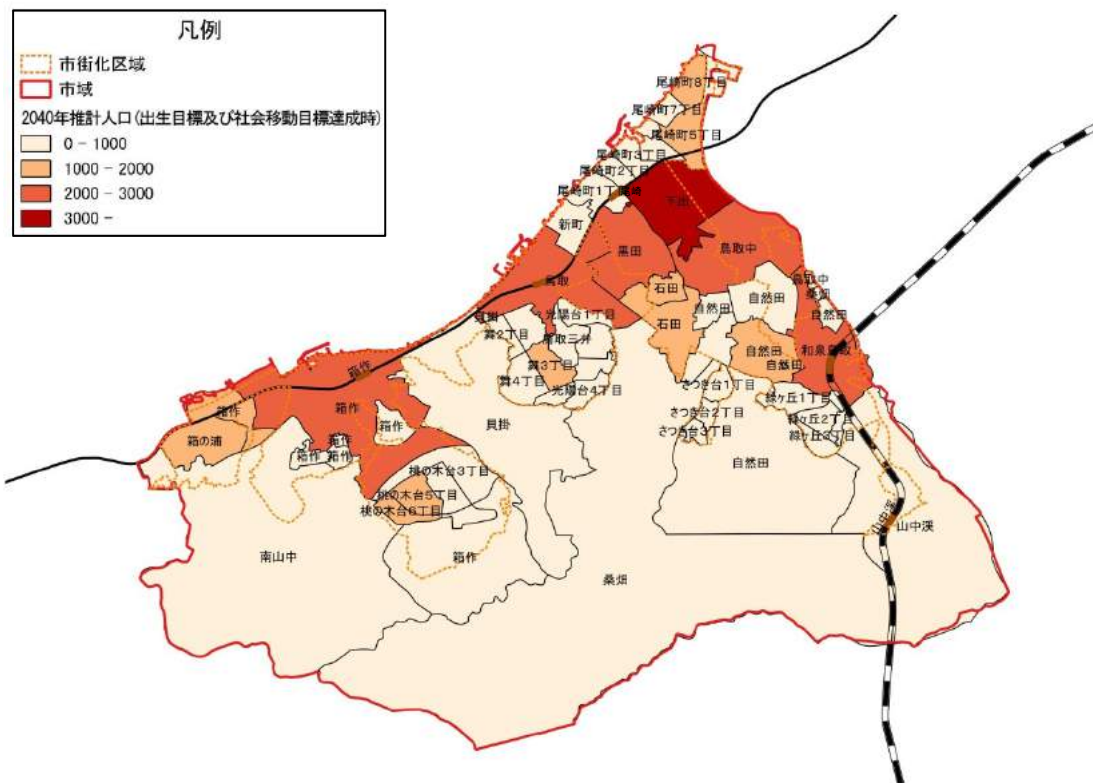


図 2-45 2040年 地区別推計人口(出生目標および社会移動目標達成時)

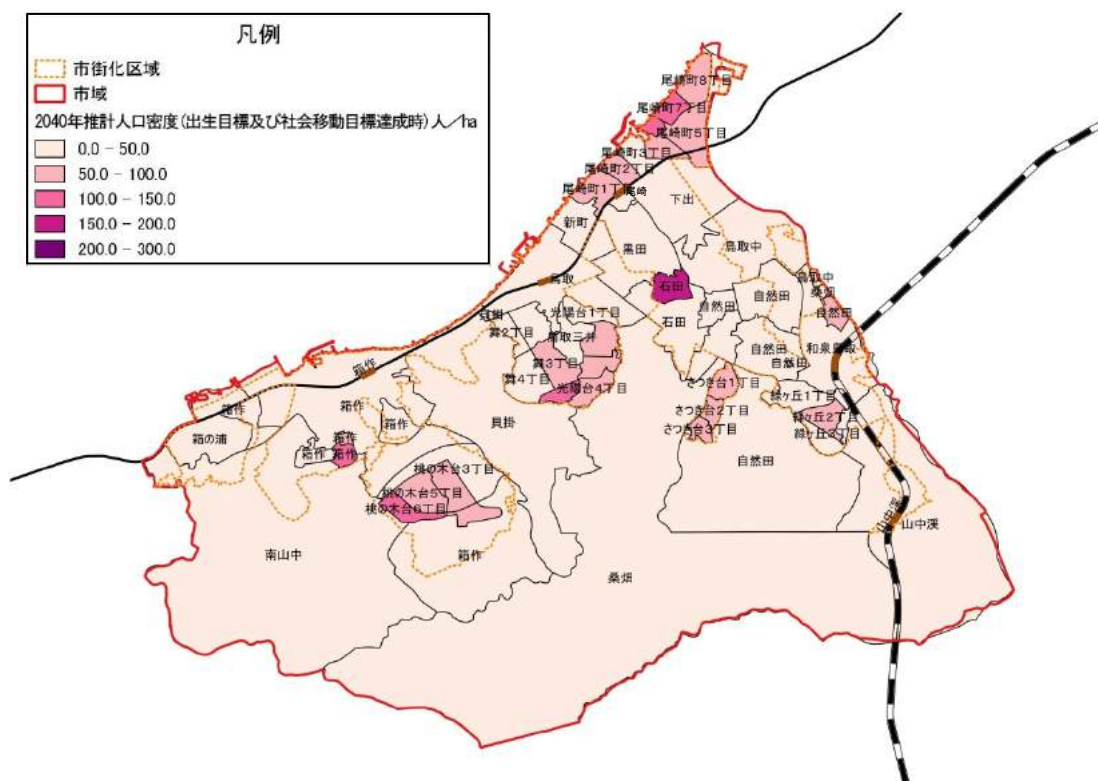


図 2-46 2040年 地区別推計人口密度(出生目標および社会移動目標達成時)

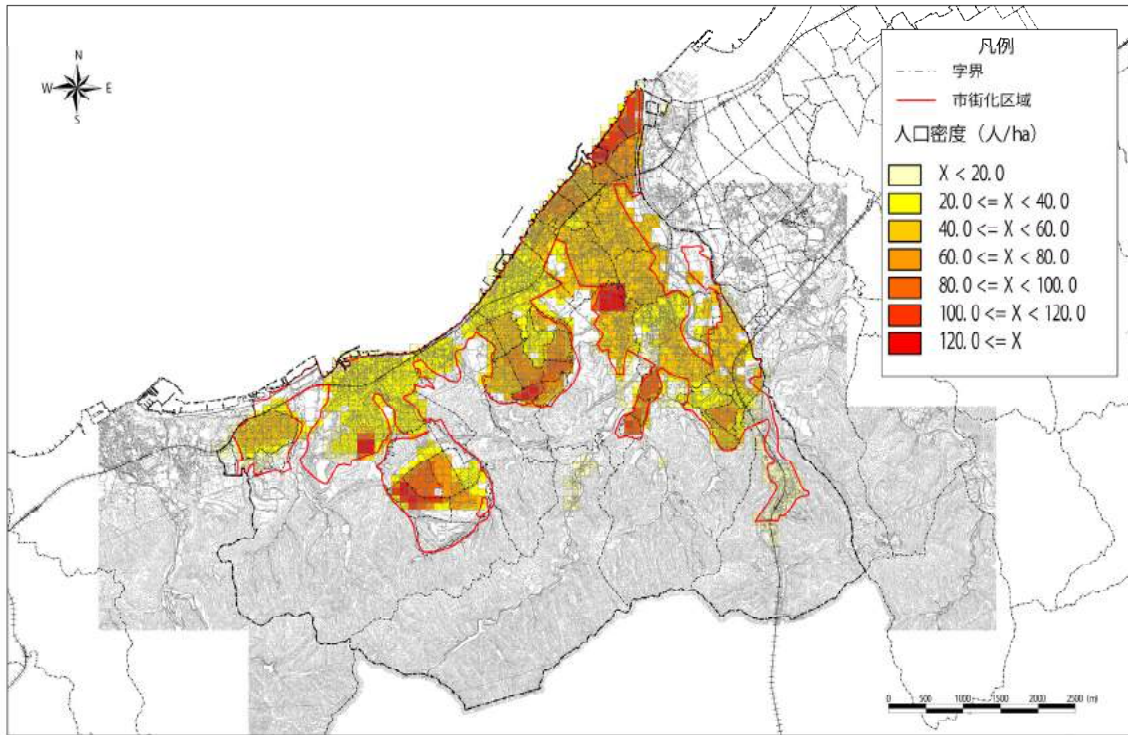


図 2-47 2040年 100mメッシュ推計人口密度
 (人口ビジョン：出生目標および社会移動目標達成時)

3章. 立地適正化に向けて

3.1 まちづくりに向けての問題点・課題

(1) 現況と将来見通しのまとめ

前節までの現況と将来見通しを整理すると下表のとおりです。

表 3-1 阪南市の現況と将来見通しの整理

【人口動向と見通し】
<p>○人口は平成12年(2000年)をピークに減少。将来推計では生産年齢人口(15~64歳)の減少が特に顕著。</p> <p>○平成12年(2000年)以降、総人口が減少に転じてもDID(人口集中地区)は薄く広がり続け、人口密度は年々低下。拡大した市街地で今後人口が減少すると、さらに低密度化が進むことが懸念される。</p> <p>○社会増減では子育て世代の増加数の減少と、20代前半を中心とした若い世代の減少が顕著。</p> <p>○世帯総数は増加し、1世帯当たりの構成人数は減少。</p> <p>○高齢単身世帯数および高齢夫婦のみの世帯の増加が顕著。</p> <p>○2010年~2040年の間に、南海本線の阪南市内3駅周辺での人口減少が顕著。尾崎駅付近では高齢人口は増加。舞地区の人口減少・高齢化が顕著。</p> <p>○就業人口・事業所数も大きく減少。従業者数は変動に波がありつつも減少傾向にある。</p> <p>○阪南スカイタウンは、当面人口は増加傾向、高齢化の傾向は緩やか。</p> <p>→まとめると、年少および生産年齢人口の減少が顕著であり、偏った世代構成になる懸念がある。</p>
【土地利用】
<p>○平成20年(2008年)以降、空き家戸数・空き家率が顕著に増大している。</p> <p>○一戸建住宅の新規着工戸数は高止まりしており、住宅建築意欲は引き続き旺盛。</p> <p>→まとめると、人口減少に加え、住宅開発が続けられることによりさらに人口密度が低下するうえ、空き地・空き家対策の必要性が高まることが懸念される。</p>
【都市交通】
<p>○鉄道各駅の乗車人員は概ね経年的に減少、特に尾崎駅での減少が顕著。箱作駅は平成22年(2010年)に下げ止まり、和泉鳥取駅は平成12年(2000年)をピークに減少に転じる。各駅とも減少の要素は通勤・通学者数の減少が想定される。</p> <p>○自動車の分担率の伸びが著しい。鉄道の分担率は微減で、バスは小さい中で微増傾向。丘陵地の住宅開発に伴い、相対的に自転車・徒歩ではなく、自動車に頼らざるを得ないといった理由から、交通手段がシフトしているものと思われる。</p> <p>○出勤目的だけに着目すると、自動車分担率は平成12年(2000年)時点がピークで、平成22年(2010年)には鉄道の分担率が平成2年(1990年)の割合に戻っている。</p> <p>→まとめると、丘陵地の自動車利用の増大と、定期利用者を中心とした鉄道・バス利用者の減少により公共交通の存続が問われる。</p>

【経済活動】
<p>○平成6年（1994年）以降、小売業は事業所数・従業者数・売場面積とも減少、近年ようやく下げ止まり。卸売業は横ばいで推移してきたが、近年むしろ減少。</p> <p>○製造業事業所数は平成12年（2000年）以降下落するも、製造品出荷額は近年伸びをみせており、生産性の向上がうかがわれる。</p> <p>→まとめると、市内商業の低迷が伺えるが、製造業は生産性低下の底打ちが見込まれる。</p>
【地価の動向と税収の見通し】
<p>○平成18年（2006年）頃まで市内各地の地価は下落を続け、その後ほぼ横ばいながらもわずかに下落基調が続いている。特に商業地の下落ペースが速い。</p> <p>○地価の下落に伴う税収減の懸念は継続している。</p> <p>→まとめると、固定資産税収の減少により市の財政への悪影響が懸念される。</p>
【災害】
<p>○市街化区域内においても、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波浸水想定区域が存在する。</p> <p>→まとめると、関係機関と連携して災害リスクを市民に周知するとともに、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の利便性を向上する必要がある。</p>
【財政の動向】
<p>○市の財政規模は年により変動はあるものの、人口の減少傾向にかかわらず、民生費と教育費は増加傾向にある。</p> <p>→まとめると、今後も人口密度低下により社会保障費や公共施設等の維持・管理・更新費等、一人当たりの行政コストが増大することにより市の財政への悪影響が懸念される。</p>
【都市構造評価指標の全国平均との比較】
<p>○高齢者向け医療機関は充実、歩道整備率は比較的高いが、徒歩圏内における公園がない住宅は低い傾向にある。</p> <p>○避難場所の充足度は平均よりやや高い。</p> <p>○空き家率は全国平均並み。</p> <p>○第三次産業の効率はやや低い。</p> <p>○市民一人当たりの税収は平均より高く、歳出は低い。本市の財政力は平均より高い。しかし、大阪府内の市での財政力指数は最下位である。</p> <p>○市民一人当たりCO₂排出量は全国平均より低い。</p> <p>→まとめると、丘陵地開発にともない医療や公共施設の充足度は高いが、維持負担が重くなり、他に効率の高い産業も少なく、今後の高齢化に伴い財政力が衰退することが懸念される。</p>
【指標による評価】
<p>○阪南市はベッドタウン的な性格をもつ都市であり、昼間時、市域に生産年齢層が少ない。</p> <p>○増加する空き家の中でも、他市と比較して非老朽化空き家が存在する可能性が高い。</p> <p>→まとめると、子育て支援と高齢者の健康づくりを合わせた多世代交流の機会を創出する必要性が高く、老朽化していない空き家の利活用の可能性も視野に検討することが望ましい。</p>
【公共交通アクセス性】
<p>○市街化区域の中で公共交通に乗車するまでの時間に30分以上を要する地域の人口は約10%程度。</p> <p>→まとめると、割合は低いながら、さつき台・光陽台・舞のそれぞれ一部や、箱の浦全域では公共交通アクセス性に課題が残る。</p>

(2) 問題点・課題

本市では人口減少、少子高齢化が進行しつつあり、空き家も増加しつつあります。また、市街化区域内に広く住宅地が広がっていますが、将来的には鉄道沿線を中心に人口密度が低下することが予想されています。

一方、本市の生活サービス施設は、比較的市域全体をカバーしているものの、生活サービス施設の徒歩圏内の人口密度は全国平均より低く、効率的な都市構造とは言い難い面があります。また、地域経済や行政運営に関する都市構造の評価に関しても全国平均より低い水準にあります。

そのため、今後さらに人口減少・少子高齢化が進むと、生活サービス水準の低下、1人当たりの行政コストの増大等を招くおそれがあるため、「阪南市総合戦略」に沿った人口対策とともに、より効率的な都市構造へ転換していく必要があります。

まちづくりにあたっての問題点・課題を整理すると以下のとおりです。

○ 課題1：分散化した都市機能をどう整理するか

本市の生活サービス施設は、広がった居住地域をカバーするように立地しており、都市機能の分散化により、あまり効率的とは言えない都市構造となっています。今後ますます人口減少が進んで行くなか、生活サービス施設が撤退・廃止しないように、少ない人口でも集まって住むこと等を検討する必要があります。

○ 課題2：低下が予想される人口密度をどう維持するか

人口減少、少子高齢化が進行しつつある中、居住地域の人口密度は今後さらに低下することが予想されます。出生率の向上や移住促進施策とともに、一定地域への集住を促進する等、人口密度を維持していくための方策が必要です。

○ 課題3：低下が予想される公共交通サービスをどう維持するか

人口減少、少子高齢化が進行すれば、公共交通乗車人員の減少へつながり、公共交通のサービス水準の維持確保が難しくなるおそれがあります。広がった居住地域と居住地域の人口密度の低下を踏まえ、公共交通のサービス水準を維持していくための方策が必要です。

○ 課題4：低下がみられる子育て世代の流入をどう改善するか

本市は、少子高齢化が進行するとともに、これまで人口増加の大きな要因であった子育て世代の流入が頭打ちになっています。本市にとって子育て世代の人口減少は、人口やコミュニティを維持していく上で喫緊の課題であり、改めて子育て世代人口の増加促進のための方策が必要です。

○ 課題5：居住地の安全性をどう確保するか

本市の市街化区域内は、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等に指定される等、対応が必要なところも少なからず存在します。また、最寄り避難地までの平均距離に関する指標が全国平均より低くなっています。これらハザード区域を、将来的に集まって暮らすことを推進する区域候補にはしない等、居住地の安全性の確保に十分配慮する必要があります。

○ 課題6：生涯にわたって健康に暮らせるまちをどうつくっていくか

本市は、人口減少に伴って高齢者の割合が増加しつつあります。また、市民の健康指標の一つである「メタボリックシンドロームとその予備軍の割合」は、おおよそ全国平均程度ですが、「徒歩・自転車の機関分担率」や「買い物への移動手段における徒歩の割合」等といった指標については全国平均を下回っており、自動車に依存した生活傾向がうかがえます。本市では健康増進をめざしたまちづくりを推進しており、市民が末永く居住し、また、高齢者がいつまでも元気に活動し続けていくためには、健康づくりと連動したまちづくりを進めていく必要があります。

○ 課題7：周辺都市との連携・役割分担をどう図っていくか

パーソントリップ調査から、本市では日常の生活用品等は市内で調達するが、大きな買い物やショッピングを楽しむ等の行動は近隣市町の大規模商業施設に出かけるという消費行動がうかがえます。都市構造の検討にあたっては、このような本市の生活特性を踏まえ、本市だけではなく、近隣市町を含めたより広域的な観点から都市機能を検討し、それぞれの市町の位置づけや広域的な連携・役割分担をどう図っていくかを検討する必要があります。

(3) 立地適正化計画における問題点・課題と総合計画の整合性

阪南市総合計画においても7つの課題を示しており、下図のように、それぞれの課題は関連性をもっており、立地適正化計画において整理した課題と総合計画における課題は整合しています。

その中でも「広域連携」の観点については、総合計画が「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」という側面をもつことから、現時点では課題に含まれていませんが、立地適正化計画では広域連携の観点を課題として扱い、将来的には総合計画への反映も視野に入れます。

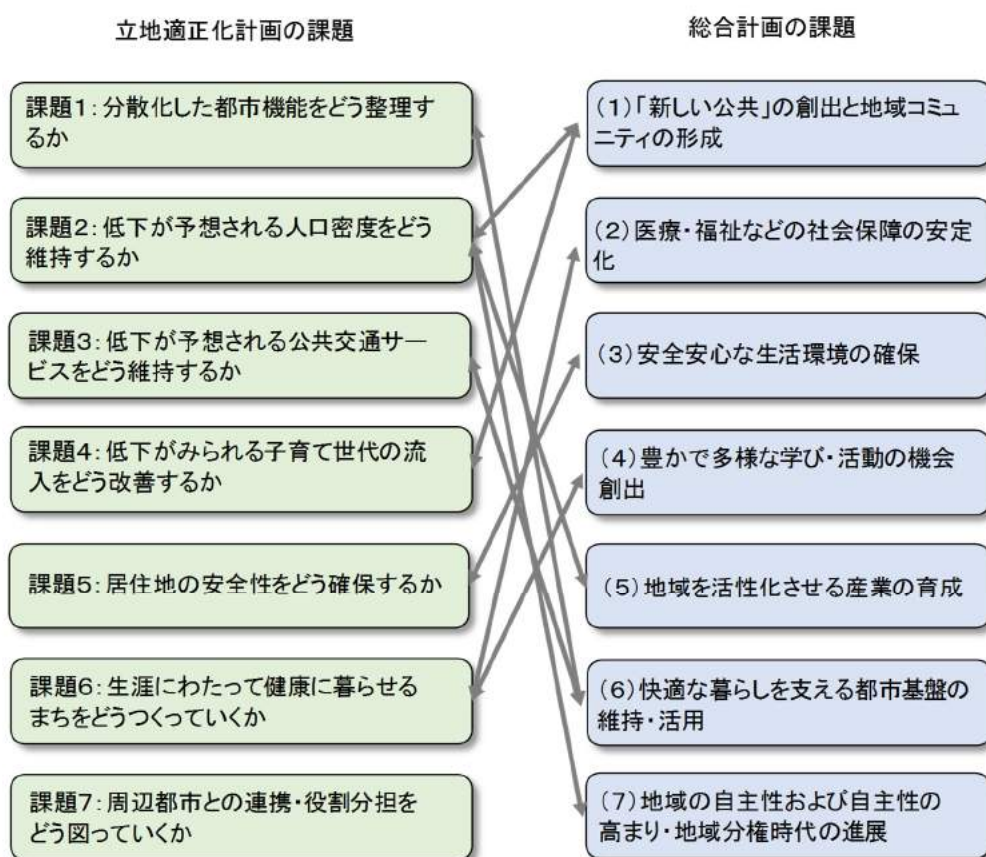


図 3-1 立地適正化計画の課題と総合計画における課題

3.2 立地適正化に向けての基本的な方向性

(1) テーマ

本市の上位・関連計画や現状把握、将来見通しを踏まえ、阪南市立地適正化計画のテーマを以下のように定めます。

歩いて暮らし、多世代が交流する コンパクトシティの実現

～地域毎に特徴ある機能の立地を適正化し、人と都市機能とがつながり(ネットワーク)を持つことで、人口が減少しても支え合えるまちをめざす～

阪南市総合計画

将来の都市像は「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」であり、その中には「共助」の考え方を謳っており地域で支え合うまちづくりをめざしています。

南部大阪都市計画区域マスタープラン

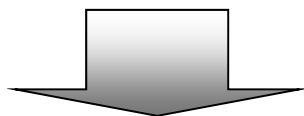
「公共交通機関の利用を中心とした、歩いて暮らせるまちづくりを進めることで、環境負荷の少ない都市構造の実現」を謳っており、都市の拡大を抑制して都市の魅力を高めることとしています。

阪南市都市計画マスタープラン

本市の都市づくりのテーマとして「自然と共生し、交流を育み、賑わいとあたたかさがあふれるまち」を謳っており、交流を促進していくことで賑わいのある中心市街地の形成をめざしています。

阪南市総合戦略

本市の基本目標のひとつとして、「誰もが健康で幸せに暮らせるまちをつくる」ことを謳っており、健康づくりと連動したまちづくりをめざしています。



立地適正化計画

人口減少、少子高齢化が進行する中、効率的な都市構造への転換を図るため、徒歩と多様な交通手段で中心市街地の都市機能をみんなで利用し支えるため、歩いて暮らせるまちをめざします。

(2) 基本方針

本計画のテーマと、先に整理したまちづくりにあたっての問題点・課題を踏まえ、立地適正化に向けた基本方針を以下のように定めます。

① 都市機能の誘導（課題 1、4、6、7 に対応）

<方 針>

- ・周辺市町との連携・役割分担や、既存施設との整合を図りつつ、本市の都市活動を支える主要な商業・医療・介護・文化教育施設等のうち、規模の大きなものは、本市の中心となる尾崎駅周辺が役割を担うことをめざします。
- ・子育て世代や高齢者が魅力を感じ、人が交流する機能の誘導をめざします。

② 居住の誘導（課題 2、4、5、6 に対応）

<方 針>

- ・歩いて暮らせる居住環境づくりと、集まって暮らすメリットが享受できることをめざします。
- ・公共交通でのアクセス性が確保され、過度に車に依存しないで暮らすことができる、利便性のよい住環境づくりを図ります。
- ・水害や土砂災害等を考慮した安全な地域への居住誘導に配慮します。

③ 公共交通ネットワークの確保（課題 3、6 に対応）

<方 針>

- ・高齢者が出かけやすい仕組みづくりと、利用しやすい公共交通を、市民とともに考えていきます。
- ・公共交通（電車・バス・タクシー等）と私的交通（自家用車・自転車等）それぞれの多様なモビリティが選択できることで、乗り換え等によって、必然的に歩き、健康増進にもつながるまちづくりを推進します。

(3) 主なターゲットとめざすべき社会

1) 主なターゲット

本市の現状と課題を踏まえると、本計画においては、様々な世代の中でも特に「子育て世代」と「高齢者層」をターゲットに、多世代が交流するまちづくりを検討することが重要であると考えました。

① 子育て世代

<現状分析>

- ・30代後半を中心とした流入人口の多さがこれまでの本市の特徴ですが、近年は30代後半の流入人口が減少傾向にあります。
- ・本市は大阪府内では中心都心部から比較的離れて位置しており、ゆとりある住居用地を確保しやすくなっています。また、海や山等の自然と触れ合うことができます。
- ・阪南市人口ビジョン及び総合戦略策定に係るアンケートによると、本市では現在扶養している子どもの人数は2人が最も多く、理想的な子どもの人数の回答は3人が最も多くなっています。

<方針>

- ・海山等の自然と触れ合える、ゆとりある居住環境や、地域で育ち、地域の支え合いやネットワークによって、安心して子育てができることを求めている子育て世代にとって、魅力的なまちづくりを推進していきます。

② 高齢者層

<現状分析>

- ・老年人口割合が増加傾向にあり、特に約20年後の高齢者人口推計から、丘陵地での高齢者の増加が推測されます。
- ・コミュニティバス利用者アンケート等によると、高齢者層の利用が多いことがわかります。

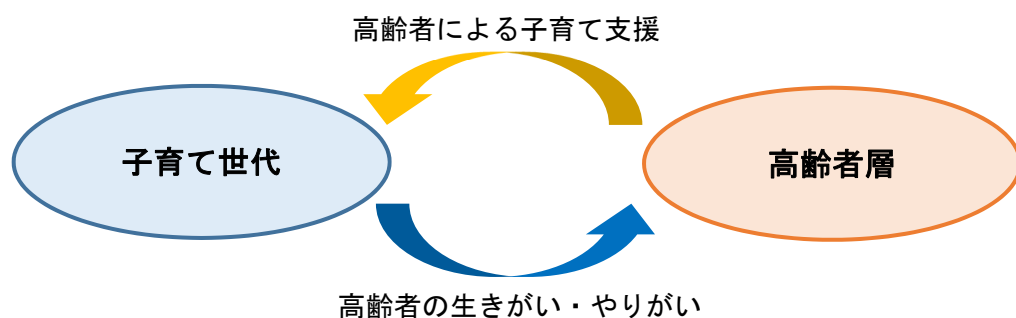
<方針>

- ・今後さらに高齢者が増加していく傾向にありますが、特に元気な高齢者が社会参画することで、まちの活力を維持し、健康的で安心な暮らしをめざします。

2) めざすべき社会

多様な世代が交流できる社会をめざします。

多世代が交流する多極ネットワーク型都市の実現



(4) めざすべき本市の都市構造

1) 本市の土地利用方針

「阪南市都市計画マスタープラン」では、本市の将来の都市構造や土地利用の方針を下図のように定めています。特に、尾崎駅周辺を中心市街地は、「中心市街地・都市拠点ゾーン」として位置づけられ、「都市拠点としての賑わい機能の強化を図るべく、日常生活を支援する商業や各種生活利便施設の集積化、居住機能を併せ持つ複合施設の立地等、土地の有効・高度利用を誘導するとともに、質の高い都市空間の誘導を図っていく」こととしています。

また、都市計画マスタープランでは、「地域拠点」として位置づけている阪南スカイタウンの中心部を「都市拠点を補完する地域拠点としての各種生活支援サービス・情報発信・交流等の機能強化を図る」こととしています。

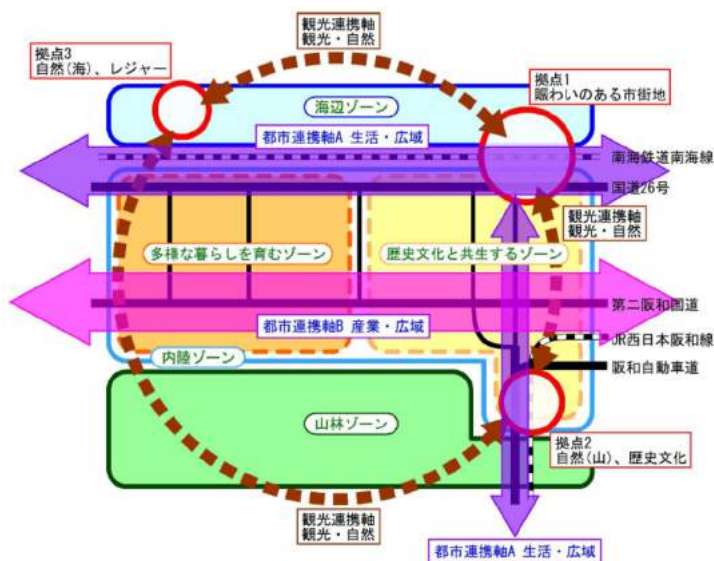


図 3-2 将来の都市構造（「阪南市都市計画マスタープラン」(平成 24 年 3 月)）(再掲)



図 3-3 土地利用の方針（「阪南市都市計画マスタープラン」(平成 24 年 3 月)）(再掲)

2) 軸（公共交通ネットワーク）と地域拠点

人口減少・少子高齢化社会を踏まえた都市構造を構築するため、本計画では総合計画や都市計画マスタープランに基づき尾崎駅周辺を本市の中心拠点として位置づけることにより、既に集約している都市機能を、より利用しやすい都市構造をめざします。

また、中心拠点以外についても、それぞれの生活圏域で生活サービスやコミュニティ機能が利用しやすいまちづくりをめざすため、行政と地域住民の対話を前提として、生活圏域ごとに特徴や個性をもった拠点を本計画に位置づけることにより、公共交通（鉄道および路線バス）で往来できるまちをめざし、自家用車の利用が困難な市民はもとより、多様な交通手段が選択できることで多世代がともに移動し、交流できるまちづくりをめざします。

3) 軸（公共交通ネットワーク）の考え方

① 拠点間ネットワークの確保

既存の鉄道網と路線バス網を、拠点間を結節する公共交通として、市民・交通事業者・市の相互協力のもと、維持確保していくことをめざします。

② 都市機能を担う施設に対するアクセス性の確保

コンパクトシティ・プラス・ネットワークの視点から、公共交通によるアクセスを確保しつつ、歩いて暮らせるまちづくりをめざすためには、都市機能の集約を図りながら、生活サービス施設（食料品店、医院等）を確保することが重要です。

したがって、公共交通を活用して、従来の居住区域から中心拠点の都市機能にどのようにアクセスできるかを検討することが重要です。

4) 拠点の考え方

① 中心拠点

本市の中心として医療・福祉・商業等の都市機能をバランスよく有し、これら都市機能が集約した区域として、総合計画や都市計画マスタープランの中で「中心市街地・都市拠点ゾーン」としている尾崎駅周辺地域を中心拠点に位置づけます。

② 地区拠点（地域交流・生活・交通拠点 等）

地区拠点は、西鳥取地区、下荘地区、東鳥取地区といった概ね旧村の圏域ごとの文化・交流・ボランティア活動等の市民を主体とする各種活動を中心として、地域間の交流を促進するため、以下のとおり交流機能のある施設、交通結節点や地域拠点の周辺を地区拠点として、本計画に位置づけます。

<西鳥取地区拠点>

鳥取ノ荘駅を中心とし、駅周辺に位置する西鳥取公民館での地区の文化・交流活動機能や、日常生活を補完する商業・医療等を有しています。

<箱作地区拠点>

箱作駅周辺に位置する旧下荘小学校の跡地の利活用や、阪南スカイタウン、府立自然公園、

せんなん里海公園等へアクセスするための交通結節点としての機能を有しており、本市外を含んだ広範囲からの交流も期待ができます。

< 阪南スカイタウン地区拠点 >

阪南スカイタウンは、阪南スカイタウンまちづくり指針において、公益的施設計画の中でセンター地区に位置付けられており、地区拠点としての役割を担うエリアに位置づけます。

< 東鳥取公民館周辺地区拠点 >

東鳥取公民館周辺は、旧東鳥取町の中心であった地域で、路線バス尾崎線により本市の中心である尾崎駅周辺と結ばれています。

旧東鳥取町の庁舎跡に位置する東鳥取公民館では、地区の日常生活圏域の中心として機能しており、日常生活を補完する医療等の機能も有しています。

< 和泉鳥取駅周辺地区拠点 >

和泉鳥取駅は、交流施設の立地や計画はありませんが、JRを利用した大阪・和歌山方面への通勤・通学や、地域資源が豊富な山中溪地区へのアクセスの役割を担っています。

5) 各拠点方針のまとめ

これまでの整理結果を踏まえ、中心区域における「中心拠点」、居住促進区域における「地区拠点」について、それぞれの方針を以下に整理します。

なお、「地区拠点」の拠点方針は、それぞれの地区の特性を活かした地域密着型の拠点づくりをめざすため、それぞれの地区のニーズや方向性を行政と市民が話し合い、ともに考えた上で、各拠点の方針を定めます。

表 3-2 各拠点における方針の整理

拠点	拠点の方針
尾崎地区中心拠点	⇒ 多世代の交流拠点
西鳥取地区拠点	公民館を中心とした文化・教育等のコミュニティ拠点 生活サービス施設を有する生活拠点 交通結節機能を活かした交通拠点 公共施設を活用したコミュニティ拠点
箱作地区拠点	
阪南スカイタウン地区拠点	
東鳥取公民館周辺地区拠点	
和泉鳥取駅周辺地区拠点	

6) 軸と拠点の位置 (イメージ)

3章で整理した内容を踏まえ、公共交通を軸とし、地域ごとに特徴を持つ拠点づくりに行政と市民がともに取り組むことで、歩いて暮らせるまちづくりをめざします。

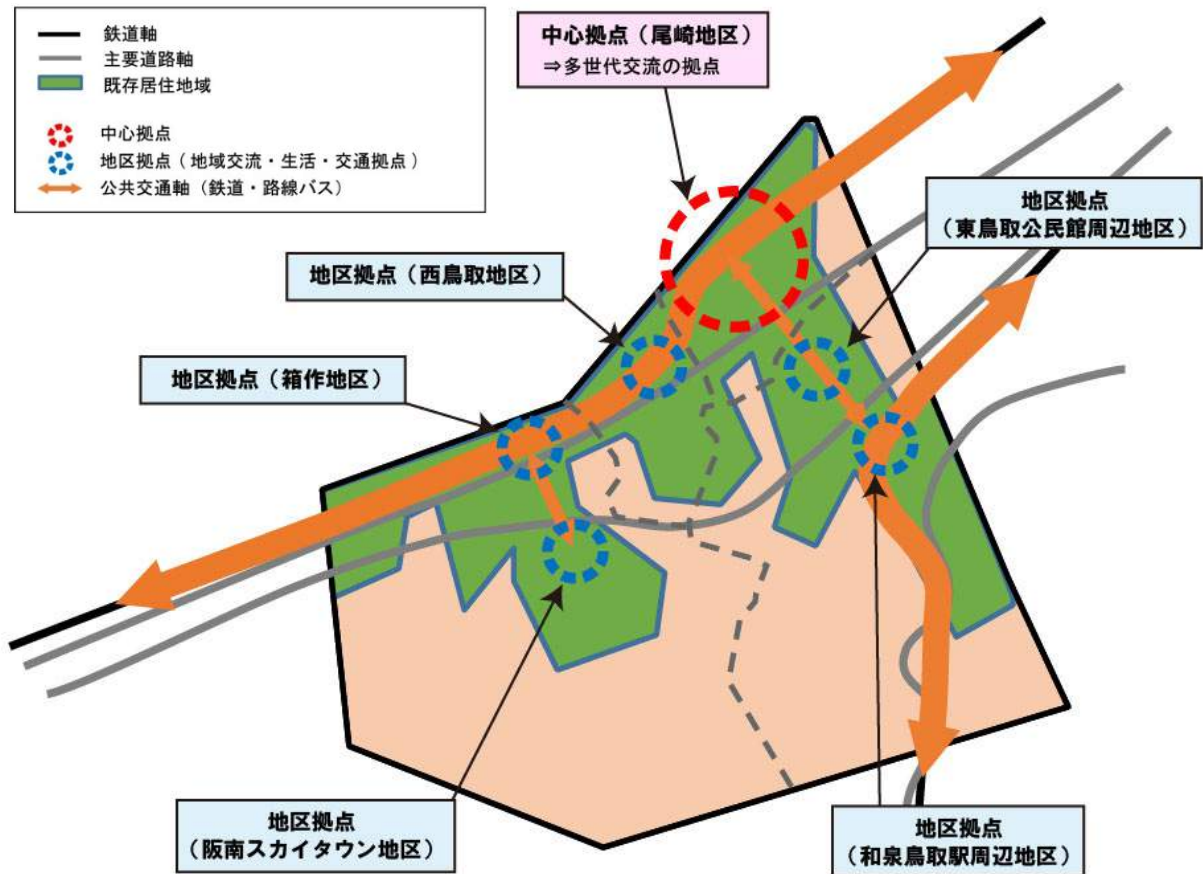


図 3-4 公共交通を軸とした将来のまちの骨格 (イメージ)

4 章. 誘導区域・誘導施設の設定

4.1 誘導区域の考え方

3.2 で整理をした立地適正化に向けての基本的な方向性に基づき、本計画では、尾崎駅を中心としたまちなかのエリアを「中心区域（都市再生特別措置法上の都市機能誘導区域）」に、公共交通を軸として、公共交通を利用し、歩いて暮らせる範囲のエリアを「居住促進区域（都市再生特別措置法上の居住誘導区域）」として設定します。

「中心区域」では、様々な都市機能を誘導する本市の中心拠点として子育て世代や高齢者層が交流する等、賑わいの創出や快適な生活を支える拠点の形成をめざします。

「居住促進区域」では、車での移動だけに頼ることなく、公共交通を含めた様々なモビリティを利用することで、高齢者を含め幅広い市民が歩いて生活しやすく、安全・快適に暮らすことができる環境形成をめざします。

なお、上記以外の区域は「一般居住区域」として、ゆとりある住まいづくり、自然と触れ合える生活等、郊外の特性を活かした特色ある魅力的な地域環境を形成します。










名称	イメージ
<p>○都市を支える機能が充実した 「中心区域」（都市機能誘導区域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な都市機能を誘導する本市の「中心拠点」として、子育て世代や高齢者が交流する等、賑わいの創出や本市での快適な生活を支える拠点を形成します。 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>多くの人が歩いていて活気があるね！</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>おしゃれなお店がたくさんあるね！</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>いろんな人たちと交流ができて楽しいね！</p>  </div> </div>
<p>○歩いて暮らせる 「居住促進区域」（居住誘導区域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性を確保し、高齢者を含め幅広い市民が安心して生活でき、車での移動に頼ることなく、安全・快適に暮らすことができる環境をめざします。 また、地域の活動の中心となる拠点を「地区拠点」として位置づけ、地域間の交流を促進します。 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>いろんな交通手段があって便利だね！</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>公共交通で通勤も簡単！</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>地域のつながりがあって、安心して子育てができるね！</p>  </div> </div>
<p>○「一般居住区域」</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、上記以外の区域についても、ゆとりある住まい、自然と触れ合える生活等、郊外の特性を活かした特色ある魅力的な地域環境を形成します。 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>これまで通りクルマを使って自由に暮らせるね！</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>地域の支え合いで移動できるね！</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>広々とした住まいに住めるね！</p>  </div> </div>

図 4-1 各区域のイメージ

なお、前述した中心区域（都市機能誘導区域）や居住促進区域（居住誘導区域）については、住宅や都市機能の誘導又は推進を図る区域であることから、次に示す災害リスクの高い区域や住宅の建築を制限している区域等を含めないこととします。

<誘導区域に含めない区域>

- 市街化調整区域
- 生産緑地地区
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
- 津波災害特別警戒区域
- 災害危険区域（上記以外）
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
- 津波災害危険区域
- 浸水想定区域
- 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域

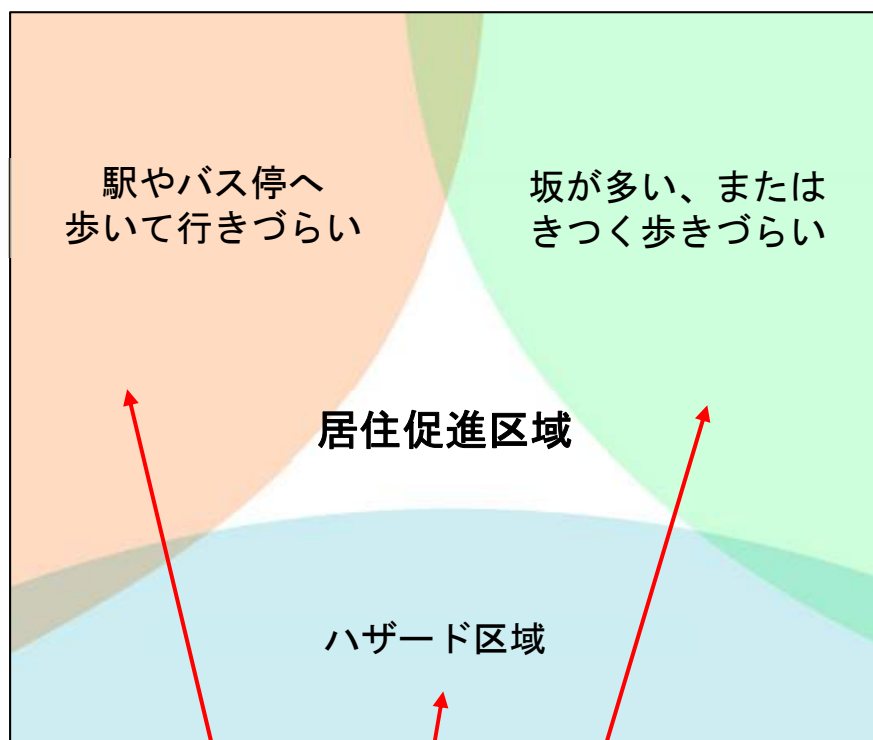
4.2 居住促進区域（居住誘導区域）

（1）区域の設定

① 区域設定の考え方

居住促進区域は、歩いて暮らせることを基本とします。そのため、居住促進区域は、「駅やバス停へ歩いて行けること」、「坂が少ない等、歩いて移動することが困難でないこと」、「災害リスクの高いハザード区域でないこと」を条件とします。

ただし、公共交通の充実により移動の課題が解消された場合等、居住促進区域は適宜見直しを行うことができます。



移動の課題が解消された場合等、居住促進区域は適宜見直しを行います。

図 4-2 居住促進区域の概念図

a) 駅やバス停が歩いて利用しやすい距離にあるかどうか

居住促進区域は、原則として、現在の鉄道網と路線バス網（コミュニティバスを除く）の沿線エリアとし、鉄道駅では駅勢圏 800m、路線バスのバス停勢圏 300mの範囲を基本とします。

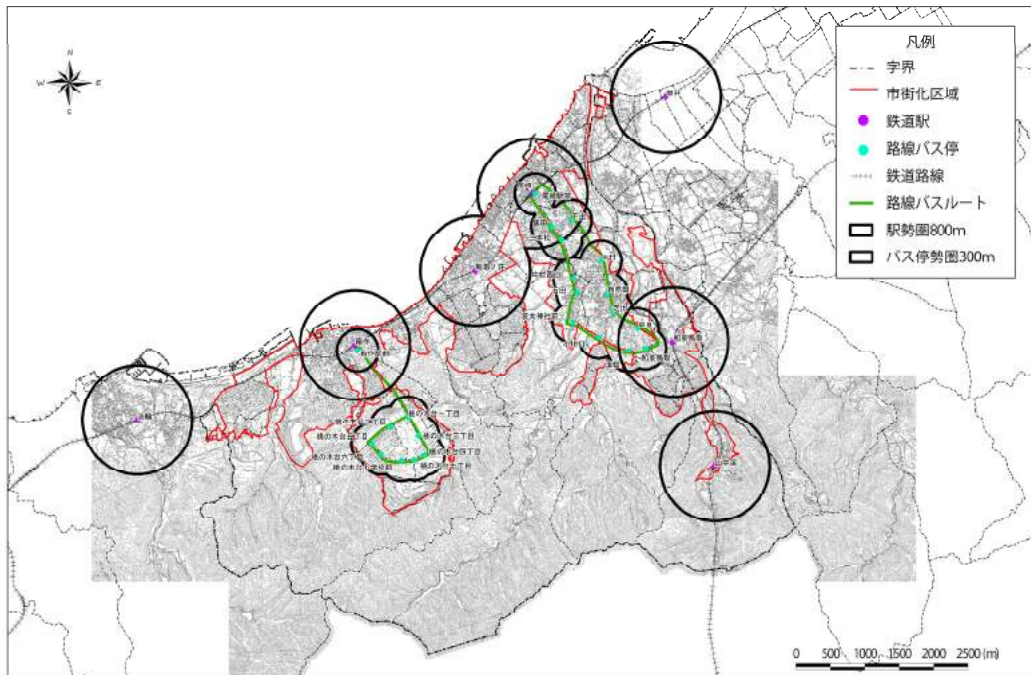


図 4-3 公共交通が利用できる地域

b) 平坦で歩きやすいかどうか

居住促進区域は、原則として、平坦ではなく、坂が多い範囲を除外し、「平坦ではなく坂が多い範囲」の基準は、平均傾斜度が8%を超える範囲とします。

なお、公共交通により移動手段が確保できる地域は、見直しを検討することとします。

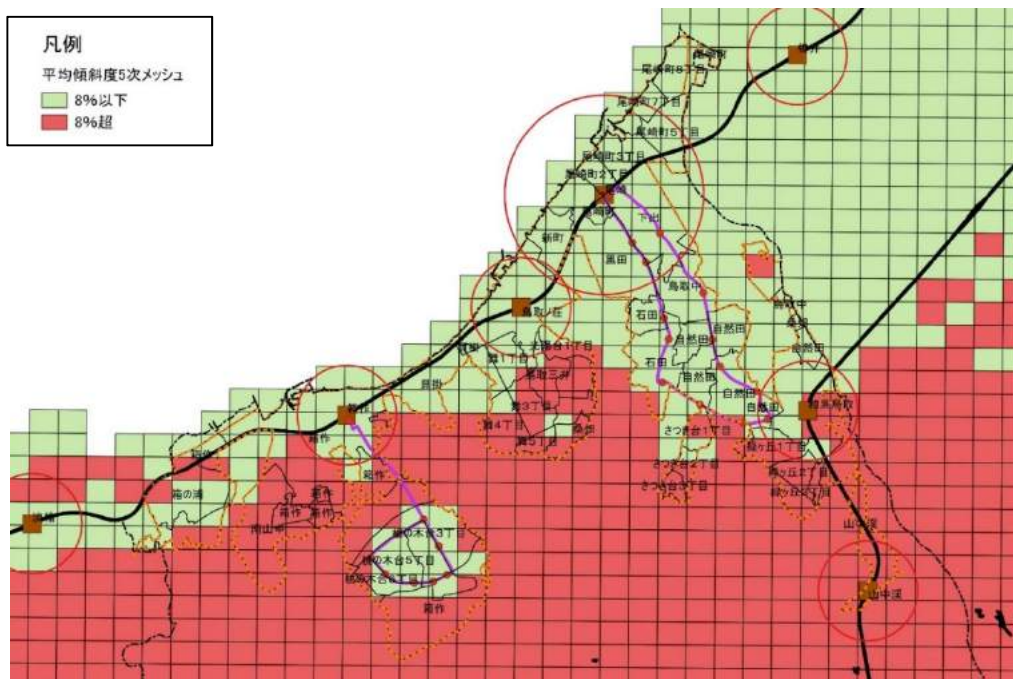


図 4-4 国土数値情報 5次メッシュ (250m) を用いた平均傾斜度 8% (約 1/12) による区分

c) ハザード区域の除外

居住促進区域は、国の指針により定められた災害区域を除外することとします。
 なお、国の指針により定められた災害区域とは、以下の表のとおりです。

表 4-1 災害区域の種類と国の指針

災害区域の種類	国の指針
<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域に含まない。
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） ・津波災害特別警戒区域 ・災害危険区域（上記以外） ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） ・津波災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。

* 赤字が、本市に設定されている災害区域。

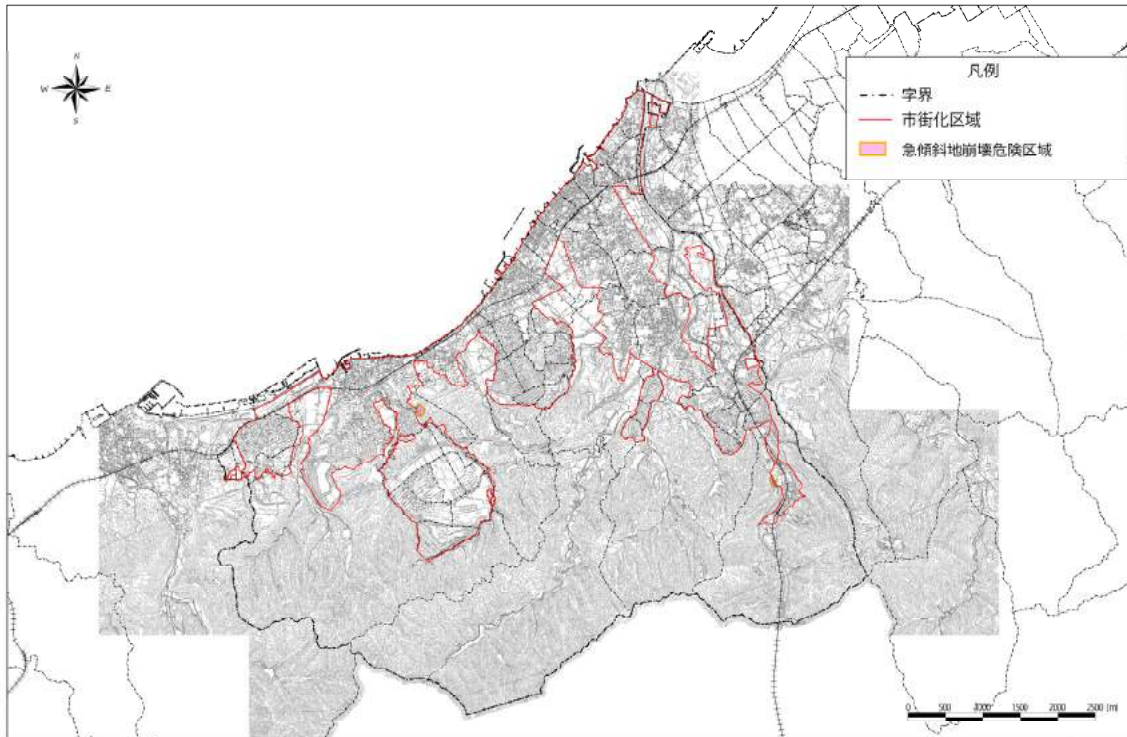


図 4-5 急傾斜地崩壊危険区域

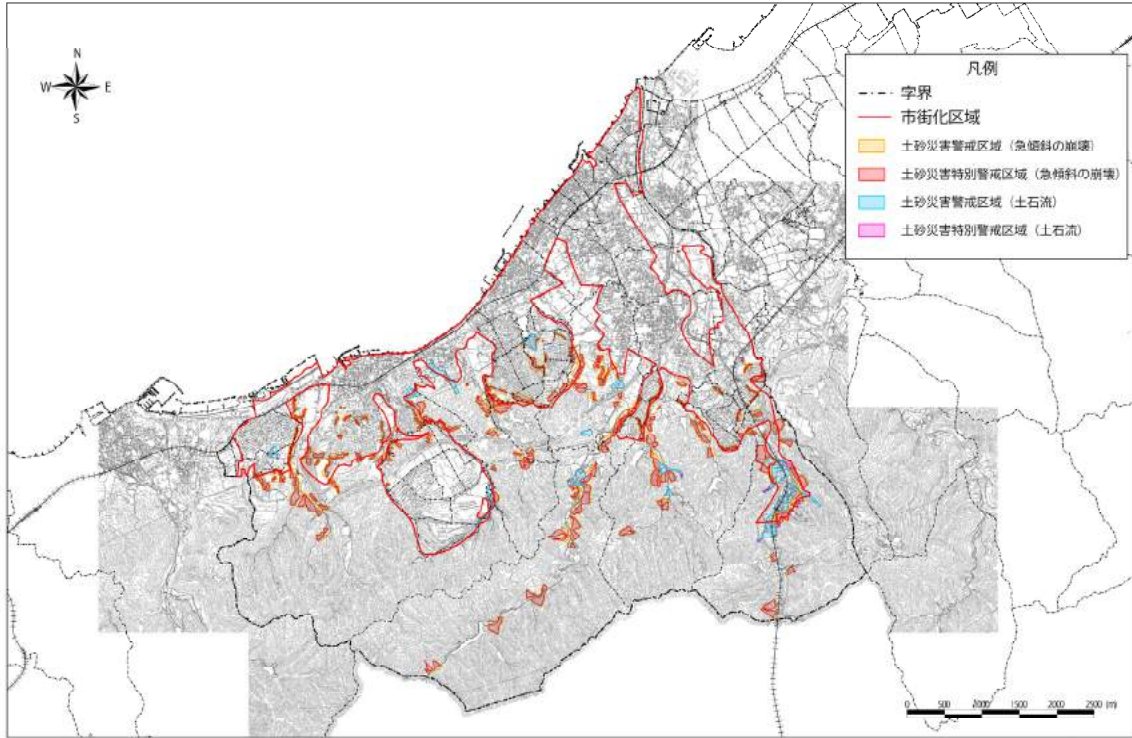


图 4-6 土砂災害警戒区域

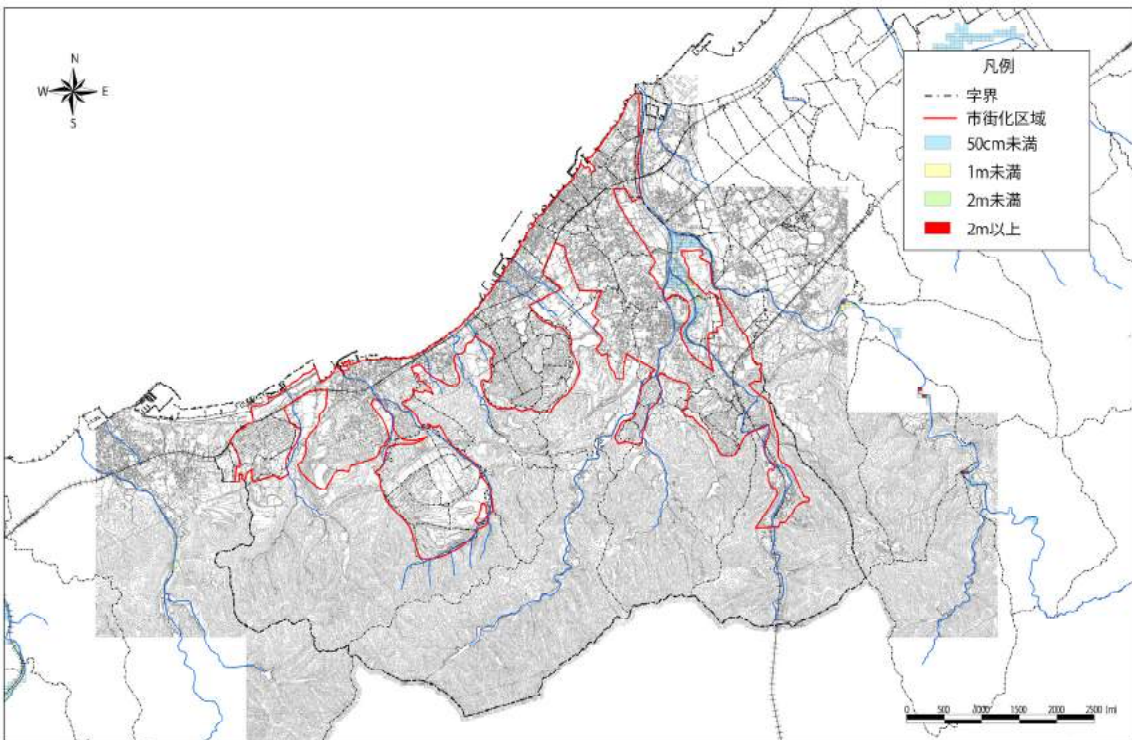


图 4-7 浸水想定区域 (洪水 1/100 確率降雨)

② 居住促進区域の設定

区域設定の考え方を踏まえ、本市の居住促進区域を以下のとおりに設定します。

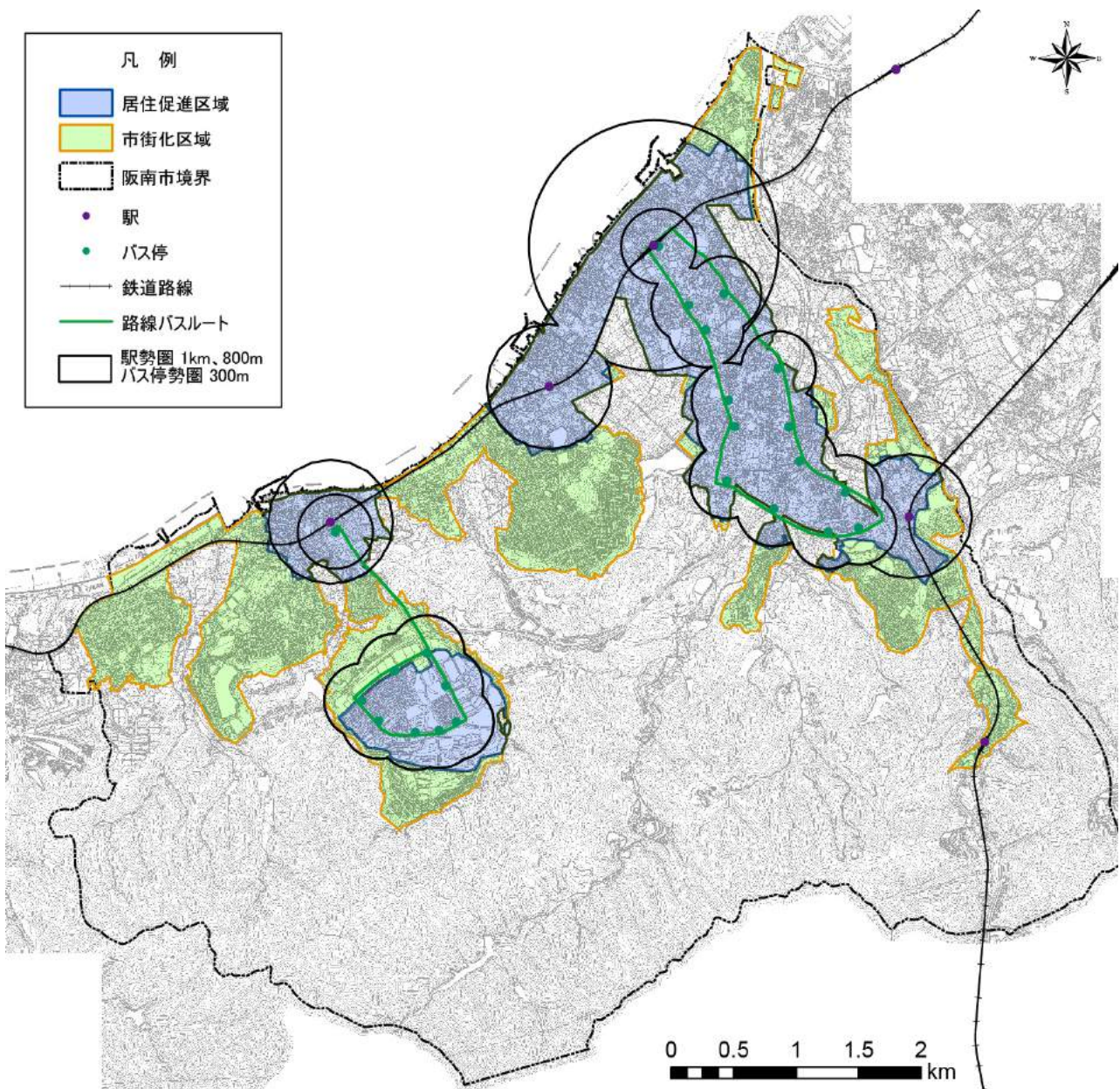


図 4-8 居住促進区域

4.3 中心区域（都市機能誘導区域）

(1) 中心区域の設定

① 設定方針

中心区域は、医療、福祉、商業等といった都市の機能を増進する施設が立地し、本市が都市として持続していくために必要な、中核的な拠点を形成するために定める区域です。

② 区域設定の考え方

医療、福祉、商業等の施設立地が充実しており、南海本線特急停車駅、路線バスの起終点機能をもつ尾崎駅から 800m 圏を、当該圏域内バスが時間あたり概ね 3 本以上停車するバス停留所から 300m 圏を加えた範囲を基準として、中心区域（都市機能誘導区域）を設定します。

上記圏域を基本とし、市街化区域界、用途地域界、地形地物で誘導区域界を設定します。なお、上記圏域外であっても、用途地域や地形地物の過半が中心区域内にある場合は、中心区域とします。

尾崎駅周辺は都市機能の実態が主に南海本線の南側にあることから、南海本線北側については近隣商業地域、第二種住居地域及びこれに接する公共用地に限定します。

③ 中心区域の設定

区域設定の考え方を踏まえ、本市の中心区域を以下の赤太線内のおり設定します。

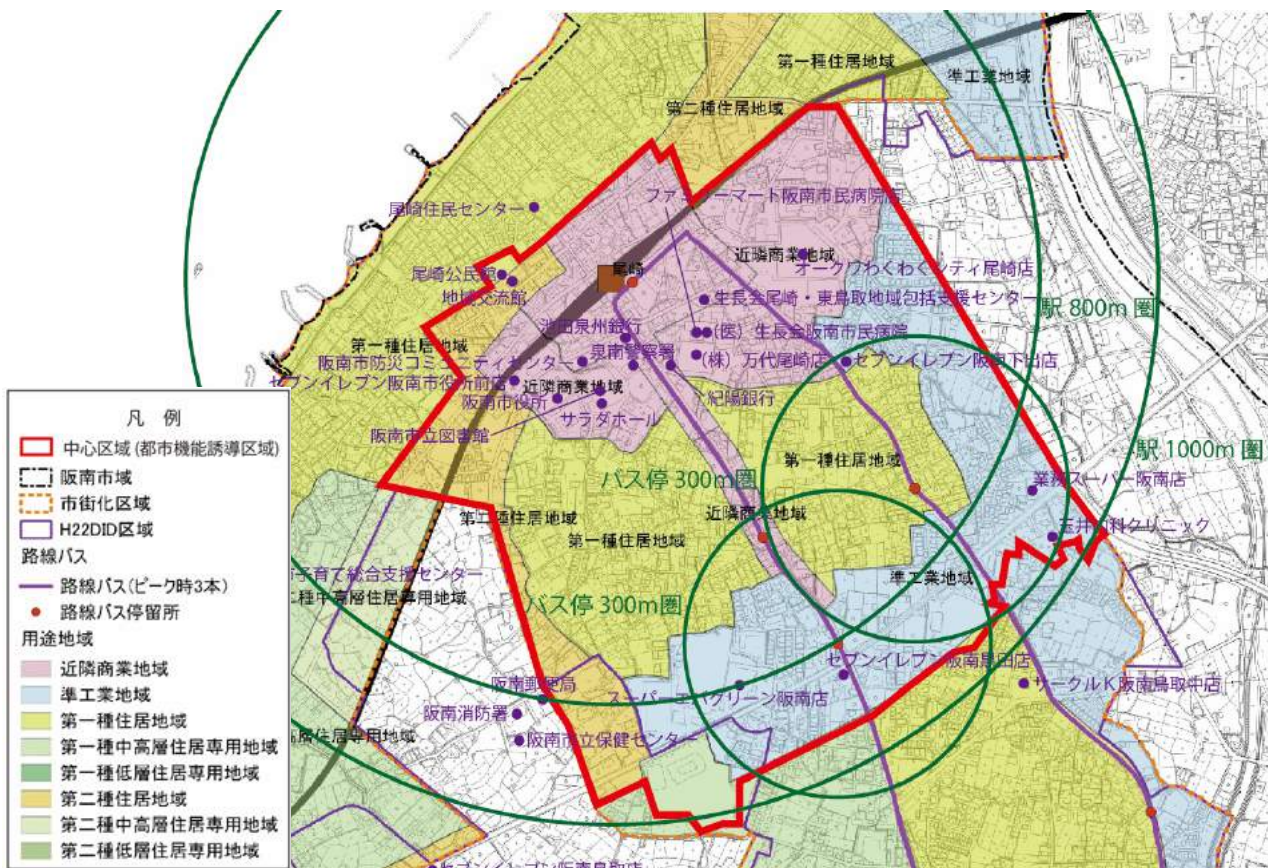


図 4-9 中心区域（尾崎駅周辺 都市機能誘導区域）

(2) 中心区域内に誘導する施設の設定（誘導施設の考え方と誘導施設の候補）

1) 誘導施設候補

① 誘導施設とは

誘導施設とは、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき「都市機能増進施設」を設定するもの（第8版 都市計画運用指針 平成30年3月 国土交通省）」であり、また「都市機能増進施設」とは、「医療施設、福祉施設、商業施設等その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市再生特別措置法第81条第1項）」をいいます。

② 本市にとって今後重要となる視点と誘導施設（例）

本市では、人口減少や少子高齢化の進展を踏まえ、本計画の主なターゲットを「子育て世代」と「高齢者層」に設定し、減少傾向にある子育て世代と増加傾向にある高齢者の両世代が交流し、支え合い、ともに暮らせるまちづくりを検討していきます。

誘導施設としては、下表のような都市機能や施設を、中心区域（都市機能誘導区域）に集積させることが考えられます。

その中でも、本市総合計画の理念である「協働・共助」、本計画のターゲットである子育て世代と高齢者が交流し、ともに暮らせる機能に加えて、増加していく高齢者の健康を増進する機能が特に重要と考えます。

表 4-2 今後重要となる視点と誘導施設（例）

今後の重要となる視点	重要となる機能	誘導施設（例）
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代の流入促進 ○高齢者増加への対応 ○子育て世代、高齢者層がともに暮らせるまちづくり 	○商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな買い物やショッピング等に対応した買物・飲食等ができる施設（例：大規模な商業施設） ・日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買物ができる施設（例：コンビニエンスストア、食品スーパー等の商業施設）
	○医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な医療サービスが受けられる施設（例：病床数20床以上の内科外科を有する病院） ・日常的な診療が受けられる施設（例：かかりつけ医による外来診療所）
	○介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・福祉について相談等ができる施設（例：地域包括支援センター） ・日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる施設（例：通所型の介護施設）
	○子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てについて相談等ができる施設（例：子育て支援センター） ・就学前の子どもに対する保育および教育等のサービスを受けることができる施設（例：幼稚園、保育所、認定こども園）
	○教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の教育施設（例：小学校、中学校） ・高等教育を受けることができる施設（例：高等学校、大学、専門学校） ・一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設（例：図書館、公民館、文化センター）
	○行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な行政施設（例：市役所）
	○交流・健康増進機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（例：地域交流センター） ・市民の健康増進を図る施設（例：スポーツ施設）

③ 誘導施設候補

表 4-2 今後重要となる視点と誘導施設（例）を踏まえ、本市の中心区域への誘導施設候補を以下のように設定します。

中心区域以外で誘導施設を整備する際には、届出義務が発生します。本市の状況を踏まえ、必ずしも中心区域に誘導する必要がない施設は、誘導施設には位置づけないこととします。

表 4-3 誘導施設候補

機能	施設	誘導施設候補	
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買回りができる施設（例：コンビニエンスストア、食品スーパー等の商業施設）	大型の施設	○
		小型の施設	×
医療	総合的な医療サービスが受けられる施設（例：病床数 20 床以上の病院）	○	
介護・福祉	日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる施設（例：通所型の介護施設）	×	
	健康・福祉について相談等ができる施設（例：地域包括支援センター）	×	
子育て	就学前の子どもに対する保育および教育等のサービスを受けることができる施設（例：幼稚園、保育所、認定こども園）	×	
	子育てについて相談等ができる施設（例：子育て支援センター）	×	
教育・文化	一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設（例：図書館、劇場その他これに類するもの）	○	
	日々の様々なコミュニティ活動を行うことができる施設（例：公民館）	×	
行政	主要な行政施設（例：市役所）	○	
交流・健康増進	多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（例：コミュニティ施設）	総合型の施設	○
		単体型の施設	×
	市民の健康増進を図る施設（例：スポーツ施設）	総合型の施設	○
		単体型の施設	×

○：誘導施設候補とする施設 ×：誘導施設に位置づけない施設

④ 現在の施設立地状況

表 4-3 誘導施設候補に設定した施設について、現在の立地状況を整理すると以下のとおりとなります。

大部分は既に整備されていますが、一部で整備されていない施設・機能もあります。また、一定整備されていても、少子高齢化等の本市の状況を踏まえると、今後、機能強化等が課題となるものもあります。

なお、「介護・福祉」「子育て」については、表 4-3 誘導施設候補で対象から除外しているため、下表には記載していません。

表 4-4 現状の施設立地状況

機能	誘導施設候補	施設数	施設の名称	備考
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買物ができる施設（大規模小売店舗（大店立地法届出店舗））	4	・業務スーパー ・オークワ ・万代 ・エバーグリーン	当施設については、一定整備されている。
医療	総合的な医療サービスが受けられる施設（病床数 20 床以上の病院）	2	・阪南市民病院 ・玉井整形外科 内科病院	当施設については、一定整備されている。
教育 ・文化	一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設（図書館、劇場その他これに類するもの）	2	・阪南市立図書館 ・阪南市立文化センター	当施設については、一定整備されている。
行政	主要な行政施設（市役所）	2	・阪南市役所 ・泉南警察署等	当施設については、一定整備されている。
交流・ 健康 増進	多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（総合型の施設） 市民の健康増進を図る施設（スポーツ施設）（総合型の施設）	3	・阪南市地域交流館 ・地域交流センター ・阪南市防災コミュニティセンター	当施設については、一定整備されているが、今後の少子高齢化等の問題を踏まえ、機能の強化が課題。

⑤ 誘導施設の設定

先の考え方を踏まえ、誘導施設を以下の様に設定します。

表 4-5 本市の誘導施設

分野	誘導施設		方針
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買物ができる施設	大規模小売店舗	・既に一定整備されており、今後施設を適切に維持する。
医療	総合的な医療サービスが受けられる施設	病院	・既に一定整備されており、今後施設を適切に維持する。
教育・文化	一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設	図書館	・既に整備されており、今後施設を適切に維持する。
		劇場その他これに類するもの	・既に整備されており、今後施設を適切に維持する。
行政	主要な行政施設	市役所等	・市域全域を施設利用の対象とする等、中枢的な機能を有する施設は必要に応じて誘導する。
交流・健康増進	多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（総合型の施設）	総合型の施設	・少子高齢化等の問題を踏まえ、機能の強化、施設の刷新、誘導を図る。
	市民の健康増進を図る施設（スポーツ施設）（総合型の施設）		

⑥ 届出対象施設

誘導施設に設定された施設は、今後、中心区域外に新たに整備する場合は、届出が必要となります。設定した誘導施設を踏まえ、届出が必要となる施設を、下表のとおり定めます。

表 4-6 届出対象施設

分野	届出対象施設		説明
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買物ができる施設	大規模小売店舗	・大規模小売店舗立地法第2条及び第3条、大規模小売店舗立地法施行令第2条に規定する物販店舗
医療	総合的な医療サービスが受けられる施設	病院	・医療法第1条の5に規定する病院
教育・文化	一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設	図書館	・図書館法第2条第1項に定める図書館
		劇場その他これに類するもの	・建築基準法別表2（へ）項第3号に定めるもの
行政	主要な行政施設	市役所等	・市域全体を施設利用の対象とする等、中枢的機能を有する施設
交流・健康増進	多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（総合型の施設）	総合型の施設	・市民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設のうち、市民が利用できる多目的ホール、集会場等の複数の機能を備える施設
	市民の健康増進を図る施設（スポーツ施設）（総合型の施設）		

5 章. 誘導施策の検討及び目標値の設定

本計画がめざす「歩いて暮らし 多世代が交流するコンパクトシティ」の実現に向けては、基本方針でも掲げている都市機能や居住の誘導、拠点間を移動する公共交通ネットワークの活性化による交流の増進に向けた取組を進めていく必要があります。

一方で、それぞれ単体の施策を実施するだけではめざすべき社会の実現は難しく、このような取組を実施していく上では長期的かつ継続的な視点が不可欠です。

しかし、行政主導の取組だけでは限界があり、また市民の主体性を損なうことから、地域の担い手であるコミュニティ自身が主体となった取組を増やす等、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを推進していくことで、持続的な取組の実現を検討していきます。

以上の考え方を踏まえ、本計画における誘導施策・目標値を設定します。

5.1 誘導施策の検討

誘導施策については、誘導区域として設定した「中心区域」及び「居住促進区域」の各拠点での生活サービスや地域コミュニティの充実を図るため、「中心区域（まちなか）のための施策」、「地区拠点への居住促進のための施策」、「公共交通利用促進のための施策」について、それぞれの施策を検討します。

（1）都市機能誘導のための施策

● 多世代交流の推進

- ・ 中心区域の公共スペース等で、子育て世代と高齢者層を中心とした多世代が交流する事で賑わいを生み、健康になれるまちをめざすため、市民とともに取り組みます。
- ・ 子育てを支援するため、こどもの預かりの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動について考えます。



出典：平成 27 年 10 月阪南市総合戦略
図 5-1 公共施設（小学校跡地）の転用利活用



出典：平成 27 年 3 月阪南市生涯学習推進計画
図 5-2 学校施設開放の利用

● 安全・安心な歩行空間の整備

- ・ 歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、社会資本整備総合交付金の活用や、道路空間の再配分を含む歩道の設置・拡幅や段差の解消等、歩行者が安心して移動できる空間整備を検討します。



図 5-3 現在の尾崎駅前の歩道空間

● 既存ストック（公的不動産を含む）の有効活用

- ・誘導施設整備の際には、本市が有する公的不動産の有効活用を検討します。
- ・また、施設整備だけではなく、都市のオープンスペースとして地域住民が自由に活用を図ることを支援する等、賑わいを創出する空間としての有効活用を検討します。
- ・活用を検討する手法として、エリアマネジメントによる民間主体のまちづくり活動や、エリアリノベーションの考え方を踏まえたまちづくり活動を、市民や民間企業と連携し、進めます。



図 5-4 尾崎駅周辺の未利用地の状況



図 5-5 尾崎駅周辺
(空撮：平成 29 年 12 月撮影)

● 学術機関との連携・協力

- ・賑わいや魅力の創出に向け、学術機関である大学等との連携・協力により、若年層の流入を取り込みつつ、官学連携によるまちづくりを進めます。

● 空き店舗の活用

- ・商業の振興や賑わいの創出を図るため、空き店舗活用事業補助金制度の活用等により、空き店舗の活用に取り組みます。



図 5-6 尾崎駅周辺整備イメージ

● 地産地消の推進等

- ・地産地消の推進等による交流の促進や地域活性化等を図るため、各拠点での地場産物の消費促進と地産地消による生活サービスの充実を図ることができる仕組みを市民とともに考えます。



図 5-7 阪南市小学校食育授業の風景

(2) 居住促進のための施策

● 空き家・空き地利活用

- ・空き家再生等推進事業等の活用により、空き家を利用した用途の転換や、空き家の除却によるコミュニティスペースの創出等を検討します。
- ・居住促進区域内の定住促進に向けて、空き家等を活用した定住促進を支援します。

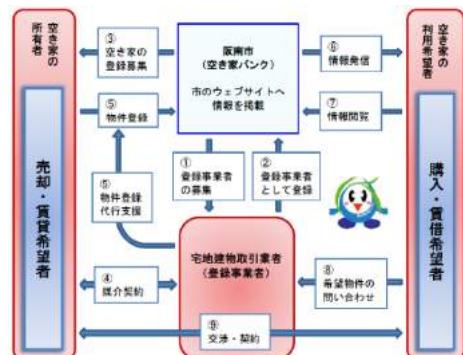
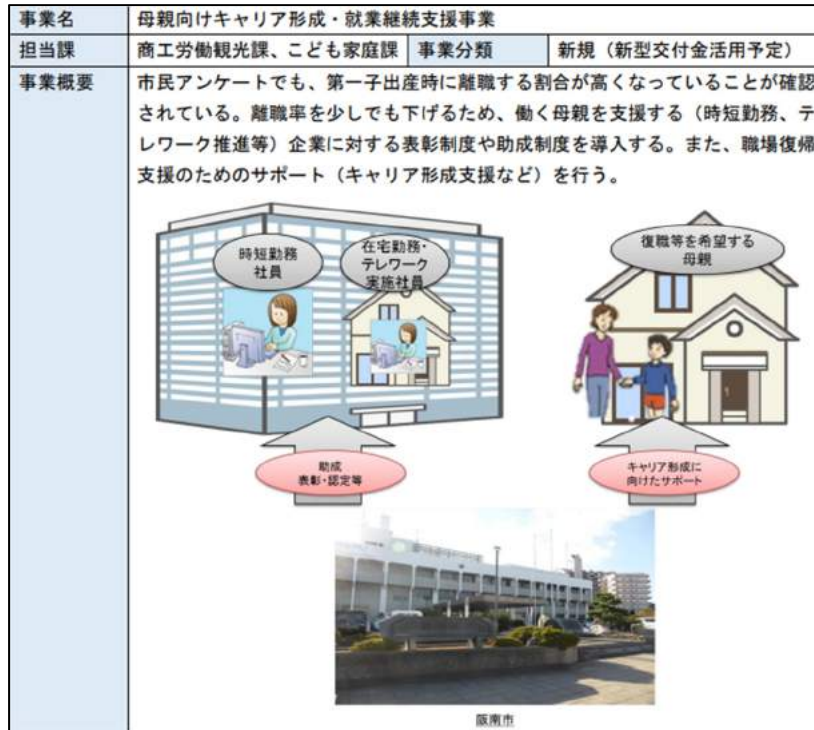


図 5-8 阪南市空き家バンク フロー

● 市内で働ける場の確保

- ・「都市構造の評価」に基づく地域経済の弱さ、指標による評価に基づく労働人口増加率の弱さを補い、働く親を支援する機能の誘導について、公的不動産に多機能な利用性を持たせる等、民間企業や市民とともに考えます。



出典：阪南市総合戦略アクションプラン

図 5-9 母親向けキャリア形成・就業継続支援事業

● 生涯学習や社会教育を通じた多世代交流の促進

- ・市民が持つ専門的な知識や技能の活用により、子育て世代や高齢者層といった多世代交流の促進を図るため、各地区拠点におけるコミュニティ施設等を活用した生涯学習や社会教育等の活動に、市民とともに取り組みます。



図 5-10 桃の木台まちづくりトークイベント

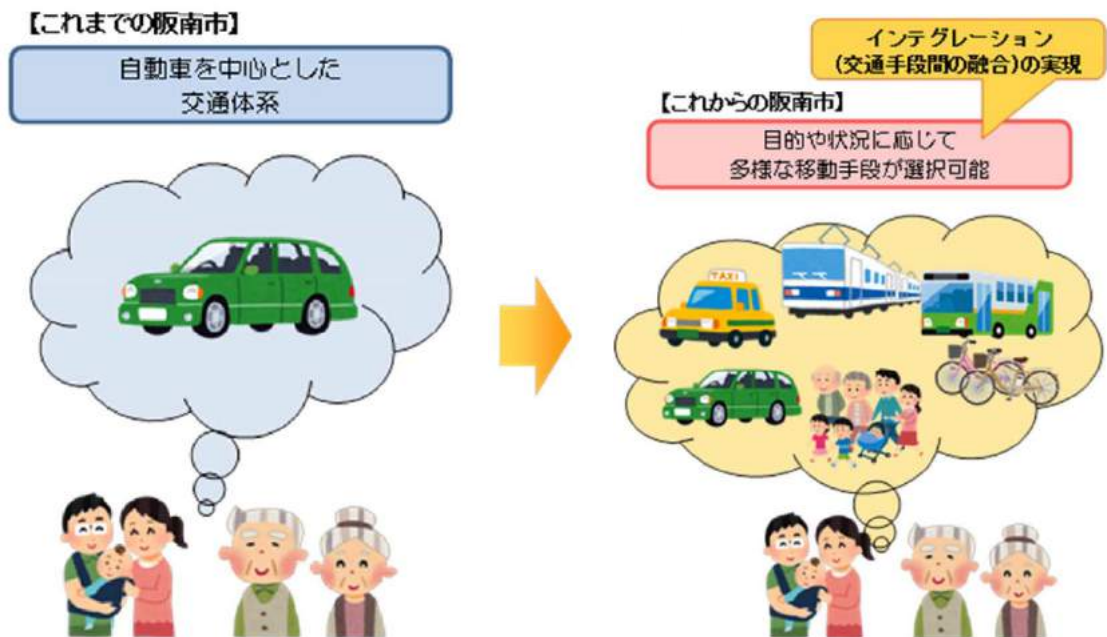


図 5-11 山中溪地域まちづくり寄合会風景

(3) 公共交通利用促進のための施策

● 公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現

- ・本市における将来のまちづくりの実現に向けて、これまでの自動車中心の移動手段から、公共交通と自動車交通の融合を推進することで、目的や状況に応じて多様な移動手段が選択できる交通体系の構築をめざします。
- ・シームレスな交通体系を構築することで、異なる交通モード間の乗継抵抗の軽減が図られるため、利用しやすい公共交通サービスにより、まちに誘い出され、歩くことで元気に暮らすことができるまちづくりを推進します。これにより、徒歩による移動機会の増加やまちの賑わいの創出が期待できます。
- ・住み慣れた地域で安心して生活が続けられ、公共交通により移動できるまちづくりを推進します。



出典：阪南市公共交通基本計画

図 5-12 公共交通と自動車交通のインテグレーションの考え方

● 公共交通基本計画に掲げた施策の実現

- ・本市の公共交通の利用促進を図り、まちの賑わいの創出に貢献するため、阪南市公共交通基本計画に掲げた次の取組の方向性に基づき、取組を進めます。

表 5-1 公共交通基本計画に掲げた施策例

取組の方向性	施策例
交通結節点の整備による 機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ○交通結節点における乗継利便性の向上に係る検討 ○交通結節点における公共交通情報提供の拡充に関する検討 ○尾崎駅の交通結節点機能向上に関する検討
公共交通ネットワーク 改善による地域公共交通 システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な公共交通ネットワーク構築に向けた検討 ○鉄道駅周辺道路や都市計画道路の整備推進 ○地域主体による新たな交通システム導入に向けた取組支援の検討
公共交通の利用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○バス停近隣施設等を活用したバス待合環境の整備検討 ○公共交通に関する情報提供の実施検討 ○利用しやすい環境整備の検討
公共交通による 外出機会の増加	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な世代間での公共交通利用による外出促進の検討 ○商業施設等との連携による特典等の検討 ○高齢者の外出機会促進に向けた公共交通利用支援の検討 ○公共交通利用促進に向けた啓発・周知活動の実施検討 ○地域とともに守り育てる公共交通の仕組みづくりの検討

(4) 施策の一覧

下表に示す施策は本計画と関連性が高い主な施策を記載しましたが、計画の推進に当たっては各分野の個別計画と連携し、一体的な施策を展開します。

表 5-2 施策一覧

施策 カテゴリー	区域等	施策				
		アクションプラン	事務事業			
1	都市機能誘導のための施策	中心	地域包括支援センター事業	地域包括支援センターにて各関係機関とのネットワークを通じた高齢者の地域生活を支援。	病院運営管理事業	泉州南部地域の中核病院として将来にわたり安定的かつ継続的に良質な医療提供を図るため、指定管理者と連携。
2	都市機能誘導のための施策	中心			本のリサイクル関連事業	図書館の除籍本リサイクルを市民協働で、有償売却により、利益は公共の福祉へ
3	都市機能誘導のための施策	中心	(仮称)防災交流等拠点施設整備・運営事業	大規模災害時の防災拠点。平時は防災啓発、健康づくり等。	防災交流センター運営事業	防災講座や健康体操。災害時は災害対策本部、避難所機能。
4	都市機能誘導のための施策	中心		交流施設を活用した地域の健康づくり拠点整備事業	利便性の高い立地の健康拠点において、健康づくり、市民交流を促進する。	市民公益活動、地域福祉活動、生涯学習活動の支援及び相互連携の拠点機能。指定管理者による運営。
5	都市機能誘導のための施策	中心			文化交流館管理運営事業	指定管理者により、市民の文化活動の場の提供、各種文化振興に関する事業企画、実施
6	都市機能誘導のための施策	中心			文化交流拠点施設を活用した地域の健康づくり拠点整備事業	健康相談窓口の設置。中心市街地の立地を活かした健康づくり事業
7	都市機能誘導のための施策	中心	子育て総合支援センター事業	子育てサークルや地域の子育て支援者の育成を目的に社協と連携。	子育て総合支援センター	子育てサークルや地域の子育て支援者の育成を目的に社協と連携。
8	都市機能誘導のための施策	中心	尾崎駅前地区整備計画	中心の活性化を図るため、交通基盤整備、歩行空間確保、商業等の事業展開。	尾崎駅前地区整備計画	鉄道事業者との協議を進め、駅前の整備について協議する。
31	都市機能誘導のための施策 居住促進のための施策	全域	統合後の小学校跡地を活用した健康推進事業 公有財産活用推進事業	小学校跡地をリノベーションし、市民が出かける事により健康になる拠点づくり 公有財産調整会議等により決定された利活用方針に基づく公有財産の利活用	小中学校整備統合整備事業	より良い教育環境を提供するため、整理統合により、適正規模化を図る。
9	居住促進のための施策	中心 地区拠点	漁業振興対策事業	朝市等のイベント開催。地元魚介類の販売促進	漁業振興対策事業	朝市等のイベント開催。地元魚介類の販売促進
10	居住促進のための施策	中心 地区拠点	空き店舗活用事業	空き店舗を活用する事業者に補助及び制度のPRを行う		
11	居住促進のための施策	居住促進			空き家対策事業	適切な維持管理、有効利用
12	居住促進のための施策	中心 地区拠点	地産地消推進事業	収益性の高い農業、漁業の振興に向け、ブランド化やPR強化し、積極的な地域内消費を推進する。		
13	居住促進のための施策	居住促進	定住支援促進事業	DIY講座等や、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを進める。	移住定住促進事業	民間との連携のもと、特に子育て世代に向け、認知度向上を図る。
14	居住促進のための施策	地区拠点	公民館運営事業	地域の学習が集う拠点として地域のつながりの場として、市民ニーズを把握し、講座やイベントを実施。	西鳥取公民館運営事業	子育て支援、障がい者理解、和太鼓普及等講座、イベント等、当公民館の特性を活かした地域ニーズを取り入れた事業を実施。
15	居住促進のための施策	地区拠点	母親向けキャリア形成・就業継続支援事業	子育てと仕事を両立したい母親をサポートする為、母子支援制度を運用する企業への助成等、企業等と支援事業を連携して導入する。		
16	居住促進のための施策	地区拠点	公民館運営事業	地域の学習が集う拠点として地域のつながりの場として、市民ニーズを把握し、講座やイベントを実施。	東鳥取公民館運営事業	日本語指導、パソコン指導等、当公民館の特性を活かした地域ニーズを取り入れた事業を実施。
17	居住促進のための施策	地区拠点	生涯学習推進事業	様々な分野の人材バンク「100人のカルチャー」のカルチャーや職員出前講座等を行う。	生涯学習推進事業	様々な分野の人材バンク「100人のカルチャー」のカルチャーや職員出前講座等を行う。
18	健康のための施策	全域	はんなり健康マイレージ事業	健康づくりに関する取組参加でのポイント付与、記念品交換による健康づくり参加のきっかけづくり。	健康マイレージ事業	健康づくりや生きがいづくり等への取組みによるポイント付与
19	居住促進のための施策	全域	包括ケアシステムの構築	住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう、その支援が体系的に提供されるシステムの構築を実現する。	地域支援事業	地域包括支援センターにて各関係機関とのネットワークを通じた高齢者の地域生活を支援。
20	居住促進のための施策	中心 地区拠点	農業・漁業青年就業支援事業	農協・漁協や既存事業者、地元金融機関との連携により、若年就労者向け、一貫した支援を行うとともに、就業者間のネットワーク等、新規就業者へのサポートに協働で取り組む		
21	居住促進のための施策	全域	都市農業及び農空間保全事業(遊休農地解消)	農業者による協議会等プラットフォームづくり等の組織化の支援及び推進により、担い手の農地集積及び遊休農地解消を図る。		
22	居住促進のための施策	調整区域			府立自然公園維持管理事業	府立阪南・岬自然公園へのハイキングコース維持管理
23	居住促進のための施策	全域	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成の充実強化及び未結成自治会への自主防災組織結成支援。	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成の充実強化及び未結成自治会への自主防災組織結成支援
24	居住促進のための施策	調整区域			老人福祉センター事業	60歳以上の市民に対し、レクリエーション等、居場所づくりや生きがいづくり等の場の提供
25	居住促進のための施策	全域			老人福祉事業	老人クラブ活動推進として補助金を交付。これまでの経験を活かした生きがいと健康づくり、多様な社会活動。
26	健康のための施策	中心 地区拠点			健康マスター事業	地域の実情や特性に応じた企画を運営する市民健康マスターの活動推進。
27	居住促進のための施策	全域			保育所運営事業	津波などの災害に対しての避難訓練を地域と連携して実施。
28	居住促進のための施策	中心 地区拠点	幼稚園体験入園事業	NPOや民生委員等と連携して、こどもを通じて保護者同士が繋がる場としての活動。	幼稚園体験入園事業	NPOや民生委員等と連携して、こどもを通じて保護者同士が繋がる場としての活動。
29	居住促進のための施策	全域	体験等を通じた特色ある教育推進事業	地域資源などを活かした、多種多様な教育活動を実施し、様々な体験を通して児童・生徒が市の自然、歴史、産業を学ぶ	地域教育協議会補助事業	市内5中学校区の地域教育協議会の情報交流会の開催、各協議会の活性化。
30	居住促進のための施策	全域	幼稚園運営事業	園児減少や就園率低下に対し、整理統合計画に基づき効率的効果的に安全安心な運営を行う。	幼稚園運営事業	園児減少や就園率低下に対し、整理統合計画に基づき効率的効果的に安全安心な運営を行う。
31	公共交通利用促進のための施策	全域	コミュニティバスをもっと便利に！事業	コミュニティバスのIC化、利用者数把握、アンケート実施によるルート・ダイヤの見直し	コミュニティバス運行補助事業	交通バスの利便性向上、利用促進のため、利用しやすい環境づくりを検討する。
32	公共交通利用促進のための施策	全域	阪南市総合交通輸送システムの構築	交流バス利便性向上、交通結節機能強化、バリアフリー化等による公共交通をしやすい環境づくり	阪南市公共交通基本計画に基づく事業	事業の実施に向け、道路運送法に基づく法定協議会を設置するための協議調整を図るとともに、市民の公共交通に関する意識醸成を図るため、地域住民を対象とした公共交通に係る勉強会を実施する。

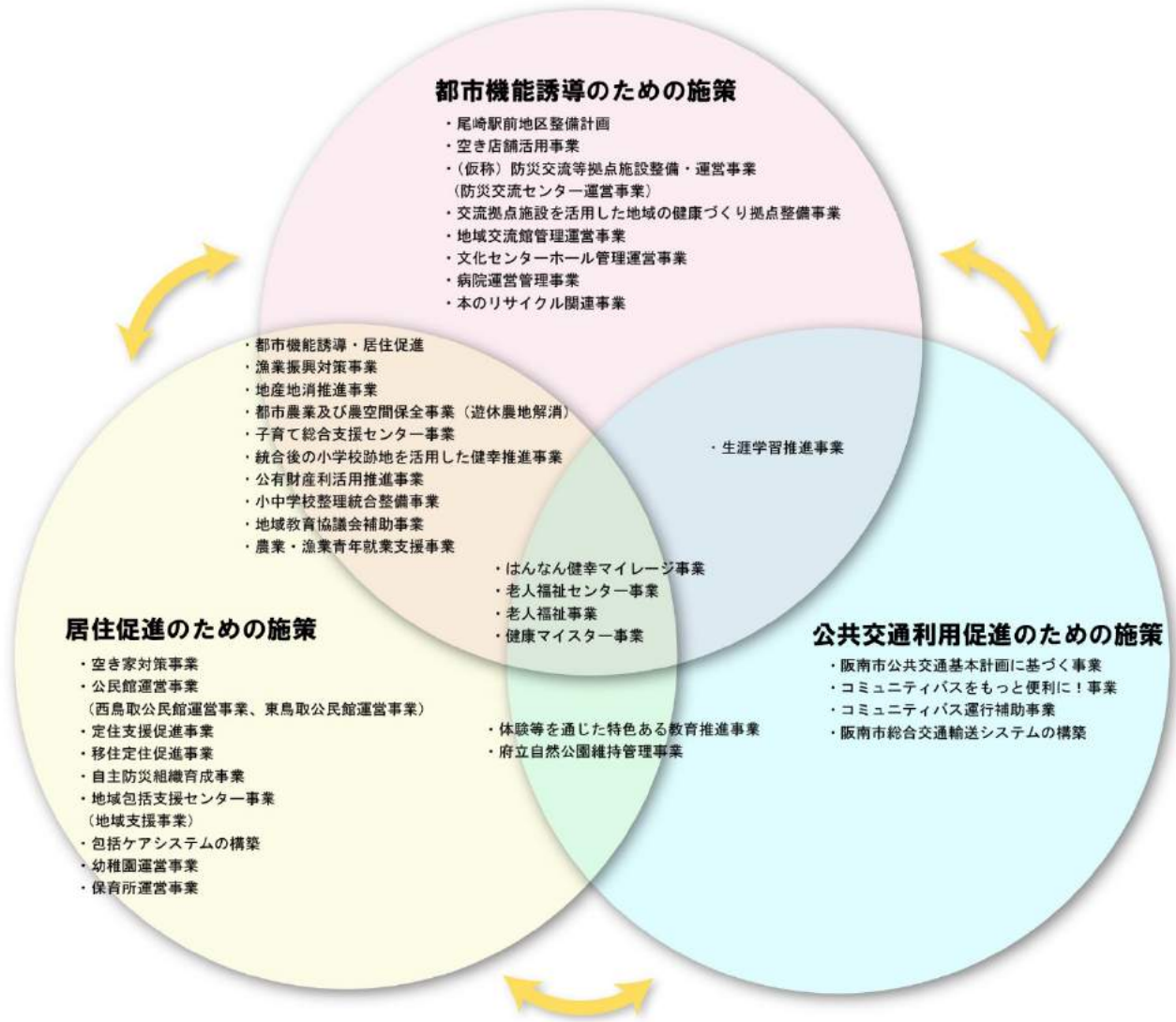


図 5-13 施策体系図

(5) 計画の推進に向けて

● PDCAサイクルの適用

- ・本計画の実現に向けては、計画の進捗を定期的に評価し、社会経済情勢や上位関連計画の見直し等を踏まえ、適宜見直しを行う必要があります。
- ・見直しにあたっては、概ね5年に1度実施される都市計画基礎調査等の調査と連動し、定期的かつ効率的に実施するとともに、その結果を市民に公表することで、都市構造の変化とその効果を官民で共有し、市民や企業の主体的な参画のもと、取組の推進を図っていきます。

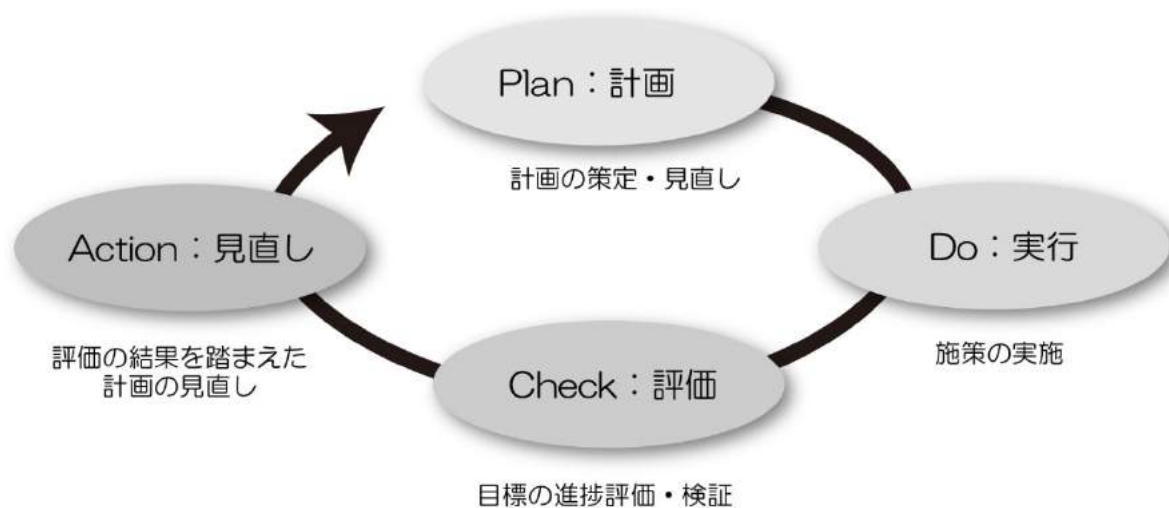


図 5-14 計画の進行管理のイメージ

5.2 目標値の設定

本計画では、将来像の実現に向けた進捗管理を行うため、評価指標を設定するとともに、その目標値を設定します。

(1) 都市機能誘導に対応する目標値

評価指標 中心拠点周辺の歩行者数

市民が出かけて「健康」になること、または人の交流のための機能充実を目的に整備された拠点施設の整備効果を把握するため、中心拠点（尾崎駅前）周辺の歩行者数を評価指標とし、その維持をめざします。

表 5-3 都市機能誘導に対応する目標値

評価指標名	現況値	目標値(2040年)	備考
中心拠点（尾崎駅前）周辺の歩行者数	平成 29 年 3 月測定 < 駅南断面 > 平日 2,162 人 休日 3,627 人 < 駅東断面 > 平日 1,527 人 休日 3,257 人	現況値	



図 5-15 測定地点

(2) 居住促進に対応する目標値

評価指標 居住促進区域内の人口密度

総人口が減少する将来においても、集まって暮らし、相互に支え合うことにより生活サービスやコミュニティを維持していくため、居住促進区域内の人口密度を評価指標とし、その維持をめざします。

表 5-4 居住促進に対応する目標値

評価指標名	現況値	目標値(2040年)	備考
居住促進区域内の人口密度	54.4 人/ha	現況値	

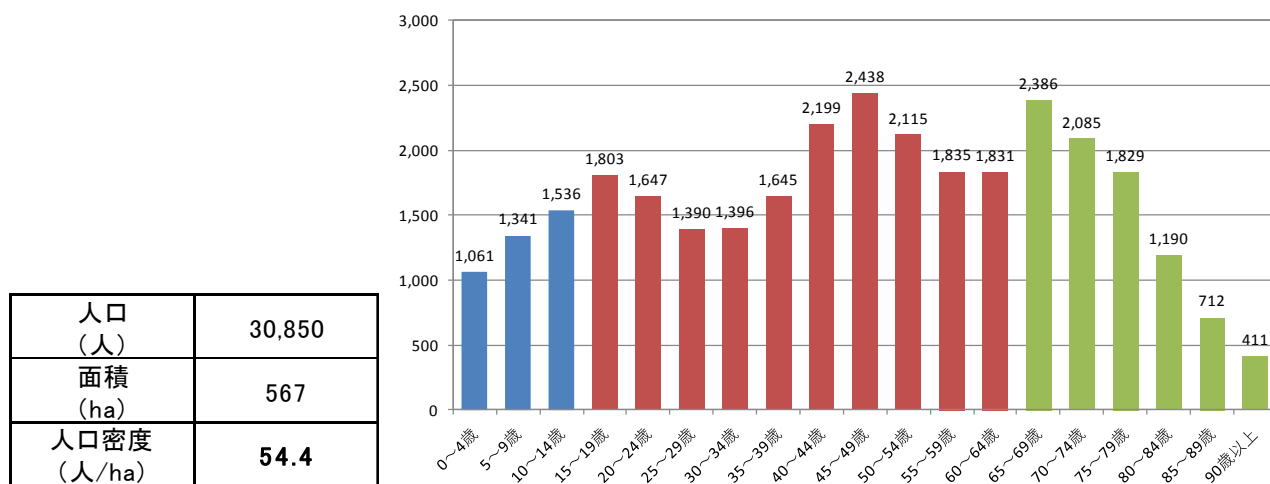


図 5-16 居住促進区域内の5歳階級別人口分布

(3) 公共交通ネットワークの確保に対応する目標値

評価指標 公共交通の機関分担率

自動車に依存することなく公共交通を利用する市民の交通行動を反映する指標として、公共交通の機関分担率を評価指標とし、その維持をめざします。

表 5-5 公共交通ネットワークの確保に対応する目標値

評価指標名	現況値	目標値(2040年)	備考
主な外出先への交通手段のうち公共交通が占める割合	平日 26% 休日 18%	現況値	阪南市公共交通基本計画の評価指標

※ 現況値は、阪南市公共交通基本計画のアンケート調査結果に基づく

5.3 目標値の達成に向けて

人口減少下でも多世代交流や賑わいの創出をめざすため、5.2 目標値の設定の達成に向けて、5.1 誘導施策の検討に記載した施策に取り組むとともに、目標値に近づいているか、定期的に確認を行います。

- ・ 5.2 (1) 都市機能誘導に対応する目標値については、5.1 (1) で施策として位置付けた公共スペースの活用、安全・安心な歩行空間の整備等に市民協働や産官学連携で取り組み、市民が主役となった活気あるまちづくりを進めることにより、中心拠点（尾崎駅前）周辺における歩行者数の維持に繋がっているかを評価し、その結果を踏まえて適宜見直しを行います。
- ・ 5.2 (2) 居住促進に対応する目標値については、5.1 (2) で施策として位置づけた空き家・空き地の利活用や市内で働ける場の確保等に関する市民協働や産官学連携の取組により、人口減少下においても居住促進区域内で生産年齢人口の居住を促進することで市域全体の年齢階層別人口のバランスを保つ事により、居住促進区域内の人口密度維持に繋がっているかを評価し、その結果を踏まえて適宜見直しを行います。
- ・ 5.2 (3) 公共交通ネットワークの確保に対応する目標値については、5.1 (3) で施策として位置づけた公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現に向け、別途策定した阪南市公共交通基本計画に掲げた取組の方向性に沿って、過度な自動車交通に依存しない徒歩と公共交通利用とが連携した歩いて暮らせるまちづくりを進めることにより、公共交通の機関分担率維持に繋がっているかを評価し、その結果を踏まえて適宜見直しを行います。

(両面印刷調整用白紙)

参考資料：各拠点の現状

1) 中心拠点（尾崎駅周辺）

＜人口＞

尾崎地区の人口（平成26年（2014年）で7,238人）は、平成元年（1998年）をピークに減少傾向にあり（住民基本台帳より）、将来的にも人口減少、少子高齢化が進行すると推計されています（阪南市人口ビジョン（出生目標および移動目標達成時）参考）。

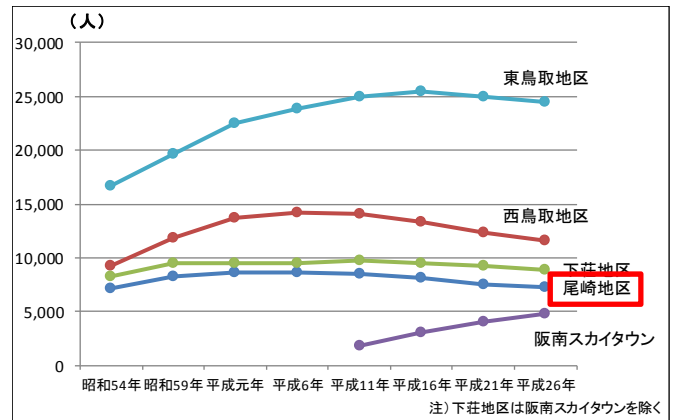
＜交通＞

市内交通の拠点として、尾崎駅（特急停車駅）が位置します。また、尾崎駅から東鳥取地区方面に向けて路線バスが運行しています。

＜主な既存施設＞

以下のような施設が位置します。

- 商業：コンビニエンスストア、スーパーマーケット、大型商業施設
- 医療：阪南市民病院、内科、歯科
- 介護・福祉：地域包括支援センター、デイサービスセンター
- 教育・文化：阪南市役所、阪南市立図書館、サタダホール
- 金融：コンビニエンスストアATM、郵便局、銀行ATM
- 交流・健康増進：阪南市地域交流館、地域交流センター、阪南市防災コミュニティセンター、尾崎公民館



資料：阪南市人口ビジョン

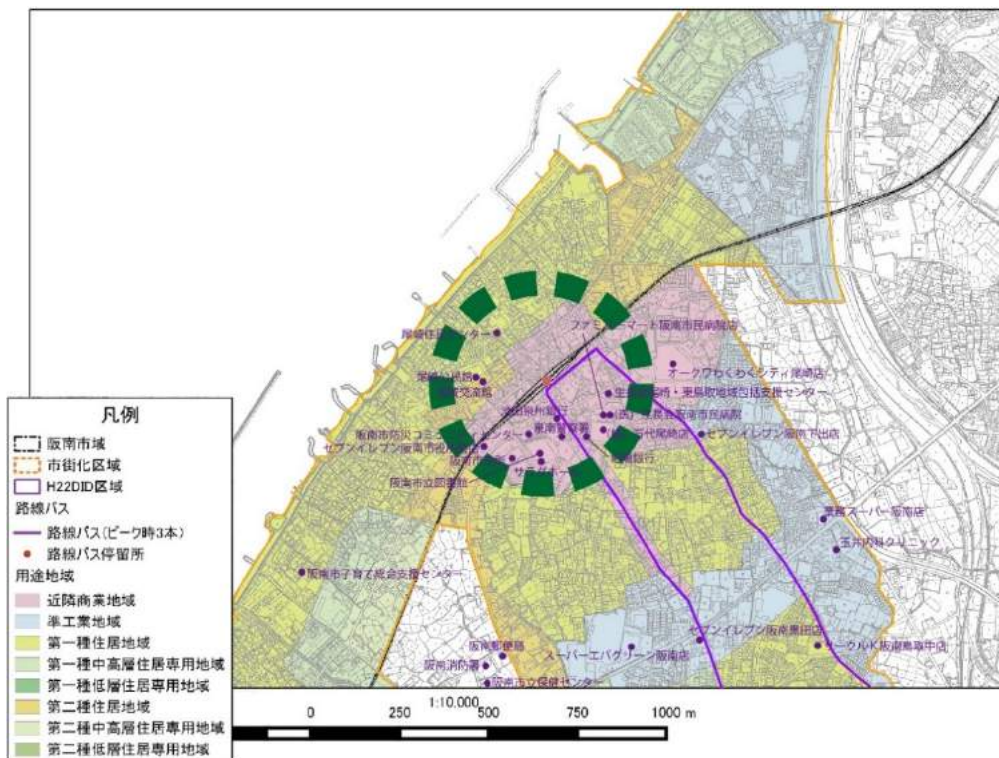
図 地区別人口の推移

表 将来推計

単位：人

	尾崎地区	
	2010年	2040年
人口総数	7,396	6,511
総数15歳未満	983	935
総数15～64歳	4,670	3,434
総数65～75歳	1,676	2,142
総数75歳以上	634	1,240

* 2040年：阪南市人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時



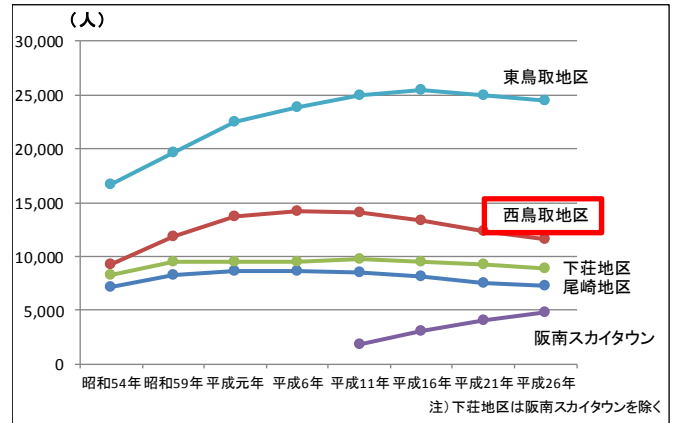
2) 西鳥取地区拠点

<人口>

西鳥取地区の人口（平成26年（2014年）で11,602人）は、平成6年（2004年）をピークに減少傾向にあり（住民基本台帳より）、将来的にも人口減少、少子高齢化が進行すると推計されています（阪南市人口ビジョン（出生目標および移動目標達成時）参考）。

<交通>

地域交通の拠点として、鳥取ノ荘駅（各停停車駅）が位置します。



資料：阪南市人口ビジョン

図 地区別人口の推移

<主な既存施設>

以下のような施設が位置します。

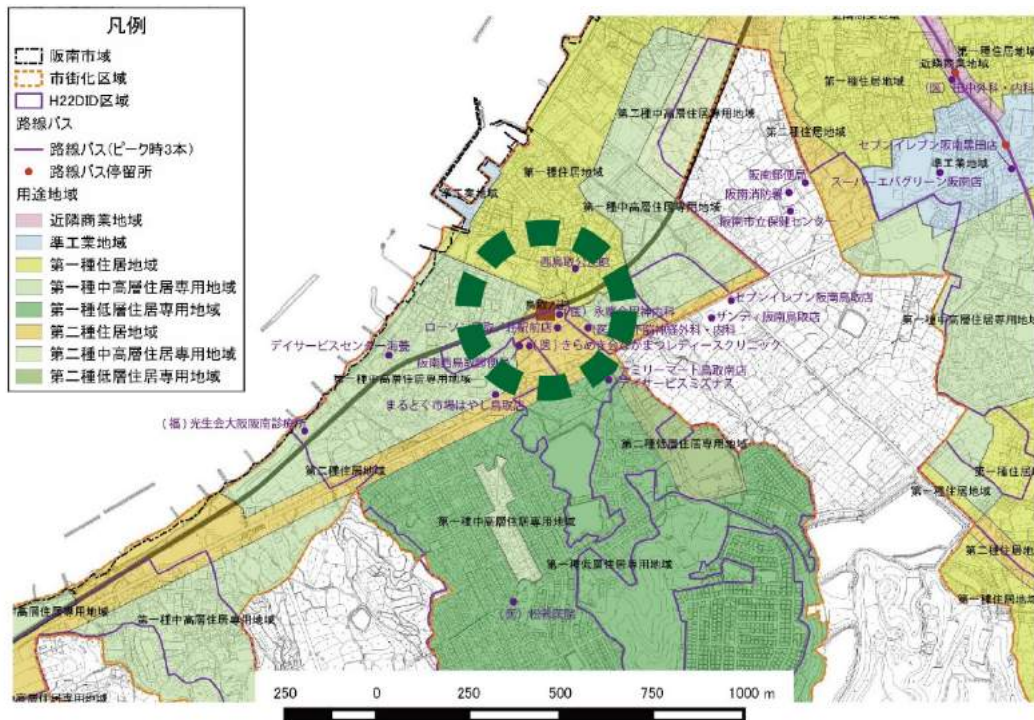
- 商業：コンビニエンスストア、スーパーマーケット
- 医療：脳外科内科、内科
- 介護・福祉：デイサービスセンター、グループホーム
- 金融：コンビニエンスストアATM、郵便局、銀行ATM
- 交流・健康増進：西鳥取公民館

表 将来推計

単位：人

	西鳥取地区	
	2010年	2040年
人口総数	11,765	9,458
総数15歳未満	1,299	1,292
総数15～64歳	7,394	4,737
総数65～75歳	3,068	3,429
総数75歳以上	1,165	2,236

* 2040年：阪南市人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時



3) 箱作地区拠点

<人口>

本地域を含む下荘地区（阪南スカイタウンを除く）の人口（平成26年（2014年）で8,944人）は減少傾向にあり（住民基本台帳より）、将来的にも人口減少、少子高齢化が進行すると推計されています（阪南市人口ビジョン（出生目標および移動目標達成時）参考）。

<交通>

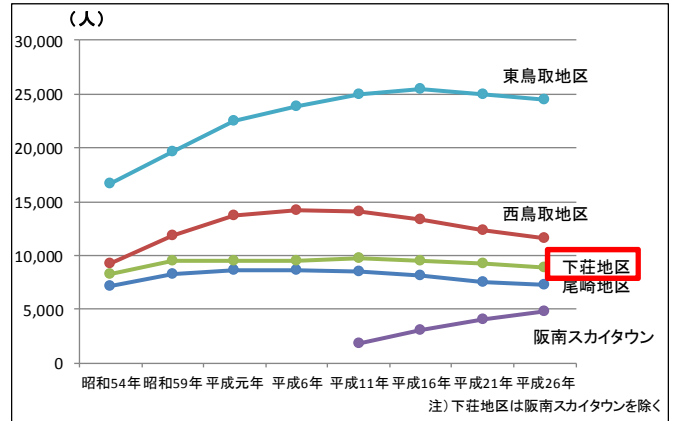
地域交通の拠点として、箱作駅（各停停車駅）が位置します。

また、箱作駅から阪南スカイタウンに向け路線バスが運行され、地区内をコミュニティバスが運行しています。

<主な既存施設>

以下のような施設が位置します。

- 商業：コンビニエンスストア
- 医療：内科皮膚科、診療所
- 介護・福祉：地域包括支援センター
- 金融：銀行、郵便局及びコンビニエンスストアのATM



資料：阪南市人口ビジョン

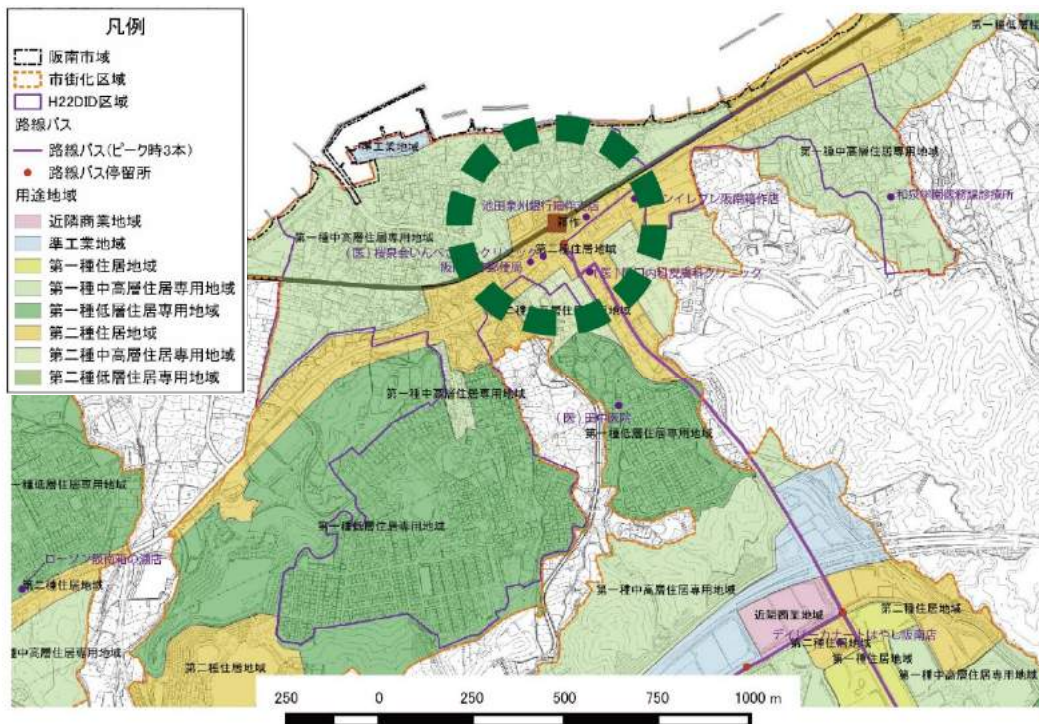
図 地区別人口の推移

表 将来推計

単位：人

	下荘地区 (阪南スカイタウンを除く)	
	2010年	2040年
人口総数	9,221	7,388
総数15歳未満	1,098	984
総数15～64歳	5,612	3,836
総数65～75歳	2,488	2,568
総数75歳以上	1,066	1,521

* 2040年：阪南市人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時



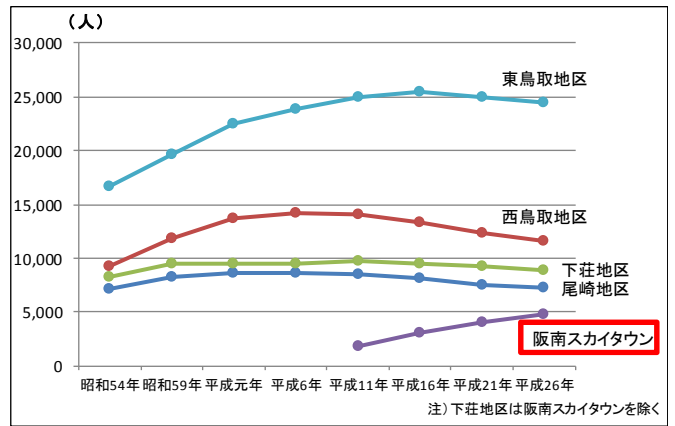
4) 阪南スカイタウン地区拠点

<人口>

阪南スカイタウンの人口（平成 26 年（2014 年）で 4,751 人）は増加傾向にあり（住民基本台帳より）、将来的にも当面は増加すると推計されています（阪南市人口ビジョン（出生目標および移動目標達成時）参考）。

<交通>

阪南スカイタウンの地区内は、路線バスおよびコミュニティバスが循環しています。第二阪和国道沿道に位置します。



資料：阪南市人口ビジョン

図 地区別人口の推移

<主な既存施設>

以下のような施設が位置します。

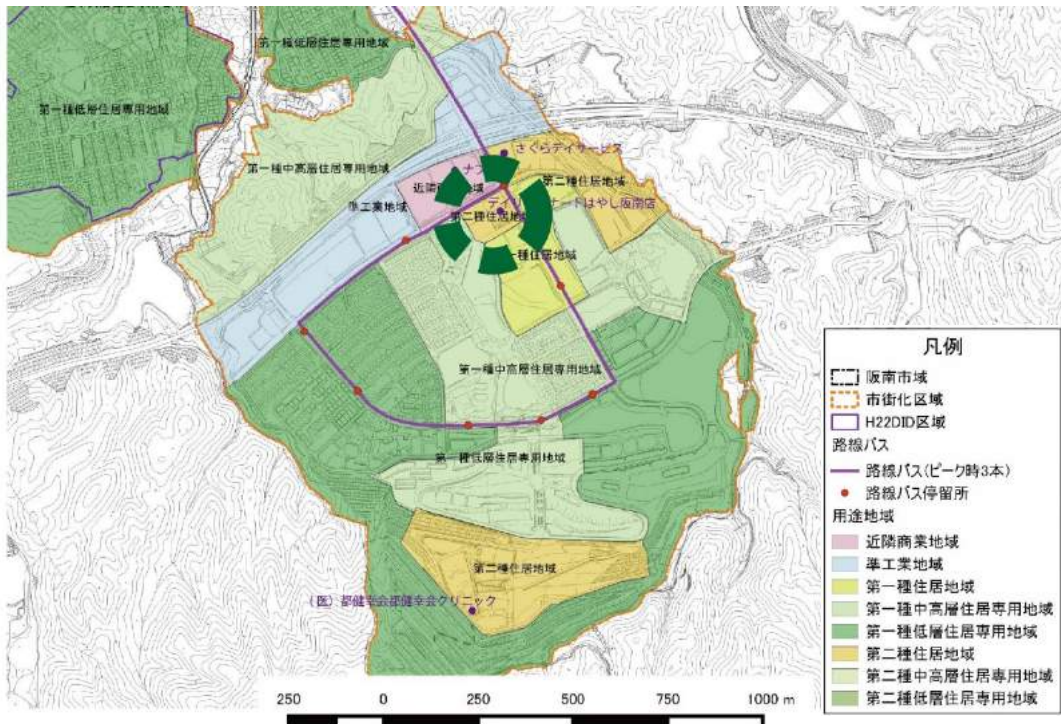
- 介護・福祉：デイサービスセンター
- 商業：ホームセンター、食品スーパーマーケット
- 金融：銀行 ATM

表 将来推計

単位：人

	阪南スカイタウン	
	2010年	2040年
人口総数	4,059	4,622
総数15歳未満	1,094	775
総数15～64歳	2,560	2,537
総数65～75歳	402	1,310
総数75歳以上	132	630

* 2040年：阪南市人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時



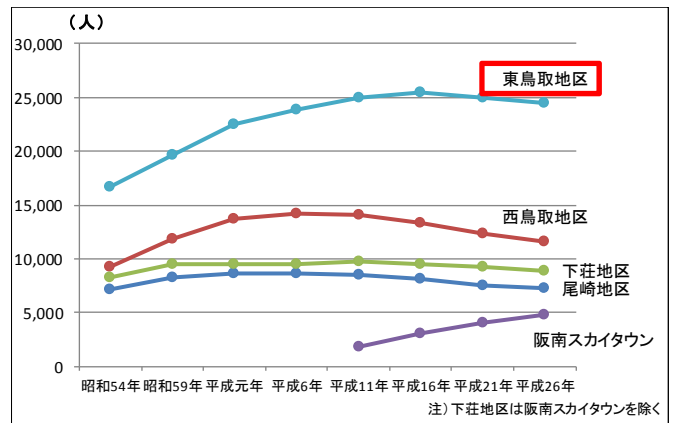
5) 東鳥取公民館周辺地区拠点

<人口>

本地域を含む東鳥取地区の人口（平成 26 年（2014 年）で 24,443 人）は、平成 16 年（2004 年）をピークに減少傾向にあり（住民基本台帳より）、将来的にも人口減少、少子高齢化が進行すると推計されています（阪南市人口ビジョン（出生目標および移動目標達成時）参考）。

<交通>

東鳥取公民館周辺（半径 250m）には、バス停留所が 4 か所位置します。



資料：阪南市人口ビジョン

図 地区別人口の推移

<主な既存施設>

以下のような施設が位置します。

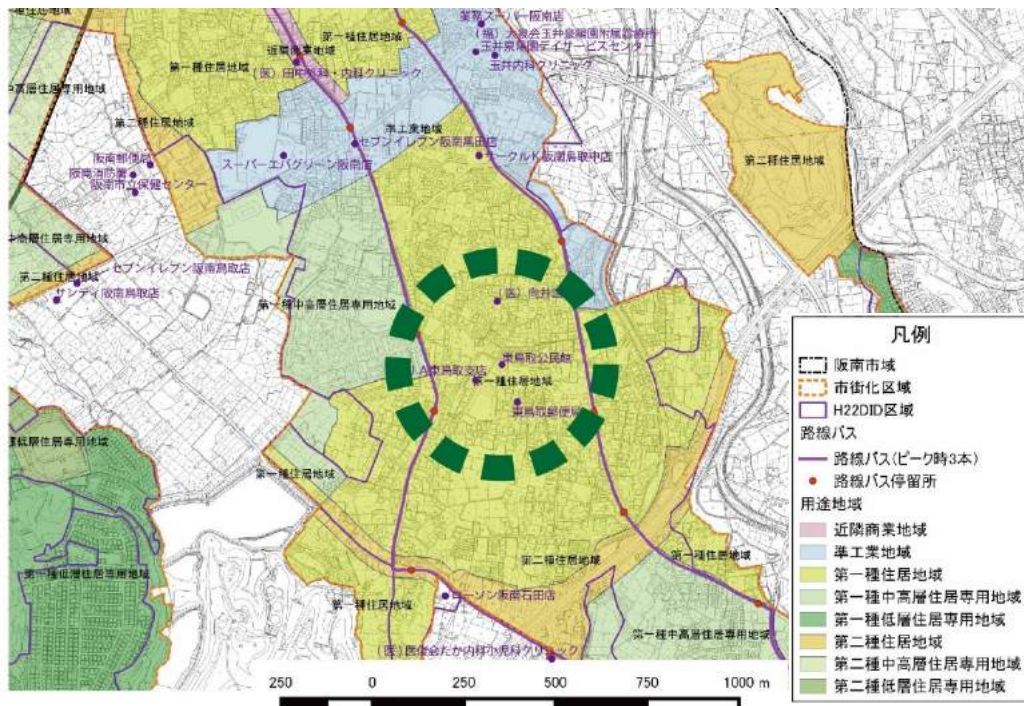
- 医療：内科小児科
- 教育・文化：東鳥取公民館
- 金融：郵便局

表 将来推計

単位：人

	東鳥取地区	
	2010年	2040年
人口総数	24,205	22,045
総数15歳未満	3,605	3,226
総数15～64歳	15,485	11,594
総数65～75歳	5,092	7,225
総数75歳以上	2,065	4,056

* 2040年：阪南市人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時



6) 和泉鳥取駅周辺地区拠点

<人口>

本地域を含む東鳥取地区の人口（平成 26 年（2014 年）で 24,443 人）は、平成 16 年（2004 年）をピークに減少傾向にあり（国勢調査より）、将来的にも人口減少、少子高齢化が進行すると予測されています（阪南市人口ビジョン（出生目標および移動目標達成時）参考）。

<交通>

地域交通の拠点として、和泉鳥取駅（各停停車駅）が位置します。

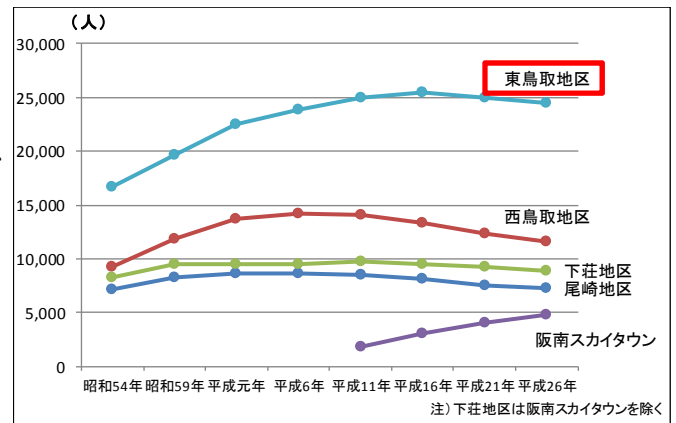
近くまで路線バス（約 180m）が運行しています。

山中溪地区（約 2,000m）に隣接しており、鉄道およびコミュニティバスで山中溪へアクセス可能です。

<主な既存施設>

主な都市機能増進施設として、以下のような施設が位置します。

- 商業：コンビニエンスストア
- 介護・福祉：デイサービスセンター
- 金融：コンビニエンスストア ATM、郵便局



資料：阪南市人口ビジョン

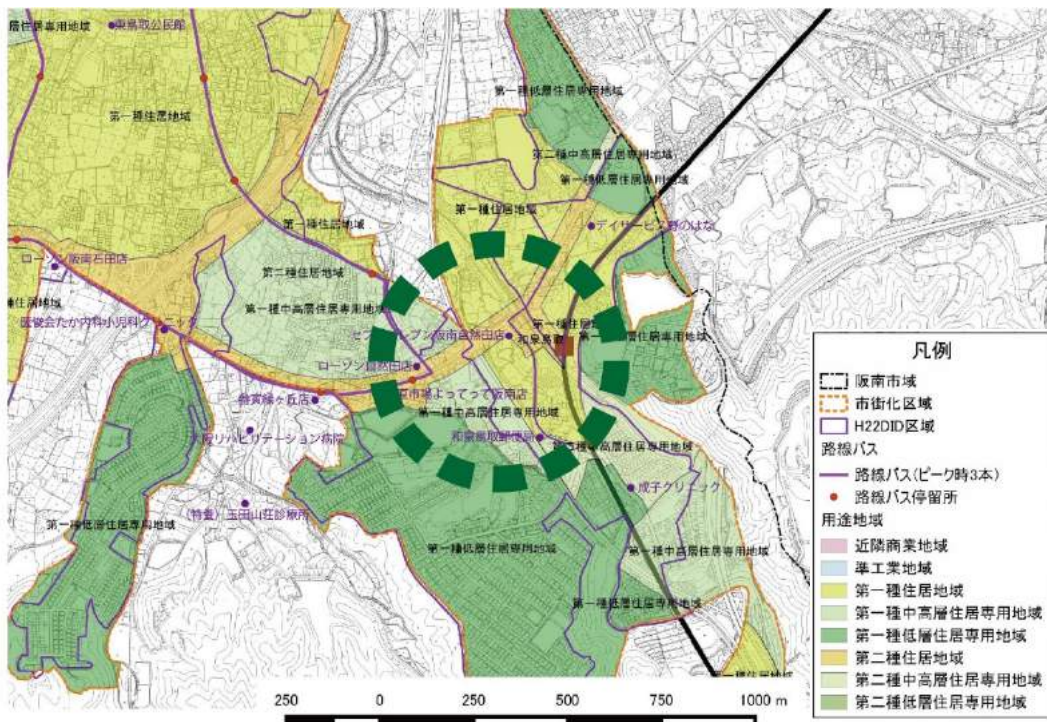
図 地区別人口の推移

表 将来推計

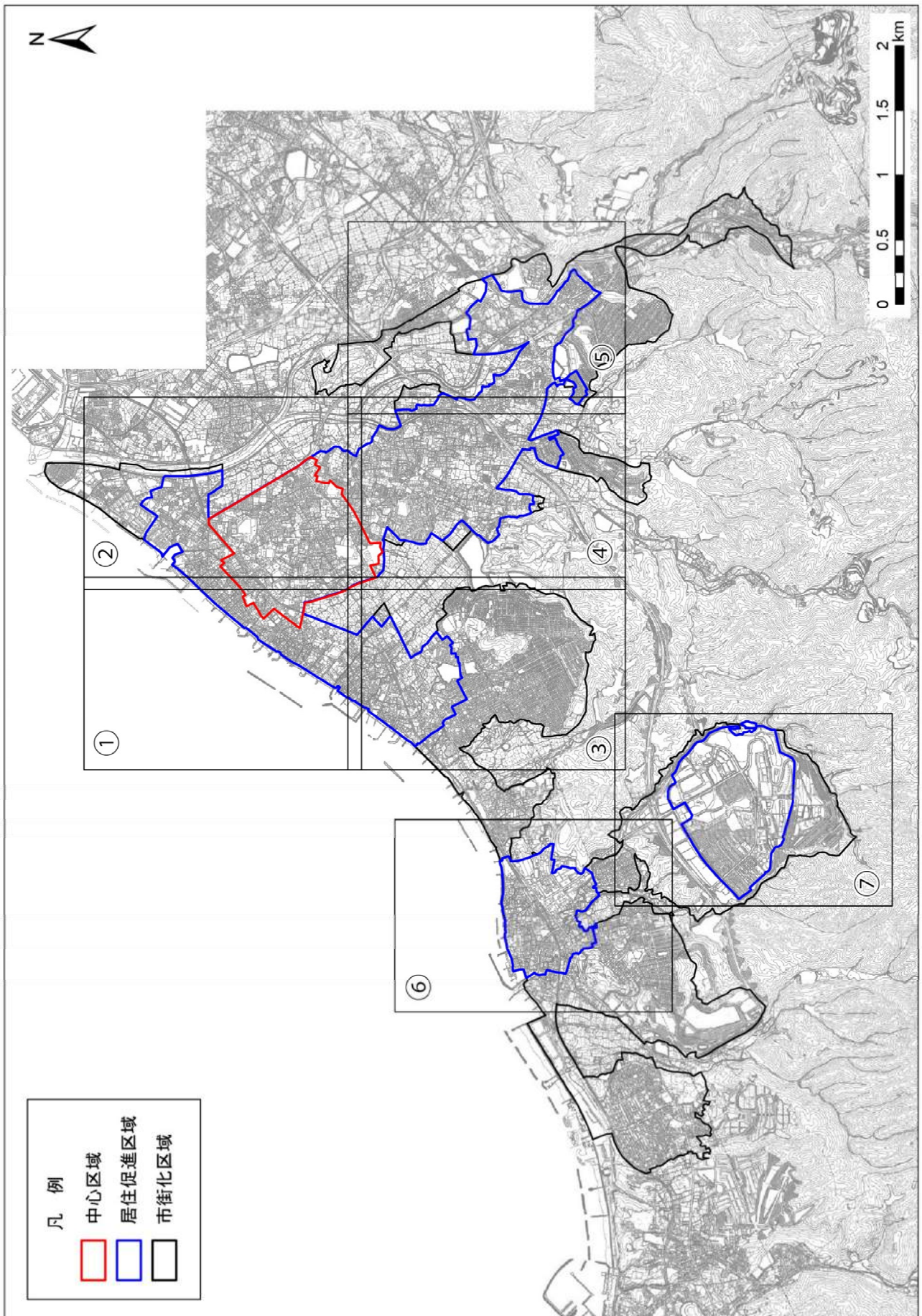
単位：人

	東鳥取地区	
	2010年	2040年
人口総数	24,205	22,045
総数15歳未満	3,605	3,226
総数15～64歳	15,485	11,594
総数65～75歳	5,092	7,225
総数75歳以上	2,065	4,056

* 2040 年：阪南市人口ビジョンにおける出生目標および移動目標達成時






参考資料：誘導区域 詳細図

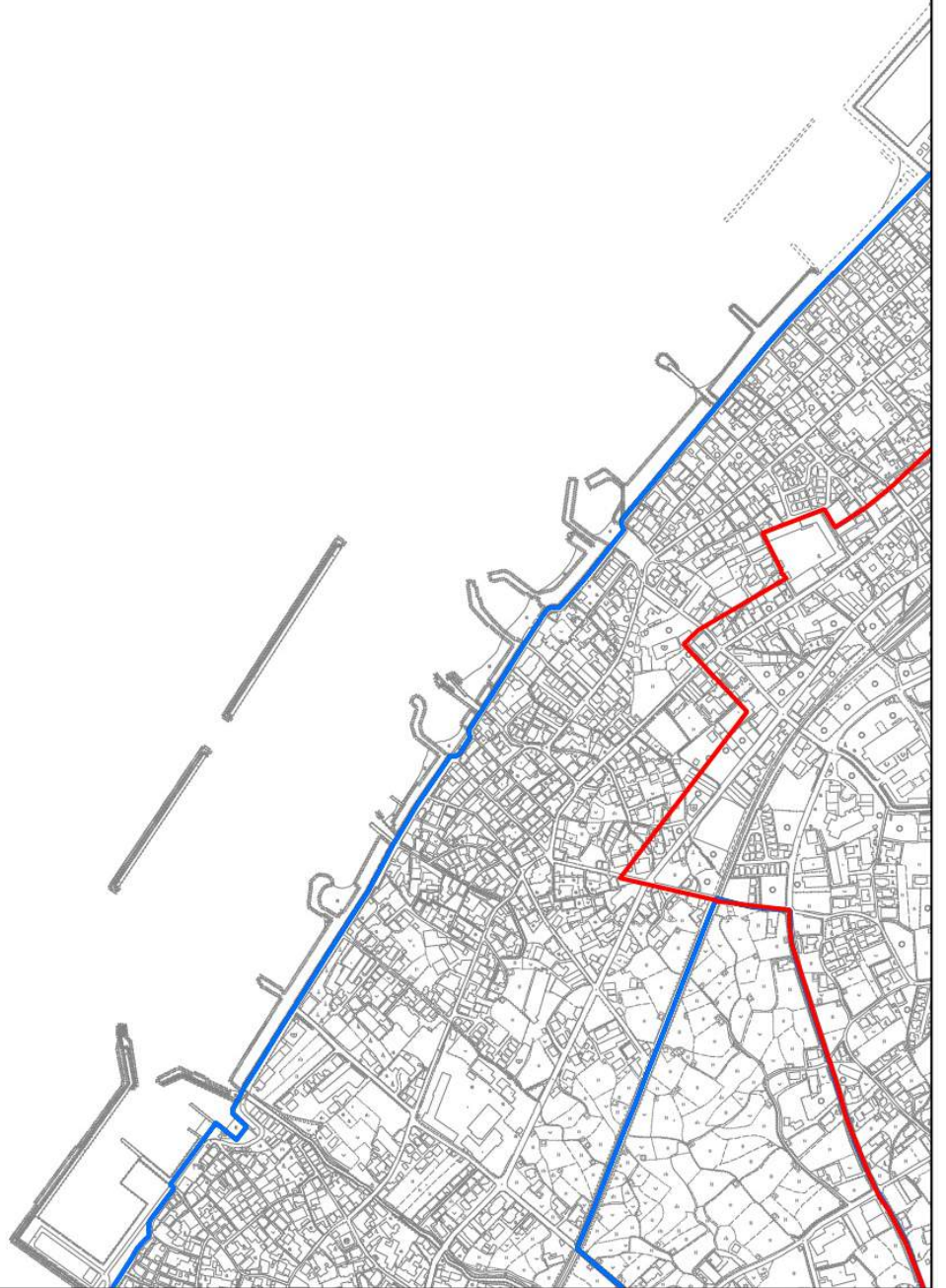


図割 ①



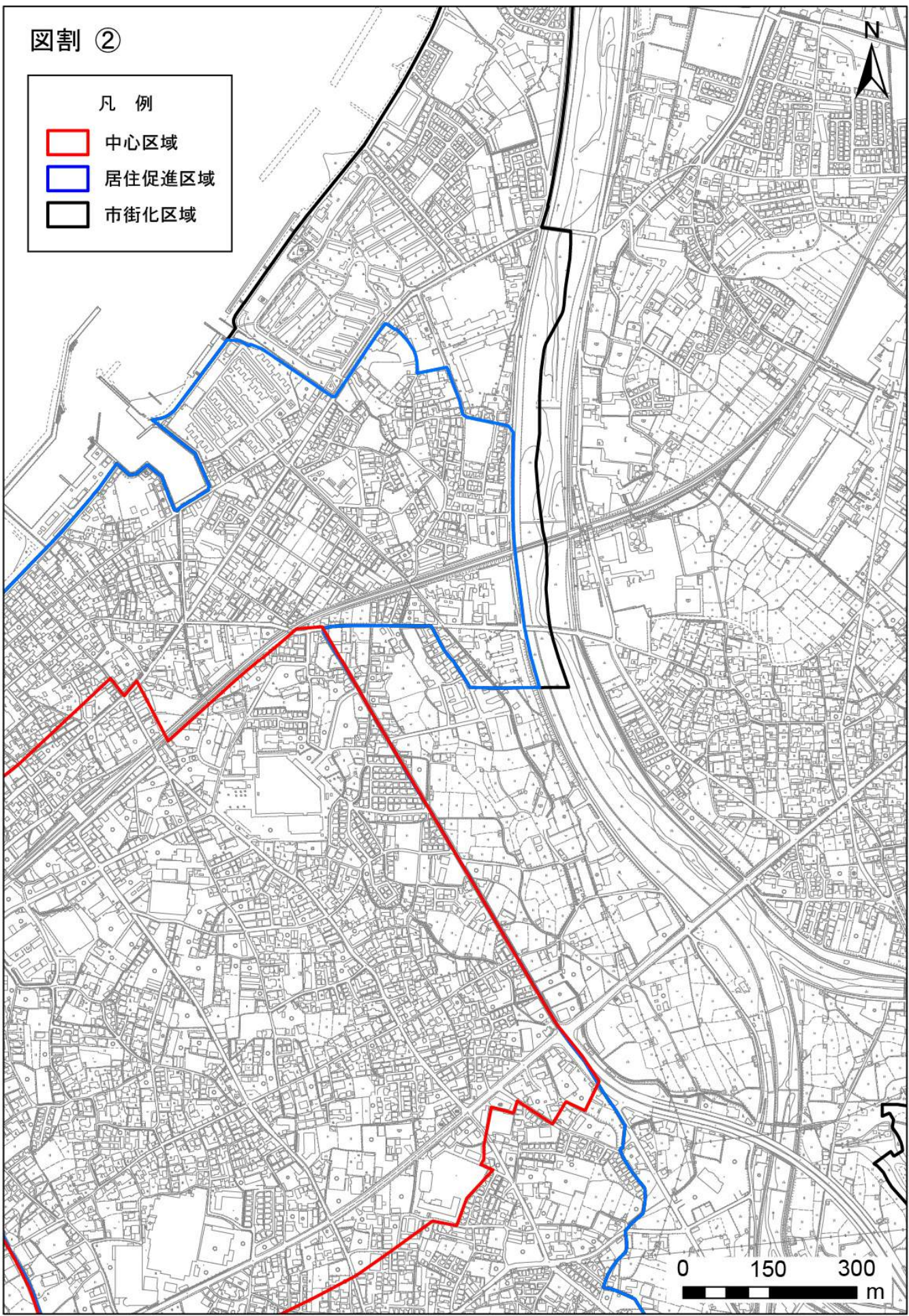
- 凡 例
-  中心区域
 -  居住促進区域
 -  市街化区域

0 150 300
m

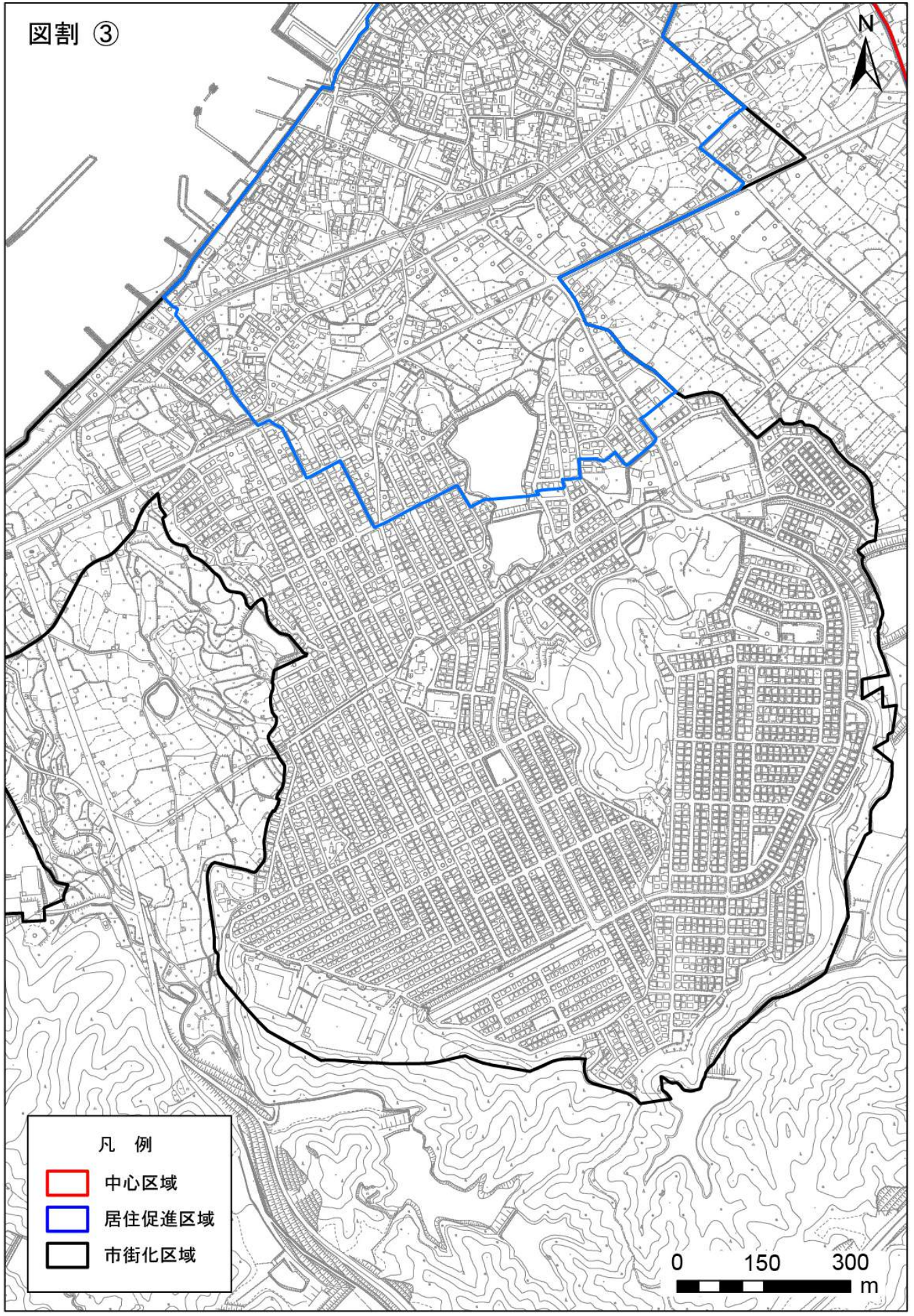


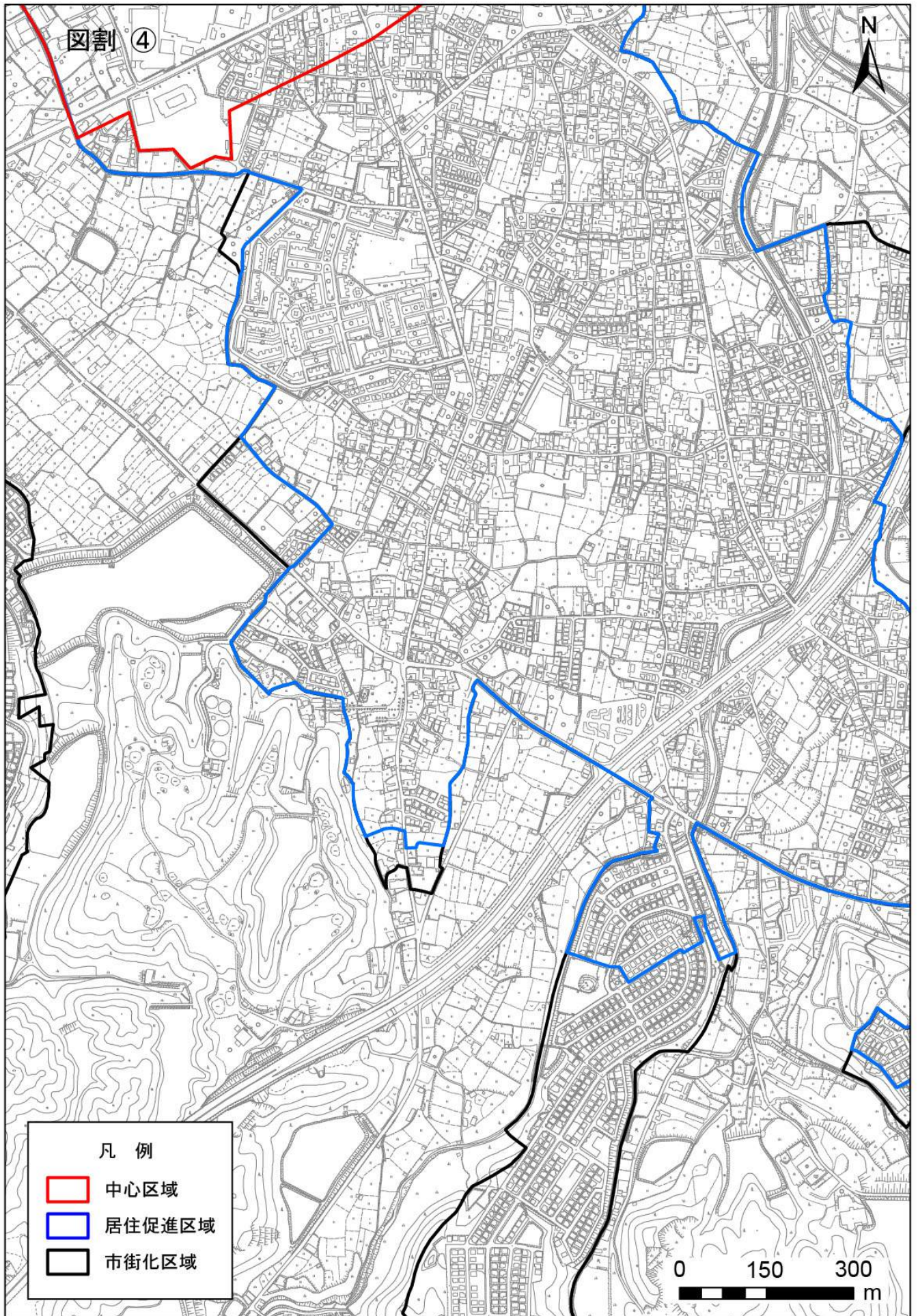
図割 ②

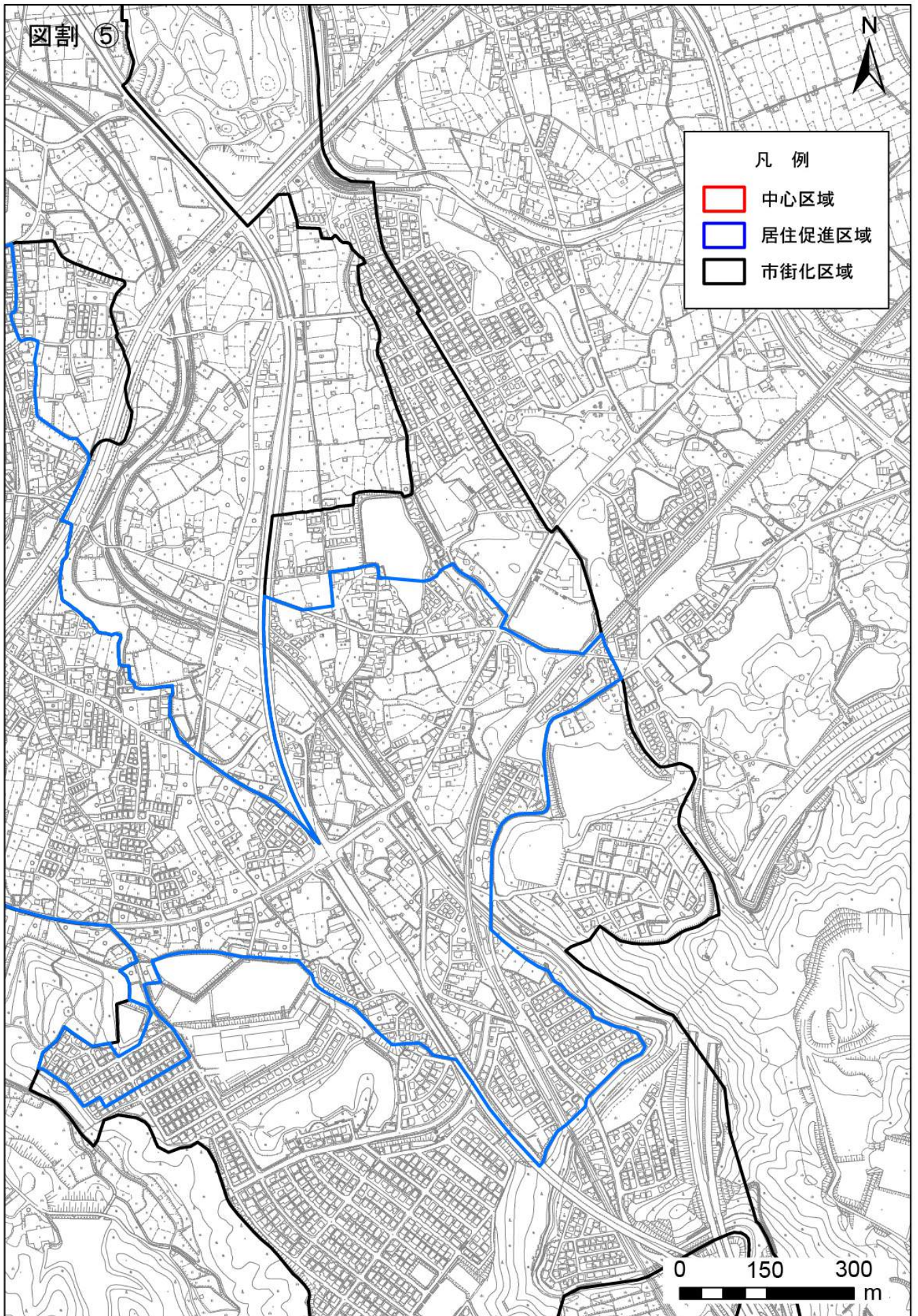
- 凡 例
- 中心区域
 - 居住促進区域
 - 市街化区域



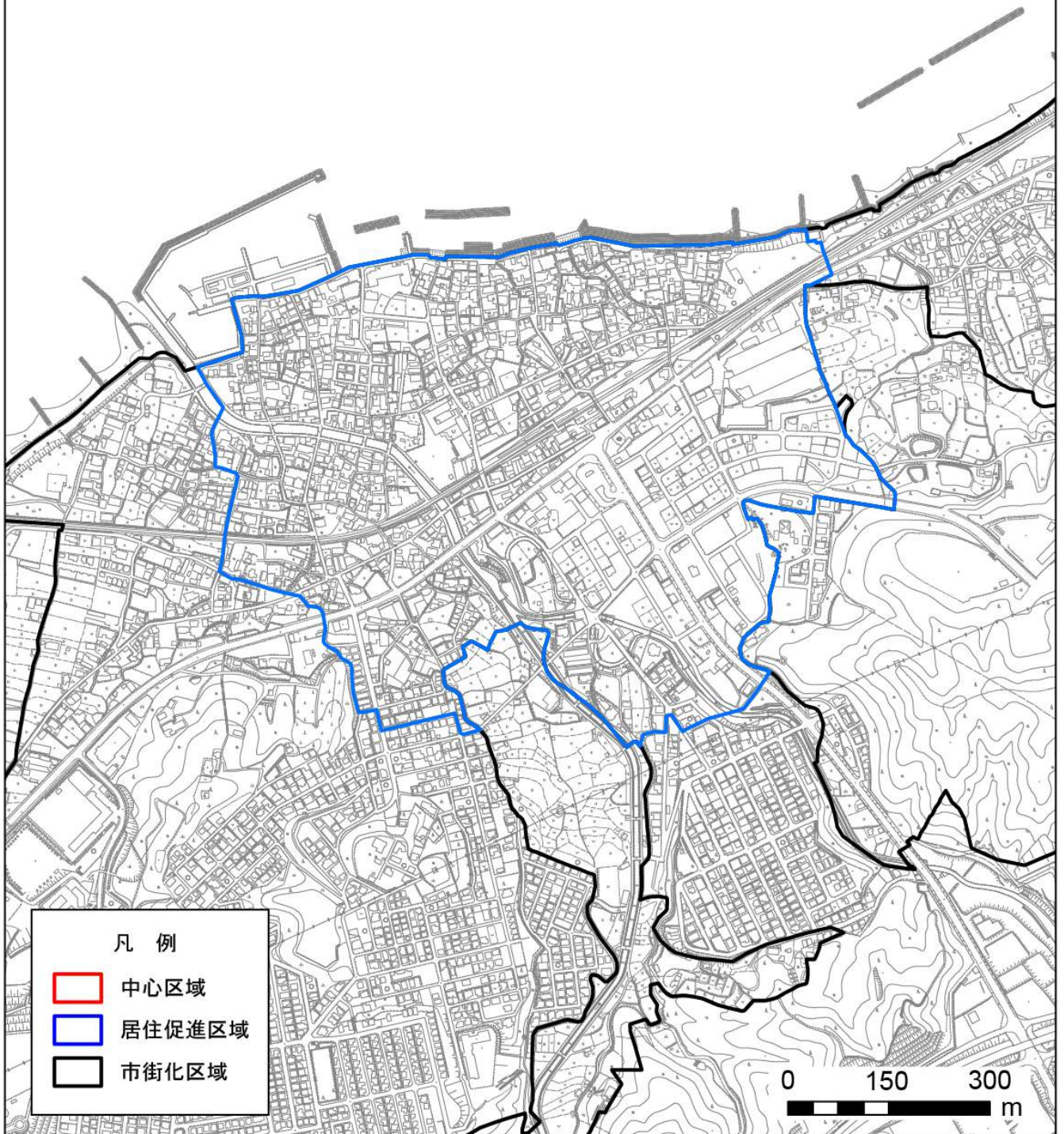
図割 ③

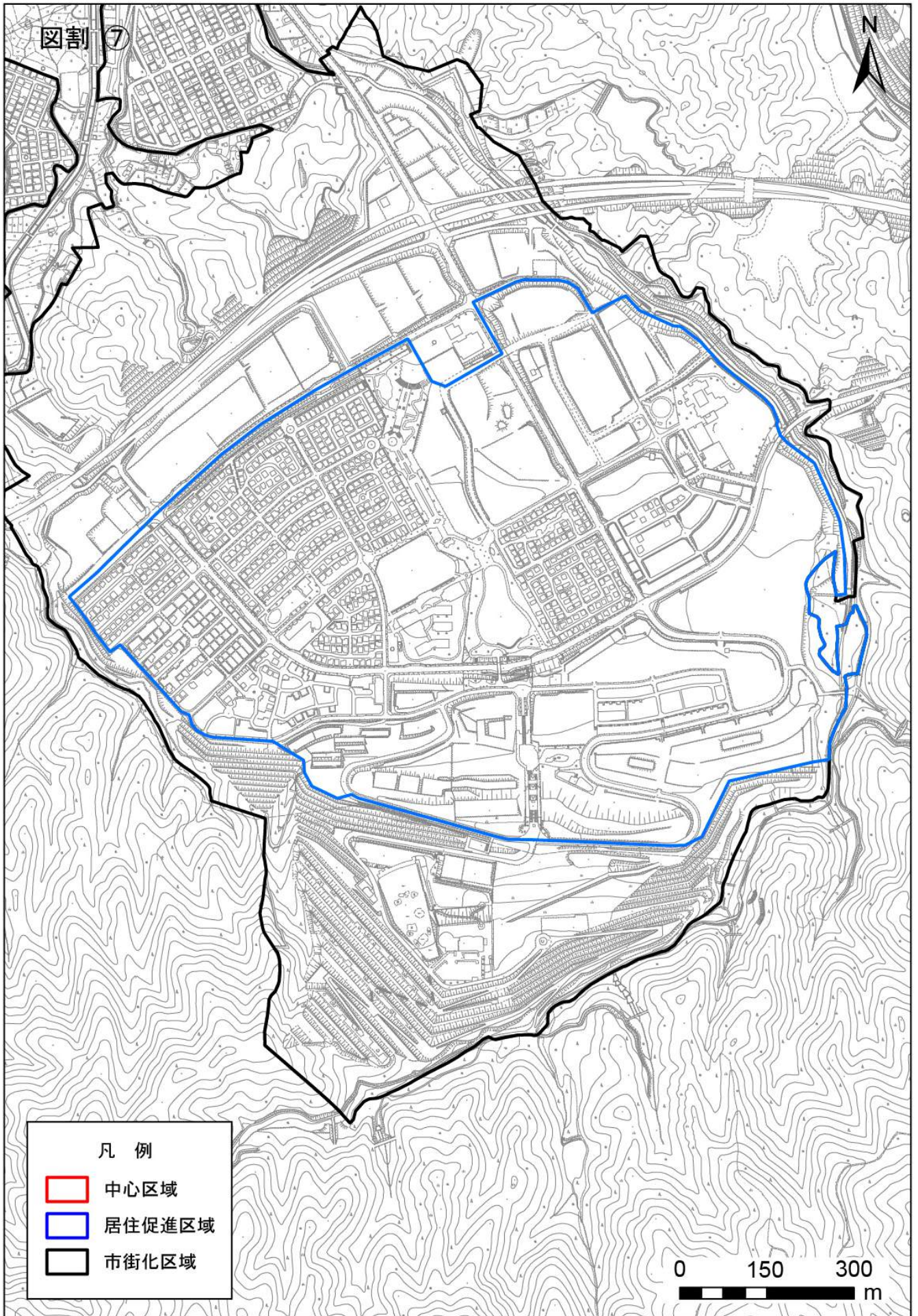






図割 ⑥





阪南市立地適正化計画

平成 30 年（2018 年）8 月発行

発行 / 阪南市

“Hannan City” Compact Plus Network

